

第 1 1 次鳥取市総合計画

(令和3年度～令和7年度)

(答申案)

主な修正箇所は、
黄色蛍光部分です。

目 次

第1編 基本構想

第1章 計画策定の趣旨.....	1
第2章 計画の役割、構成と期間等.....	1
1 計画の役割.....	1
2 計画の構成と期間.....	2
3 計画の進行管理.....	2
第3章 人口と財政の長期的な見通し.....	3
1 人口・世帯数の見通し.....	3
2 年齢階層別人口割合の見通し.....	4
3 財政の見通し.....	5
第4章 時代の潮流とまちづくりの課題.....	7
1 人口減少、少子化の進展.....	7
2 超高齢社会の到来.....	8
3 求められる地域共生社会の実現.....	9
4 命と暮らしを守る意識・関心の高まり.....	9
5 期待される地域経済の成長と経済・社会変化への対応.....	9
6 交流と連携の活発化.....	10
7 豊かな自然をいかした持続可能な社会の構築.....	10
8 多様化・高度化する自治体経営.....	10
9 市民アンケート調査結果.....	11
(1) 鳥取市がめざすべき将来の都市像について.....	11
(2) 優先すべき施策について.....	12
第5章 まちづくりの方向.....	13
第1節 基本的な考え方.....	13
(1) 「ひと」を大切にするまちづくり.....	13
(2) 「鳥取市らしさ」を大切にするまちづくり.....	13
(3) 「市民一人ひとり」によるまちづくり.....	13
第2節 まちづくりの理念.....	15
第3節 めざす将来像.....	15

第4節 計画推進における基本方針.....	15
基本方針1 多様化する市民ニーズへ対応するための 協働・連携体制の強化.....	15
基本方針2 時代の変化に即応できる組織体制の構築.....	15
基本方針3 将来を見据えた持続可能な財政基盤の確立.....	16
基本方針4 自治体間の広域的な連携の推進.....	16
第5節 まちづくりの目標.....	16
1 誰もが自分らしく暮らし続けることができる、 持続可能な地域共生のまち.....	16
政策1 未来を創る人材を育むまちづくり.....	16
政策2 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが できるまちづくり.....	16
政策3 健康でいきいきと暮らせるまちづくり.....	16
政策4 人権を尊重し、ともに築く共生のまちづくり.....	16
2 人が行きかい、にぎわいあふれるまち.....	17
政策1 ビジネス環境の変化に対応した生産性の高い 活力あるまちづくり.....	17
政策2 人が集う交流と連携のまちづくり.....	17
政策3 文化芸術の薫りあふれるまちづくり.....	17
政策4 快適で暮らしやすい生活環境づくり.....	17
3 豊かな自然と調和して、安全・安心に暮らせるまち.....	17
政策1 安全・安心に暮らせるまちづくり.....	17
政策2 環境にやさしいまちづくり.....	17
第6節 第11次鳥取市総合計画の体系.....	18
第7節 第11次鳥取市総合計画と第2期鳥取市創生総合戦略.....	19
第6章 都市のすがた.....	20

政策4 人権を尊重し、ともに築く共生のまちづくり

基本施策1 人権擁護の推進と人権意識の醸成.....	56
基本施策2 男女共同参画社会の形成.....	58
基本施策3 地域福祉の推進.....	60
基本施策4 多文化共生のまちづくりの推進.....	62
基本施策5 協働のまちづくりの推進.....	64

まちづくりの目標2 人が行きかい、にぎわいあふれるまち

政策1 ビジネス環境の変化に対応した生産性の高い活力あるまちづくり

基本施策1 持続可能な経済成長の実現.....	66
基本施策2 工業の振興.....	70
基本施策3 商業とサービス業等の振興.....	72
基本施策4 農林水産業の成長産業化.....	74

政策2 人が集う交流と連携のまちづくり

基本施策1 ふるさと・いなか回帰の促進.....	78
基本施策2 滞在型観光の推進.....	80
基本施策3 シティセールスの推進.....	84
基本施策4 自治体間連携の推進.....	86
基本施策5 他都市との交流の推進.....	88

政策3 文化芸術の薫りあふれるまちづくり

基本施策1 文化芸術によるまちづくりの推進.....	90
基本施策2 文化財の保存・整備による「まちづくり」資産の形成.....	92

政策4 快適で暮らしやすい生活環境づくり

基本施策1 生活基盤の充実.....	94
基本施策2 中心市街地の活性化.....	98
基本施策3 魅力ある中山間地域の振興.....	102
基本施策4 交通ネットワークの充実.....	106
基本施策5 地域情報化の推進.....	110

まちづくりの目標3 豊かな自然と調和して、安全・安心に暮らせるまち

政策1 安全・安心に暮らせるまちづくり

基本施策1 地域防災力の向上.....	112
基本施策2 防犯・交通安全対策の充実.....	116
基本施策3 安全・安心な消費生活の確保.....	118

政策2 環境にやさしいまちづくり

基本施策1 循環型社会の形成.....	120
基本施策2 環境保全活動の推進.....	122
付属資料.....	124

第 1 編

基本構想

第1編 基本構想

第1章 計画策定の趣旨

本市は、平成30年4月、山陰東部圏域の発展の核となる中核市¹へ移行するとともに「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏²」を形成し、その中心市として、圏域全体の活性化と持続的発展に向けた取組を進めています。

しかしながら、時代の潮流は、人口減少や急速な少子高齢化の進展による社会構造の変化、新型コロナウイルス感染症の発生を契機とした新たな経済・社会状態への変化、大規模な災害の頻発等に伴う命や暮らしを守る意識や関心の高まりなど、大きな変革期を迎えています。

こうした中、本市が持続的に発展していくためには、これらの社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、SDGs³やSociety 5.0⁴など新たな視点を取り入れることが重要で、さらに多様化・高度化する行政需要に対応できる経営基盤を強化し、市民等⁵の参画と協働を一層高めながら、圏域全体で未来へと発展するまちづくりを進めていくことが重要です。

これらの状況を踏まえ、多くの市民から意見や提案をいただきながら、自信と誇り、夢と希望に満ちた明るい未来を切り拓く「第11次鳥取市総合計画」を策定します。

第2章 計画の役割、構成と期間等

1 計画の役割

この計画は、「鳥取市自治基本条例⁶」に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を図るため策定するものです。

令和12年度までの長期展望に立って、市勢振興の基本的方向を示すとともに、本市のめざす将来の都市像を明らかにするものであり、具体的には次のような役割を担うものです。

(1)市民等においては、市民が主役となるまちづくりの方向性を明らかにしたものです。

¹ 中核市：都市の人口規模によって定められた日本の都市制度の1つ。市に都道府県の事務権限を移譲する制度で、中核市には、政令指定都市に準じた事務が移譲される。

² 因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏：平成30年4月に鳥取県東部1市4町、兵庫県新温泉町とで形成し、令和2年3月に香美町が参画した。圏域における地方創生の一層の拡充・発展を図り、圏域全体の活性化・持続的発展をめざして取組を進めている。

³ SDGs：Sustainable Development Goals の略。2015（H27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016（H28）年から2030（R12）年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

⁴ Society 5.0：狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）をいう。

⁵ 市民等：市内に在住する人、市内で働きまたは学ぶ人、市内において事業または活動を行う団体。

⁶ 鳥取市自治基本条例：市民、議会、行政の役割や責務、参画と協働のまちづくりを推進するための仕組み、市政運営のあり方など、本市のまちづくりの基本ルールを明らかにした条例。

- (2) 鳥取市においては、長期的な市政運営のめざす目標を明らかにし、市民とともに主体的かつ計画的にまちづくりに取り組む上での指針となるものです。
- (3) 国、県、連携町等に対しては、計画の実現に向けた連携やそれぞれの役割を明確にする上で本市の施策を明らかにするものです。

2 計画の構成と期間

この計画は、次のとおり「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。

- (1) 基本構想・・・10年間（令和3年度～令和12年度）

基本構想は、本市のめざす将来像とその実現に向けた「まちづくりの目標」を明らかにしたものです。また、主な指標として、人口と財政の長期的な見通しを示します。

- (2) 基本計画・・・5年間（令和3年度～令和7年度）

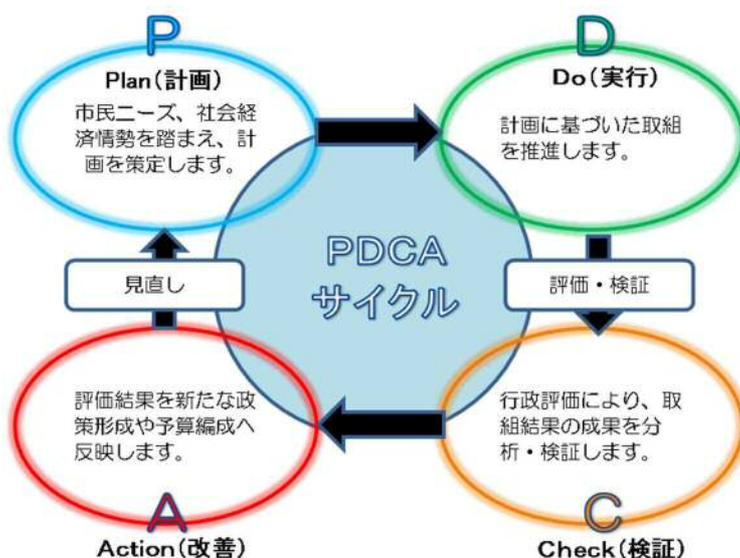
基本計画は、基本構想を実現するために令和7年度までの5年間に取り組む施策と指標（目標）を明らかにします。また、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定した「第2期鳥取市創生総合戦略」（令和3年度～令和7年度）を、総合計画の「重点施策」と位置付け、一体的に推進します。

- (3) 実施計画・・・基本計画の期間内で3年以内（毎年度見直し）

実施計画は、基本計画で示された施策に基づき、向こう最大3年間に実施する具体的な事業を明らかにします。

3 計画の進行管理

「まちづくりの目標」の実現に向け、戦略的に施策等を展開するため、PDCAサイクル⁷により成果を重視した進行管理を行います。



⁷ PDCAサイクル：PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（検証）、ACTION（改善）の4つのステップを一つのプロセスとしてとらえ組織を運営していくことで、継続的な改善を図るマネジメントの考え方。

第3章 人口と財政の長期的な見通し

令和 12 年度までの 10 年間に於ける本市の人口と財政に関する見通しは次のとおりです。

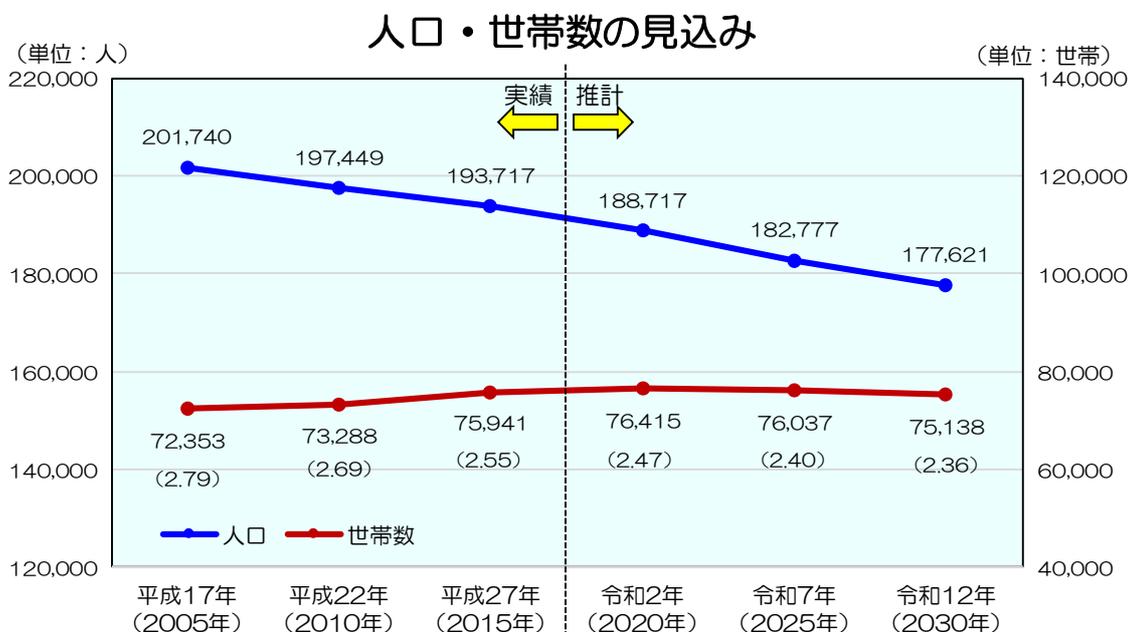
1 人口・世帯数の見通し

我が国の人口は、平成 20 年（2008 年）の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の推計⁸（出生率・死亡率を中位に仮定した場合）では、令和 42 年（2060 年）には 9,284 万人に落ち込み、その後も減少が続くと見込まれています。

本市の人口もまた、少子化や生産年齢人口（15 歳～64 歳）の転出超過、あるいは 65 歳以上の高齢者（以下、「高齢者」という。）人口の増加に伴う死亡数の増加等から、平成 17 年（2005 年）の国勢調査人口 20 万 1,740 人をピークに減少傾向となっています。

「鳥取市人口ビジョン(令和 3 年 3 月改訂)」⁹の人口の将来展望では、令和 7 年(2025 年)には 18 万 2,777 人、令和 12 年（2030 年）には 17 万 7,621 人に減少すると見込んでいます。

また、世帯数は、過去の推移から令和 7 年には 7 万 6,037 世帯、1 世帯あたりの世帯人員は 2.40 人程度になると予測され、今後もさらに核家族化が進み、特にひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯が増加すると見込まれます。



資料：人口及び世帯数は、平成 17 年～平成 27 年は国勢調査、令和 2 年以降は「鳥取市人口ビジョン」の人口等の将来展望。

※ () は 1 世帯あたりの構成員数。

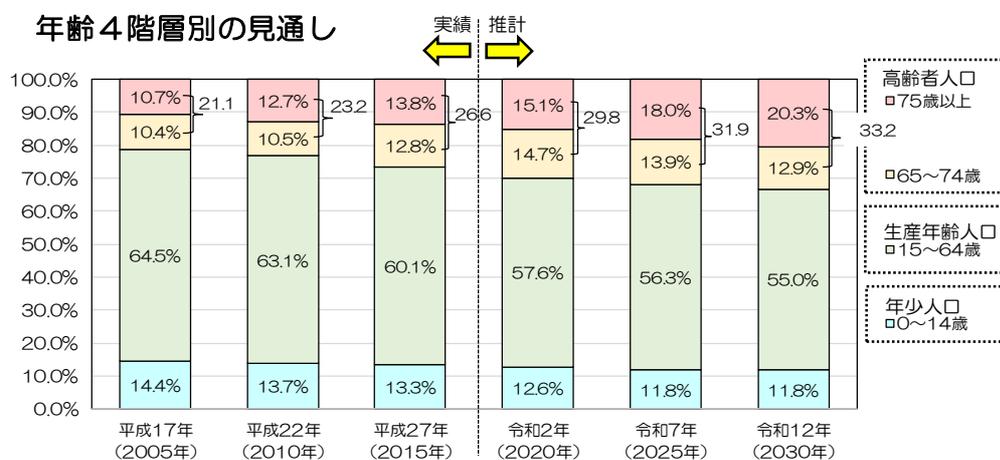
⁸ 国立社会保障・人口問題研究所の推計：人口や世帯の動向、社会保障政策や制度の研究を行っている、厚生労働省に所属する国立の研究機関が示した日本の将来推計人口（平成 29 年推計）。

⁹ 鳥取市人口ビジョン：本市の人口の現状を分析し、めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。（令和 3 年 3 月改訂）

2 年齢階層別人口割合の見通し

年齢階層別の人口では、平成27年（2015年）に26.6%であった本市の高齢者人口の割合は、令和12年（2030年）には6.6%上がり33.2%となり、高齢化が一層進展すると見込まれます。このうち医療や介護が必要となるリスクが高まる75歳以上人口は、令和7年（2025年）に団塊の世代¹⁰がすべて75歳以上に到達することで大幅に増加すると見込まれます。

一方、平成27年（2015年）に13.3%であった本市の年少人口（0歳～14歳）の割合は、令和12年（2030年）には1.5%下がり11.8%となると予測され、生産年齢人口（15歳～64歳）の割合は、平成27年（2015年）に60.1%であったものが、令和12年（2030年）に5.1%下がり55.0%となり、働く世代の人口構成に占める割合が減少することが見込まれます。



年代	平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)	
	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)
65歳以上	42,651	21.1	45,778	23.2	51,547	26.6
75歳以上	21,511	10.7	25,013	12.7	26,814	13.8
65~74歳	21,140	10.4	20,765	10.5	24,733	12.8
15~64歳	130,141	64.5	124,586	63.1	116,397	60.1
0~14歳	28,948	14.4	27,085	13.7	25,773	13.3
計	201,740	100.0	197,449	100.0	193,717	100.0

年代	令和2年 (2020年)		令和7年 (2025年)		令和12年 (2030年)	
	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)
65歳以上	56,205	29.8	58,316	31.9	59,034	33.2
75歳以上	28,526	15.1	32,910	18.0	36,149	20.3
65~74歳	27,679	14.7	25,406	13.9	22,885	12.9
15~64歳	108,809	57.6	102,820	56.3	97,649	55.0
0~14歳	23,703	12.6	21,641	11.8	20,938	11.8
計	188,717	100.0	182,777	100.0	177,621	100.0

資料：平成17年～平成27年は国勢調査（年齢不詳人口を按分）、令和2年以降は「鳥取市人口ビジョン」の人口の将来展望。

¹⁰ 団塊の世代：一般的に、昭和22～24年（1947～49年）生まれの大きな人口の隆起を指す。

3 財政の見通し

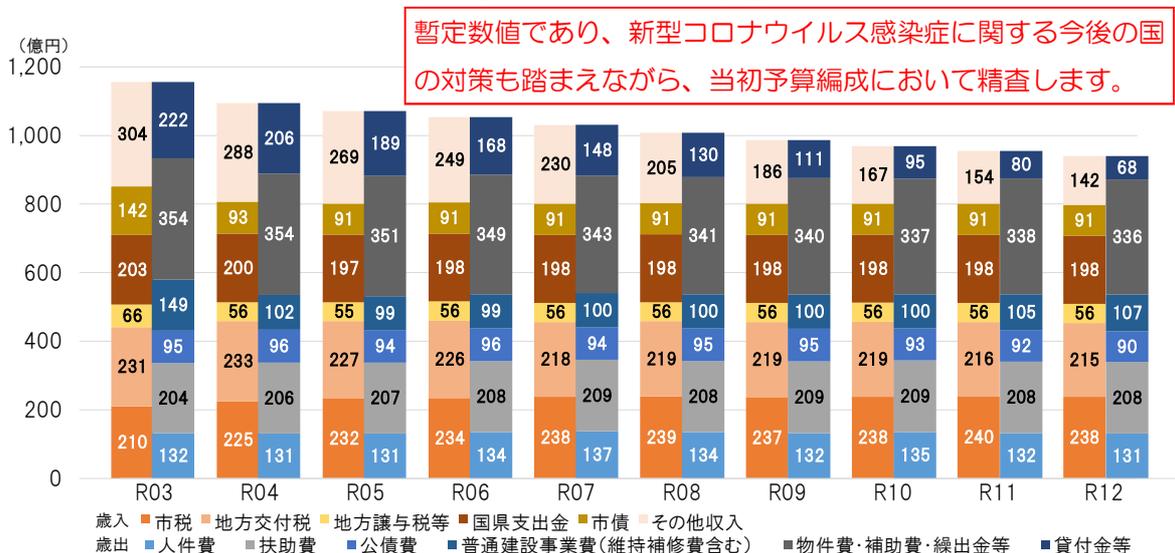
本市では、急速な人口減少や少子高齢化、地域課題の多様化など社会情勢が大きく変化していく中、安定した行政運営を維持するとともに、必要な市民サービスの水準を確保するため、鳥取市行財政改革大綱¹¹に基づき、経費の節減や事務の合理化、将来にわたる財源の確保に取り組むとともに、本市の特性や強みを生かした「選択と集中」による財政運営を実践してきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の地域経済への影響により、個人市民税や法人市民税を中心に市税収入は大幅に落ち込み、収束とともに回復は見込まれるものの、生産年齢人口の減少や土地の評価額が下落傾向にあることなどから、今後、大幅な伸びは期待できない状況にあります。また、地方交付税についても人口減少等の影響から減少が想定されるなど、安定した財源の確保が容易ではない状況にあります。

このような収入見通しの中、引き続き、徹底した行財政改革を進めることで、財政収支の均衡を図っていきますが、少子高齢化の急速な進行や子育て世代に対する支援の拡充などによる社会保障費の増加に加え、公共施設の老朽化に伴う維持・更新経費が今後大きな財政負担となり、厳しい財政運営になることが予想されます。

そのため、中長期的な展望に立ち、地域経済の活性化や市民所得の向上に、全力で取り組むとともに、借入金残高の削減や不測の事態に備えた基金の積立など計画的な財政運営を進めることで、中核市として、本市はもとより連携中枢都市圏域全体の将来を見据えた地方創生の推進を可能とする、持続可能な財政基盤を確立することが求められます。

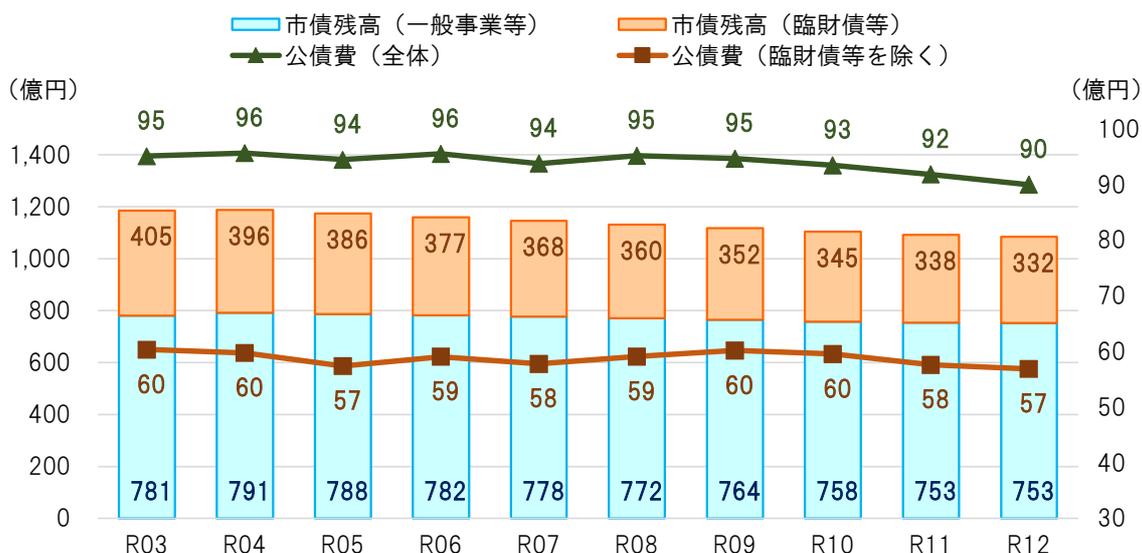
一般会計歳入・歳出の見通し



※地方交付税など国の制度が変わらないことを前提に推計しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症緊急経済対策で予算規模が増えており、令和3年度以降も、財政への影響は続くものと見込まれます。
 ※これら見通しは、現時点の推計額であり、新たな行政需要や新型コロナウイルス感染症など緊急的に発生する諸課題、国の地方財政計画や税制の改正など、変化する社会情勢へ柔軟に対応できるよう、毎年度、当初予算編成に合わせて5か年の中長期財政見通しを策定・公表することで、財政の健全性と透明性を維持します。

¹¹ 鳥取市行財政改革大綱：本市が進める行財政改革の指針となるもの。昭和61年に第1次を策定以降、改訂を重ねながら、現在は、第7次大綱で「質の高い市民サービスの提供と効率的な行政経営の両立」の実現に向けて取り組んでいる。

市債残高、公債費の見通し



※臨財債（臨時財政対策債¹²）の制度が継続（年額 26 億円）するものとして推計しています。
 ※近年、市有施設の耐震対策や小・中・義務教育学校、可燃物処理施設の整備などを集中的に進めたことで、市の借入金残高（市債残高）、借入金返済額（公債費）は令和 4 年度にピークを迎えます。引き続き、道路や建物など建設事業の平準化を図り、新たな市債の発行を抑制（年間 50 億円未満）することで、将来の負担を低減します。

基金残高の見通し



※緊急的な収入減や財政需要に対応し、継続して安定的な財政運営ができるよう財政調整基金等（財政調整基金¹³と減債基金¹⁴の合計）の残高 50 億円（標準財政規模¹⁵の約 1 割）を目標に積み立てます。

財政指標の見通し

財政指標	国の基準	類似都市平均(R1)	現状(R1)	目標(R11)	備考
実質公債費比率 ¹⁶	25%	10.4%	10.3%	9%以下	類似都市：中国・四国地方県庁所在中核市（松江市、下関市、高松市、松山市、高知市）。
将来負担比率 ¹⁷	350%	95.0%	69.6%	65%以下	

※主要な財政指標は、いずれも国が示す基準を大幅に下回っています。引き続き、将来を見据えた計画的な財政運営に努め、健全財政を維持します。

¹² 臨時財政対策債：国が財源不足により地方交付税の総額を確保できない場合に、不足分を地方が借り入れる地方債。借入金返済額は、全額が地方交付税で賄われる。

¹³ 財政調整基金：災害など必要やむを得ない理由で財源不足が生じた場合に活用するための積立金。

¹⁴ 減債基金：借入金の返済を計画的に行うための積立金。

¹⁵ 標準財政規模：地方自治体が通常水準の行政サービスを提供するうえで必要となる一般財源の目安となる数値。

¹⁶ 実質公債費比率：地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。この割合が小さいほど財政の自由度が高いと評価される。

¹⁷ 将来負担比率：地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている将来の負担の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。この割合が小さいほど、将来の負担が少ないと評価される。

第4章 時代の潮流とまちづくりの課題

わたしたちを取り巻く時代の潮流で本市に関わりがあるもの、そして総合計画策定の背景として認識すべきものとしては、次のようなことが考えられます。

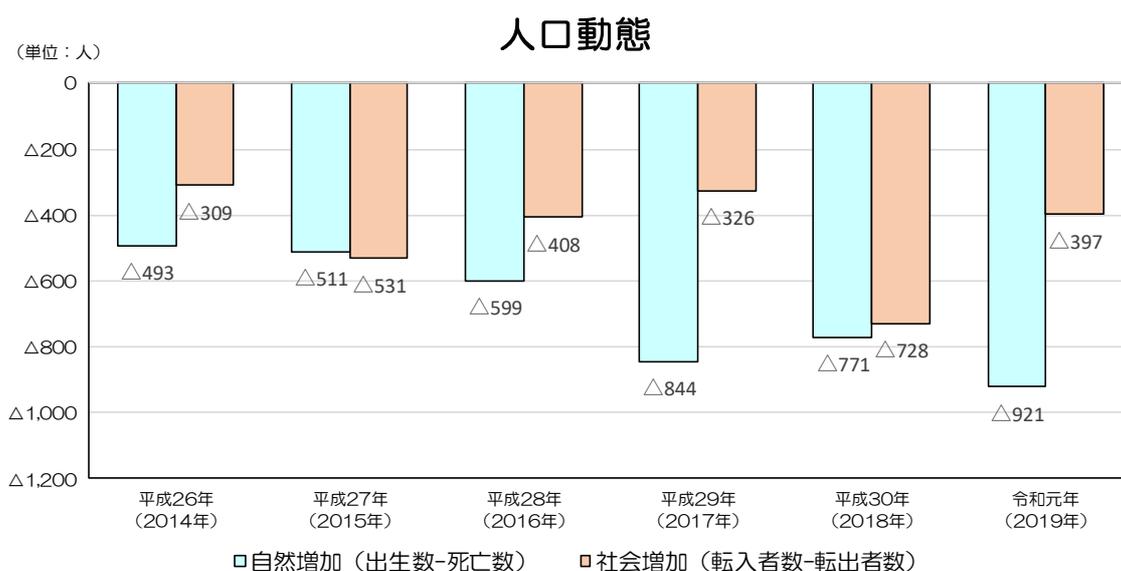
1 人口減少、少子化の進展

我が国の人口は、地方圏を中心に減少が続いていますが、令和12年(2030年)から令和17年(2035年)の間に、すべての都道府県で人口が減り始め、令和27年(2045年)には7割の市区町村で平成27年(2015年)に比べ、人口が2割以上減少すると推計されています。

また、出生数は、第2次ベビーブームの昭和48年(1973年)に約209万人を記録して以降減少傾向にあり、平成28年(2016年)以降、年間100万人を下回っています。この世代が20歳代となる令和22年(2040年)頃には、社会の支え手となる生産年齢人口がさらに減少し、社会の活力の維持が問題となります。

本市においても、就職や進学による若者の大都市圏への流出が、人口減少や少子化の進展に拍車をかけており、引き継がれてきた文化・技術の継承をはじめ、空き家・空き店舗の増大、公共交通の確保など生活機能や地域コミュニティ¹⁸の維持等、社会の活力低下が懸念されます。

これらを踏まえ、人口減少、少子化を前提とした地域社会のあり方を検討し、若者が「住み続けたい」、「住んでみたい」と思う魅力あるまちづくりや、子どもを安心して産み育てやすい環境づくり、郷土愛の醸成や教育の充実など未来を担う人材の育成、高齢者や女性など幅広い人材が活躍できるまちづくりなどを進め、人口が減少しても持続的で活力のある、すべてのひとが暮らしやすいまちをつくっていくことが必要です。



資料：鳥取県人口移動調査(年報)(鳥取県公表)

¹⁸ 地域コミュニティ：地域または共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うもの。

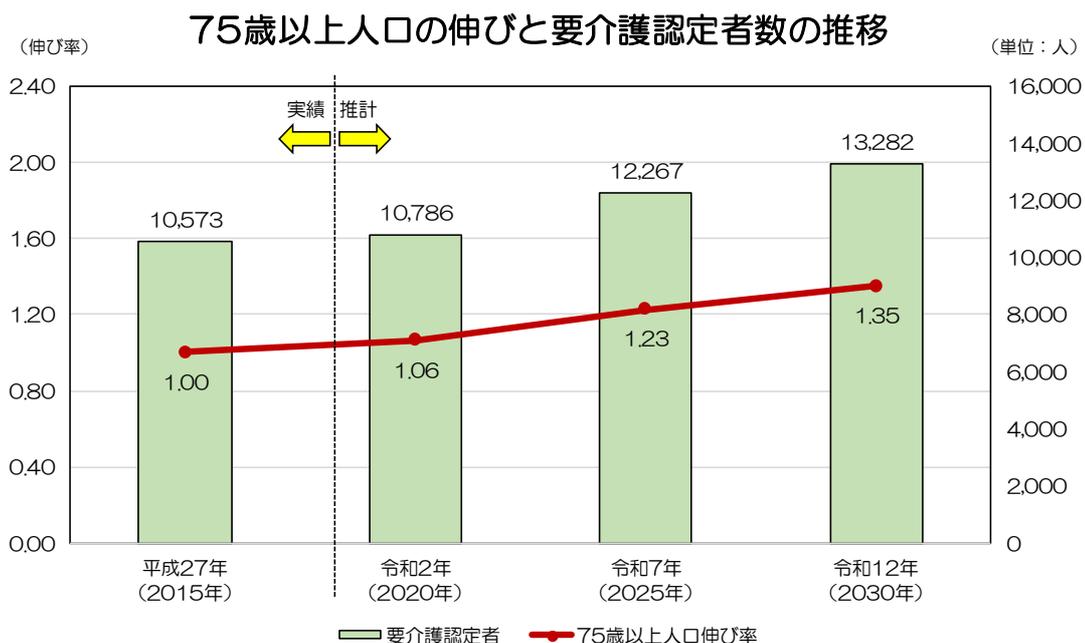
2 超高齢社会¹⁹ の到来

我が国の高齢者人口の割合は年々上昇しており、昭和45年（1970年）に7%を、平成6年（1994年）に14%を超え、令和元年（2019年）には28.4%となっています。

また、令和7年（2025年）には、団塊の世代（出生数260～270万人/年）がすべて75歳以上に到達し、また令和22年（2040年）には、団塊ジュニア世代²⁰（出生数200～210万人）が65歳以上に到達することから、高齢者人口がピークに達するなど、医療や介護に係る社会保障費も増大することが見込まれます。

本市においても、医療や介護を必要とする高齢者が今後さらに増加するとともに、核家族化の進展や平均寿命の延伸に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加することが見込まれます。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、健康寿命²¹の延伸や、医療や介護、生活支援などの包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の充実・強化に向けた取組が必要です。



資料：平成27年は国勢調査と介護保険事業状況報告、令和2年以降は「鳥取市人口ビジョン」の人口の将来展望と第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の推計による算出値。

¹⁹ 超高齢社会：一般的に、65歳以上の人口が、全人口に対して7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれている。

²⁰ 団塊ジュニア世代：一般的に、昭和46～49年（1971～74年）生まれの大きな人口の隆起を指す。

²¹ 健康寿命：平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。

3 求められる地域共生社会の実現

全国的に、社会的孤立、ひきこもり、生活困窮、8050問題²²など、個人や世帯の抱える生活課題は複雑化し、さらに外国人住民の増加に伴う社会的ニーズの多様化も予想されています。このような中、地域コミュニティのつながりの希薄化や担い手不足など、地域で理解し合い、支え合う体制が弱体化するなど、住民のニーズやまちづくりの課題は複雑かつ多様化しています。

本市においても、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合い、地域や関係機関などの多様な主体が参画し、行政とも協働しながらさまざまな生活課題やまちづくりの課題に対応した取組を推進することが求められています。

複雑化・多様化する地域課題への取組を進め、誰もが住み慣れた地域で、共に助け合い、支え合いながら、生きがいを持ち、いつまでも安心して暮らせる地域共生社会づくりが必要です。

4 命と暮らしを守る意識・関心の高まり

日本各地で地震や台風、酷暑や記録的な短時間での豪雨など、大規模な自然災害が頻発しています。また、新型コロナウイルス感染症など未知の感染症への対応を迫られる一方で、振り込め詐欺や架空請求詐欺など、日常生活の安全・安心を脅かす事象・事件が後を絶ちません。

本市では、減災や犯罪の未然防止、感染症対応をはじめ、行政による支援（公助）はもとより、「自らの身は自ら守る（自助）」、「私たちのまちはみんなで守る（共助）」の共通認識により、市民や地域、各関係機関が連携して、災害や犯罪から自らの生命と財産を守る地域づくりを進めています。さまざまなリスクに対する危機管理体制の一層の充実・強化を図ることが求められています。

このため、危機事象に機敏に対応できる、安全・安心に暮らせるまちづくりが必要です。

5 期待される地域経済の成長と経済・社会変化への対応

生産年齢人口の減少により、人手不足や後継者確保の困難化が全国的に深刻化し、地域の経済活動の制約となる恐れが懸念されます。また、未知の感染症が、私たちの生活様式や社会の仕組みを一変させつつあることを踏まえて、今後も想定外の事態が生じた場合に、柔軟かつ大胆な対応が必要となります。

本市においては、成長分野の産業育成や地域に必要な人材の育成、多様で柔軟な働き方への転換等を進めるとともに、直面する大きな課題である雇用の維持や事業の継続、市民生活の下支えに取り組んでいるところですが、刻々と変化する社会・経済情勢に対し迅速かつ的確に対応することが、これまで以上に求められています。

今後も国や県の動向、国内外の経済・社会情勢を踏まえながら、本市の持続的な経済成長を実現させるため、経済・社会の変化に的確に対応していくことが必要です。

²² 8050問題：高齢の親と働いていない独身の50歳代の子が同居している世帯の生活上の問題。

6 交流と連携の活発化

交通ネットワークやICT²³の利便性が向上する中、SNS²⁴などによる情報交換・交流をもとに現地を訪問・観光するなど、ライフスタイルが多様化するとともに、訪日外国人が歴史・文化の体験・交流等を求めて地方都市へ来訪する機会が増大するなど、外国人が身近にいる状況が日常的になりつつあります。また、近年は、「関係人口」として地方・地域に関わる中で住民との理解を深め、地域の課題解決に貢献する等の新たな取組が目され、将来的な地方移住の裾野の拡大が期待されています。

このような中、本市においては、鳥取砂丘コナン空港発着の「鳥取ー東京」間の1日5便運航や鳥取自動車道、山陰自動車道、山陰近畿自動車道など高速道路ネットワークの整備が進み、また自然や歴史、文化など魅力ある地域資源の戦略的な情報発信等により、交流と連携が拡大・充実する機会を迎えています。

一方、未知の感染症の拡大防止の観点から、国内外の往来が制限される中、これらの動きを停滞させず持続的発展につなげていくためにも、社会の変化に的確に対応しながら、国内外の人々との多様な形での交流や関係づくりを進めることが必要です。

7 豊かな自然をいかした持続可能な社会の構築

国は、持続可能な社会の姿の一つとして「地域循環共生圏」²⁵の創造を掲げ、各地域の美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざしています。

本市においても豊かな自然や再生可能エネルギー²⁶導入などの資源をいかしつつ、安全で安心な暮らしを将来に引き継ぐために、環境負荷の低減と、限りある資源を有効に活用する持続可能な社会を構築していくことが必要です。

8 多様化・高度化する自治体経営

国と地方の関係が見直され、また社会情勢が大きく変化していく中で、市町村は住民に最も身近な行政として、これまで以上に自主性と自立性を高めるとともに、行政のデジタル化など住民の利便性の向上と簡素で効率的な行政運営を行うことが求められています。

一方、地方の財政状況は、生産年齢人口の減少に伴う税収等減少や高齢化の進展による社会保障経費の増大など、今後さらに厳しさを増すことが予想され、加えて、人口急増期に整備してきた公共施設（道路・橋りょう・上下水道等といったインフラや学校・福祉施設等の公共建築物）の老朽化が進行するとともに、更新時期が一斉かつ大量に到来します。

²³ ICT：information and communication technology の略。情報・通信に関連する技術の総称。

²⁴ SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

²⁵ 地域循環共生圏：国が2018年（平成30年）に閣議決定した第五次環境基本計画で提唱。各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う考え方。

²⁶ 再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、エネルギー源として持続的に利用できるものと認められるもの。

本市においても行政改革と強固な財政基盤の構築に取り組むとともに、県、連携町等で連携し、住民サービスを維持するなど、多様化・高度化する行政需要に対応していく自治体経営が必要です。

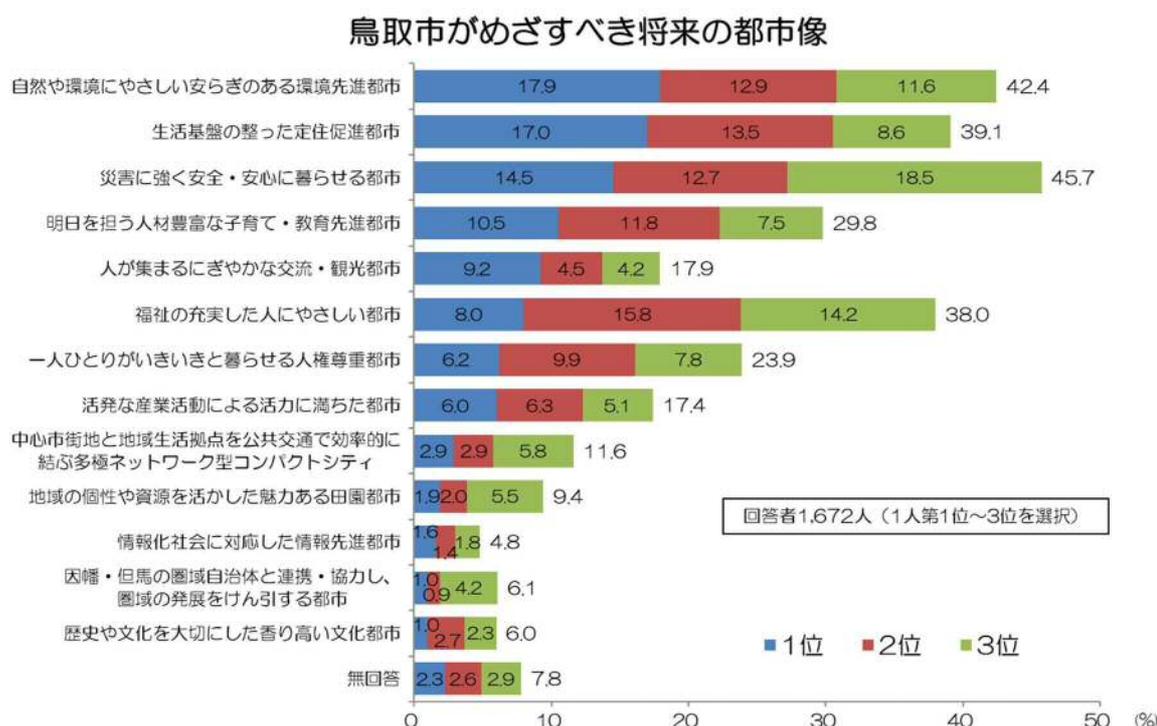
9 市民アンケート調査結果

令和元年度に「鳥取市民アンケート調査²⁷」を行いました。調査結果からみた「鳥取市がめざすべき将来の都市像」、「優先すべき施策」は次のとおりとなっています。

(1) 鳥取市がめざすべき将来の都市像について

「鳥取市がめざすべき将来の都市像」のうち、第1位に選ばれた上位3項目は、以下のとおりです。

第1位 自然や環境にやさしい安らぎのある環境先進都市	17.9%	(前回第2位 15.0%)
第2位 生活基盤の整った定住促進都市	17.0%	(前回第1位 15.6%)
第3位 災害に強く安全・安心に暮らせる都市	14.5%	(前回第3位 12.4%)



²⁷ 鳥取市民アンケート調査:本市の住民登録者の中から無作為抽出した15歳以上の男女4,000人を対象に郵送で実施。有効回収数は1,672件、有効回収率は41.8%。

「鳥取市がめざすべき将来の都市像」のうち、第1位から第3位を合計した上位3項目は、以下のとおりです。

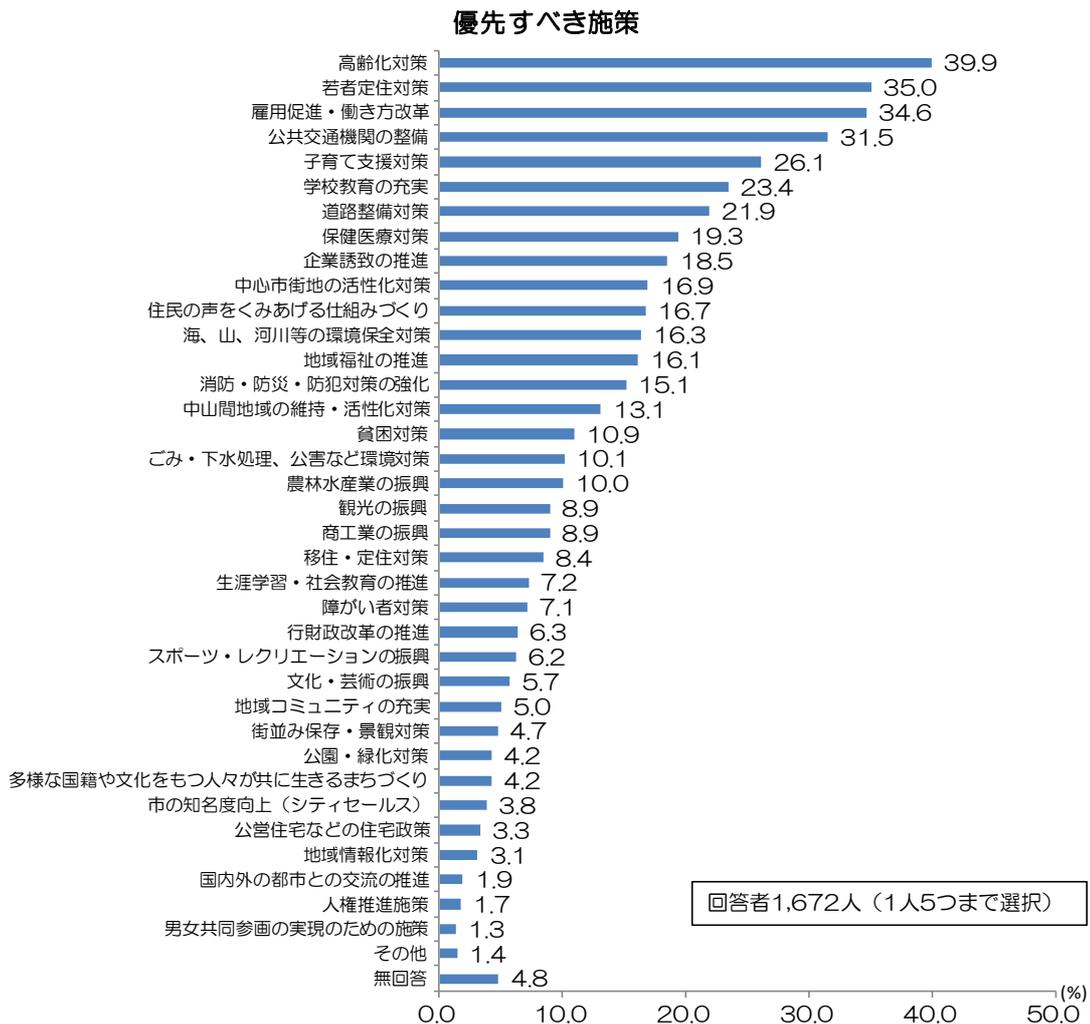
第1位 災害に強く安全・安心に暮らせる都市	45.7%	(前回第2位 38.3%)
第2位 自然や環境にやさしい安らぎのある環境先進都市	42.4%	(前回第4位 36.7%)
第3位 生活基盤の整った定住促進都市	39.1%	(前回第3位 36.9%)

平成27年度に実施した鳥取市民アンケート調査の結果と比較すると、「災害に強く安全・安心に暮らせる都市」をめざすべきと考える人の割合が増加しています。

(2) 優先すべき施策について

「優先すべき施策」の上位3項目は、以下のとおりです。

第1位 高齢化対策	39.9%	(前回第2位 37.4%)
第2位 若者定住対策	35.0%	(前回第3位 33.4%)
第3位 雇用促進・働き方改革	34.6%	(前回第1位 39.9%)



第5章 まちづくりの方向

第1節 基本的な考え方

まちづくりを進めるにあたって、基本的な考え方を次のように定めます。

1 「ひと」を大切にすまちづくり

まちは、市民が生活し活動する空間です。まちづくりの目標は、そこに住み、活動する市民一人ひとりにとって、豊かで、うるおいや活気があり、安全で、住み良いまちをつくることにあります。

本市においては、これまでも「ひと」を原点に据えたまちづくりを進めてきましたが、人口が減少しても活力あるまちづくりを進めていくためには、これまで以上に「ひと」を大切にすまちづくりが重要となります。

このため、子育て、教育、福祉、文化・芸術等の施策の充実を図ることはもとより、産業振興や都市基盤の整備等あらゆる分野において、「ひと」を大切にすまちづくりや誰もがいきいきと暮らせる環境づくりをめざします。

2 「鳥取市らしさ」を大切にすまちづくり

本市は、鳥取砂丘や世界に認められた山陰海岸ジオパークをはじめとする「豊かな自然」、その豊かな自然が育んだ「多彩な四季の味覚」、多くの先人が築き上げてきた「歴史・伝統・文化」、心豊かな暮らしを実現できる「ゆとりある生活環境」など、他にはない魅力ある地域資源を持ったまちです。

これらの資源は市民全体の誇りであり、自立した地域づくりを進める中で、さらに市民が夢と希望をもてる魅力的なまちをつくるためにも、磨き上げていかなければならないものです。

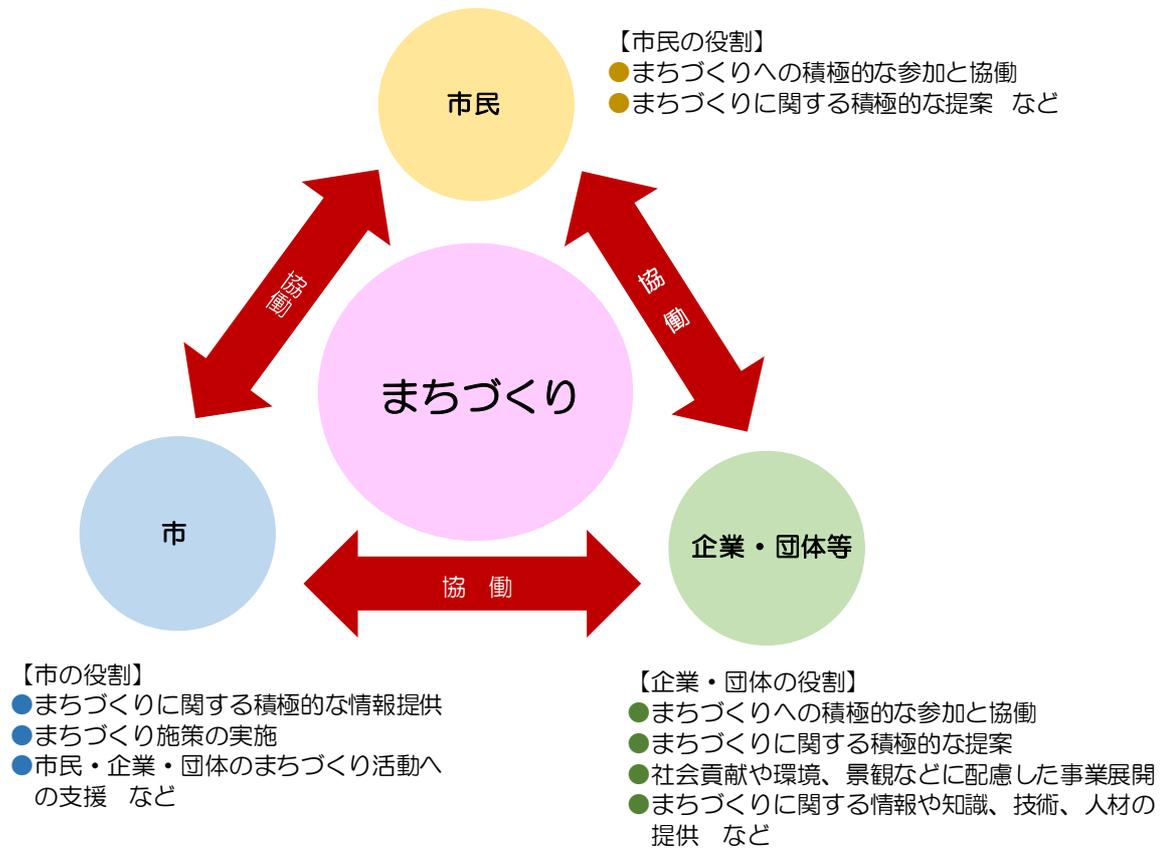
このため、これらの資源を大切にすこと、すなわち「鳥取市らしさ」を大切にし、本市で暮らす人にとっても、また本市を訪れる人にとっても魅力的なまちとしていくことをめざします。

3 「市民一人ひとり」によるまちづくり

まちづくりの原点が市民であるのと同じように、まちづくりの主役は市民一人ひとりです。市民と行政の適切な役割分担のもと、連携・協力し、市民一人ひとりの郷土を愛する心と市民相互の思いやりに支えられた参画と協働のまちづくりをめざします。

具体的には、市民においてはまちづくりへの積極的な参加と提案、企業・団体等においては社会貢献や環境・景観などに配慮した事業展開が期待されます。それぞれが自らの役割を考え、取り組むことが必要です。

【 「市民一人ひとり」によるまちづくりのイメージ 】



第2節 まちづくりの理念

先に述べたまちづくりに対する基本的な考え方を踏まえ、まちづくりの理念を次のように定めます。

「鳥取市を飛躍させる、発展させる」

山陰東部圏域の中核市として、水と緑に恵まれた豊かな自然や歴史、文化、地域の発展を支えてきた産業を次の世代にしっかりと継承し、本市を飛躍・発展させるまちづくりを進めます。

第3節 めざす将来像

まちづくりの理念に基づいて、本市がめざす将来像を次のように定めます。

「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、

自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」

豊かな自然とまちが共存する多彩な地域で、多様なライフスタイルをかなえることができ、安全で安心な暮らしの中で自信と誇り・夢と希望に満ちた生活を送れるまちをめざします。

第4節 計画推進における基本方針

社会経済情勢とともに変化する地域の諸課題に主体的に対応するとともに、本市の10年後、さらにその先の姿をしっかりと見据え、現在取り組むべき諸施策を実施することが重要です。本市がめざす将来像の実現に向け、自立した市政運営を図るための計画推進の基礎となる基本方針を次のように定めます。

基本方針1：多様化する市民ニーズへ対応するための協働・連携体制の強化

市民や企業等と役割を分担し、地域をとともに支えるための協力体制を築いていくことで、より市民ニーズに即した質の高い行政サービスの提供をめざします。

基本方針2：時代の変化に即応できる組織体制の構築

積極的に課題解決に挑む職員を育成するとともに、その能力を発揮できる組織体制の構築や内部統制²⁸によるリスクの低減、AI²⁹・RPA³⁰等の活用による効率的な業務の推進を図ります。

²⁸ 内部統制：組織における適切な業務遂行のため、組織内部のルールや業務プロセスを整備し、運用すること。

²⁹ AI：Artificial Intelligenceの略で人工知能のこと。

³⁰ RPA：Robotic Process Automationの略でソフトウェア・ロボットによる業務の自動化

基本方針3：将来を見据えた持続可能な財政基盤の確立

税収等を増やすための戦略的な取組を進めるほか、市有財産の活用や売却、新たな財源の創出など徹底した歳入確保に努めるとともに、既存事業の見直しや公共施設の再配置等の推進により歳出の削減をめざします。

基本方針4：自治体間の広域的な連携の推進

県内自治体との連携はもとより、「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」など県境を越えたさまざまな広域連携の取組を進めることで、圏域全体の持続的発展と魅力向上を図ります。

第5節 まちづくりの目標

「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」を実現するため、「まちづくりの目標」を次のとおり定めます。

1 誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち

政策1：未来を創る人材を育むまちづくり

安心して子どもを産み育てたいという希望がかなえられるよう、出会い・結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援を行い、子育てしやすいまちづくりを進めます。また、教育の充実を図り、人間性豊かで思いやりがあり、郷土を大切にする、次代を担うたくましい人材を育成します。

政策2：住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり

住み慣れた地域で、誰もが自分らしく、いつまでも生きがいを持ちながら、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

政策3：健康でいきいきと暮らせるまちづくり

市民一人ひとりのライフステージにおけるスポーツやレクリエーション、生活習慣病予防など、健康寿命の延伸に向けた取組を進めます。また、心と体の健康を守る取組など、市民の健康の保持増進に努めます。

政策4：人権を尊重し、ともに築く共生のまちづくり

一人ひとりの人権が尊重され、互いに認め合う心を醸成し、共に支え合う社会の実現に向けた取組を進めます。

2 人が行きかい、にぎわいあふれるまち

政策1：ビジネス環境の変化に対応した生産性の高い活力あるまちづくり

地元企業への支援や成長産業などの企業誘致により、地域産業の競争力の強化と労働生産性の向上による地域経済の活性化を図ります。また、人材の育成・確保の推進、新規創業・就農等の充実を図り、地域の特性をいかした産業の高度化を進めます。

政策2：人が集う交流と連携のまちづくり

地域資源の魅力を最大限にいかし、国内外への知名度を高め、観光客をはじめ多くの人を訪れ、また若者や移住希望者、外国人が住んでみたいと思えるまちづくりを進めます。また、自治体間での連携を図り、相互の発展をめざします。

政策3：文化芸術の薫りあふれるまちづくり

市民が文化芸術を身近に親しみ、伝統芸能や伝統文化を保存・継承し、文化芸術の発展と創造、また、郷土の誇りである文化財の保護と活用により魅力ある鳥取文化を次代に継承します。

政策4：快適で暮らしやすい生活環境づくり

公園や住宅、道路、上下水道等の生活基盤を整備するとともに、都市機能が集積した中心市街地の活性化と、生活拠点を中心とした魅力ある中山間地域の振興を図ります。また、持続可能な生活交通³¹を確保するとともに、地域情報化を推進します。

3 豊かな自然と調和して、安全・安心に暮らせるまち

政策1：安全・安心に暮らせるまちづくり

市民が互いに協力し合い、防災・防犯対策や安全な消費生活の確保など暮らしの安全を守る取組を進めます。

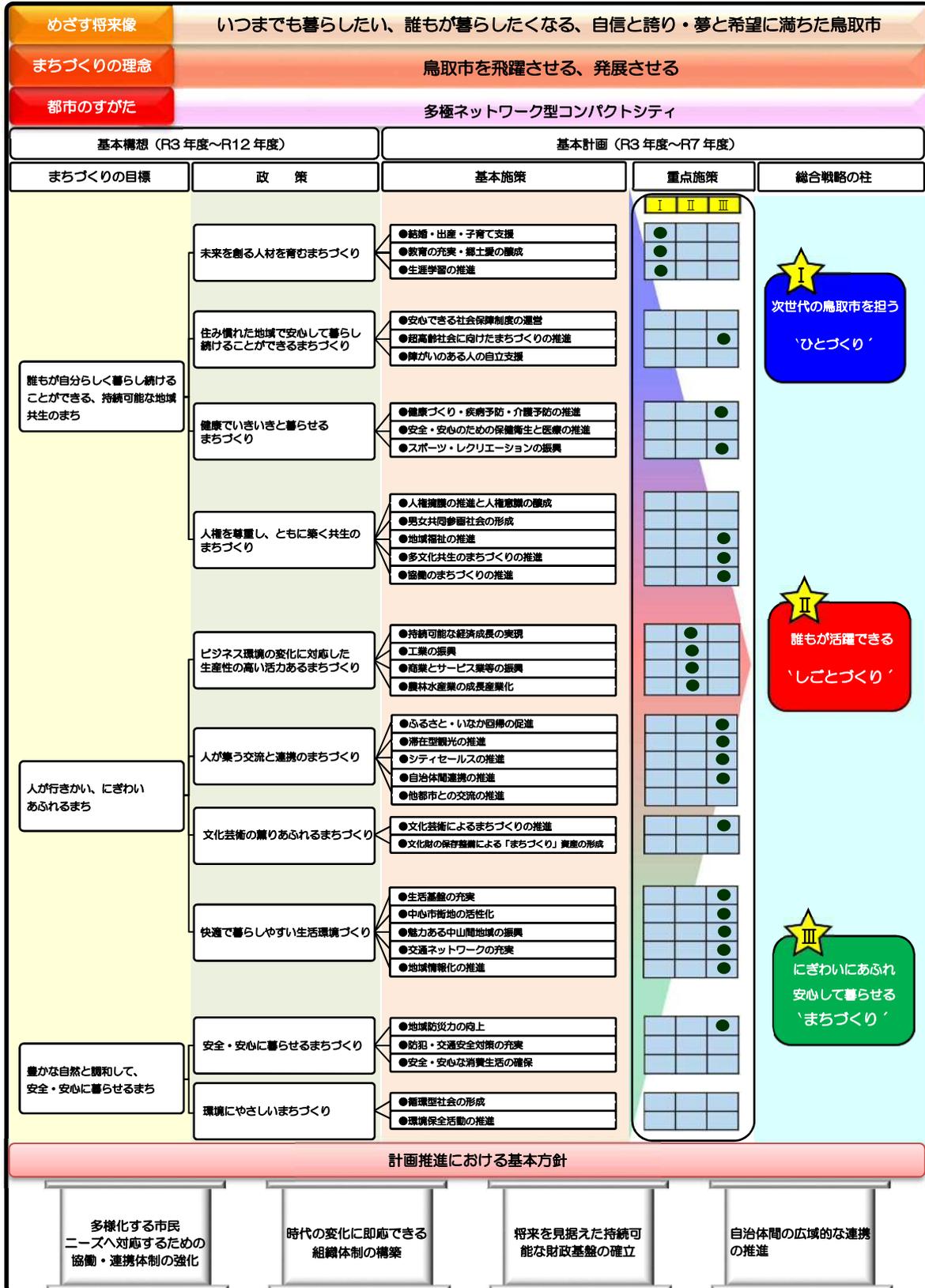
政策2：環境にやさしいまちづくり

自然環境の保全や循環型社会の構築を進め、快適で利便性の高い住み良い生活空間を実現します。

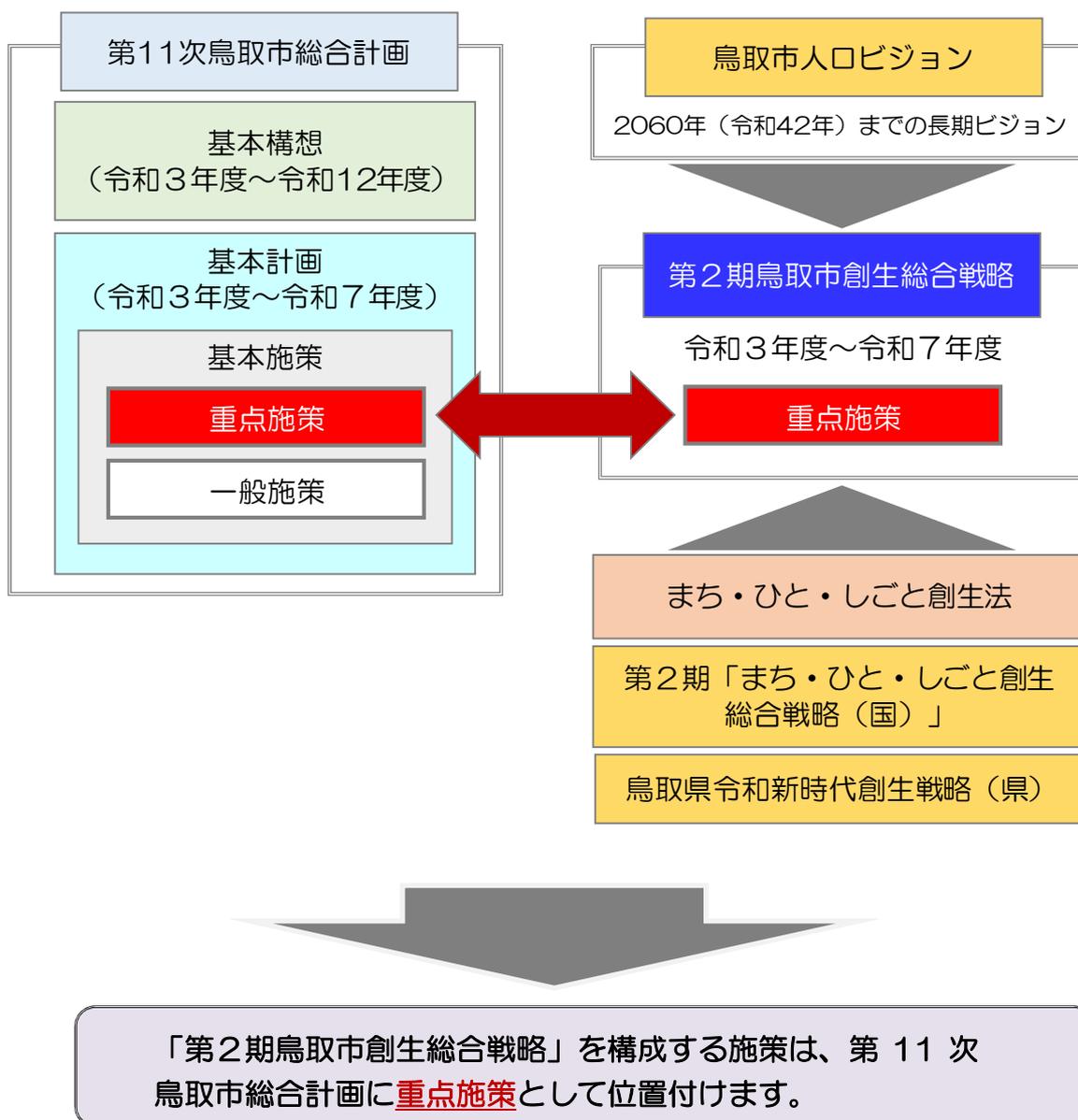
³¹ 生活交通：鉄道、路線バス（民間路線バス、市が運営している有償バス）、乗合タクシー、タクシーなどの公共交通のほか、住民が主体となった輸送手段（共助交通）など、市民の日常生活を支える移動手段全般を指す。

第6節 第11次鳥取市総合計画の体系

基本構想に掲げる「まちづくりの目標」や「政策」、基本計画に掲げる「基本施策」、重点施策として取り組む「鳥取市創生総合戦略」の全体像を示すものです。



第7節 第11次鳥取市総合計画と第2期鳥取市創生総合戦略



第6章 都市のすがた

「まちづくりの目標」を実現していくためには、市民生活を支える都市機能を維持・充実していくことが重要です。

既に高度な都市機能が集積している中心市街地を「中心拠点」、総合支所周辺などを「地域生活拠点」と位置づけ、各拠点を公共交通ネットワークで有機的に結ぶ「多極ネットワーク型コンパクトシティ³²」の実現をめざします。

1 中心市街地（中心拠点）

中心市街地は、市域の中心として、行政、商業、医療、福祉、交通、教育、文化などの都市機能の集積と、にぎわいと活気ある山陰東部圏域の中核市として求心力を高めていく重要な拠点です。

市域内外の人々が活発に交流し、魅力とにぎわいのある中心市街地の維持・充実を図るため、行政中枢機能・福祉・子育て・商業・業務・医療・金融・教育・文化などの多様な高次都市機能の集積と長期的な視点に基づく居住の促進を図ります。

2 地域生活拠点³³

国府、福部、河原、用瀬、佐治、気高、鹿野、青谷地域の中心部をはじめ、各地域の中心的役割を担っている地区は、市民の日常生活を支える重要な拠点です。

安心して暮らせる地域生活拠点とするため、日々の暮らしに不可欠な近隣商業、地域交通、医療・福祉等の機能の充実・強化を図るとともに、長期的な視点に基づく居住の促進を図ります。

3 その他の地域

(1) 市街地

高速交通ネットワークの整備が進む中、持続的成長を確保していくためには、多極ネットワーク型コンパクトシティの構築を進めながら、産業基盤や観光基盤等の充実についても、適切な対応を図る必要があります。

周辺との調和に留意しながら計画的に、より一層の土地の有効活用を進めます。

³² 多極ネットワーク型：いわゆる一極集中型の都市構造ではなく、中心市街地や複数の生活拠点において、医療・福祉、商業の各施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく、ネットワーク化された公共交通により各施設に容易にアクセスできるなど、日常生活に必要な各種サービスが住まい等の身近に存在する都市形態。

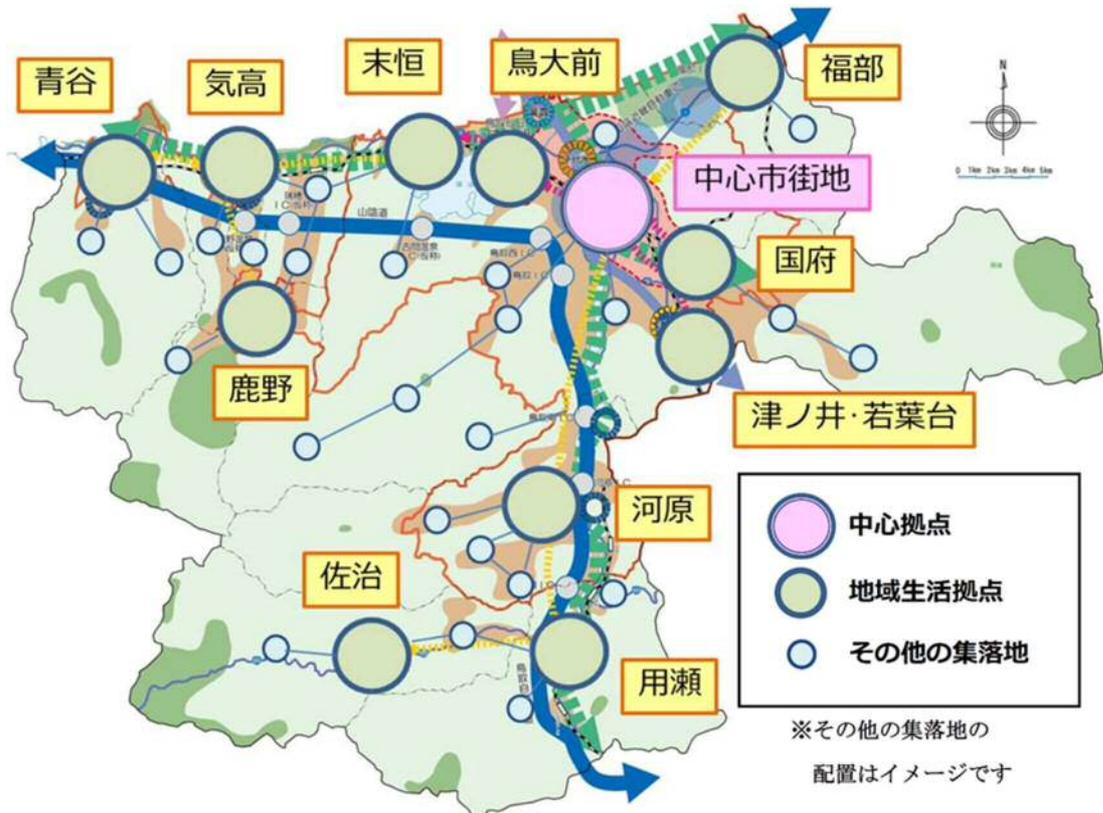
³³ 地域生活拠点：駅や総合支所周辺など、地域の中心的役割を担う地区として、行政支所機能、診療所、食品スーパー等の日常生活に不可欠な生活サービス施設等が集積する地区。

(2) 中山間地域

本市面積の92%を占め、恵まれた自然環境を有する中山間地域は、居住や農林水産業の生産の場、観光・レクリエーションの場のみならず、災害防止や水源かん養などの多くの役割を担っています。

自立した地域コミュニティを維持するための移住定住の促進や農業生産力の強化、地域の大部分を占める山林・農地が有する機能の維持・保全を進めます。

多極ネットワーク型コンパクトシティのイメージ



第2編

基本計画

第2編 基本計画

第1章 計画推進における基本方針に沿った具体的な取組

基本構想で示した計画推進における基本方針に沿った具体的な取組は次のとおりです。

基本方針1

「多様化する市民ニーズへ対応するための協働・連携体制の強化」の具体的な取組

① 市民とともにめざす満足度の高い行政サービスの実現

- ・ 市民との協働により、地域課題の解決に取り組むとともに、市民のニーズに沿った効果的な行政サービスを提供できる仕組みを構築します。
- ・ 地域と行政の特性をいかした協働内容の検討を進めるとともに、地域に必要な専門知識等を有する人材を派遣できる仕組みを構築します。
- ・ 行政情報を容易に取得できるよう、とっとり市報やホームページ、SNS、テレビ、ラジオの広報番組など各種媒体を活用し、多様なニーズに対応した情報発信に取り組みます。



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

17 パートナシップで目標を達成しよう
SDGs(持続可能な開発目標) ロゴ：国連広報センター作成



地域住民との連携による公共交通の維持・確保

② 民間活力の導入による質の高い行政サービスの提供

- ・ 市民サービスや行政内部の事務について、適切な業務分担による外部委託を推進することでサービスの質の向上と効率化をめざします。
- ・ オープンデータ³⁴の推進のほか、民間事業者等による事業提案制度を構築するなどして、社会課題の解決を目的とした事業への民間参入を促します。

³⁴ オープンデータ：行政が保有するデータを、誰もが二次利用できる形式で公開し、社会が効果的に活用することにより、新たな価値を創造していこうとするもの。

① 柔軟かつ適正な業務遂行のための職員力・組織力の向上

- 職員の意識改革や自己研鑽を支援することで、多様な市民ニーズを的確に捉え、コスト意識を持って積極的に課題解決に挑む職員を育成します。
- 部局横断で調査研究を行う職員プロジェクトチーム等を設置し、より品質の高い施策の展開を図ります。
- 効果的な人員配置や業務体制の整備を行い、職員が健康でやりがいを持って働き、その能力を最大限に発揮できる組織づくりに取り組みます。
- 内部統制の推進体制等を強化することで、市民から信頼される行政組織をめざすとともに事務執行上のリスクマネジメントに取り組みます。

② 働き方の見直しによる生産性の向上

- 繁忙期の庁内業務支援など、時間内での業務完了に繋がる取組を実施することで、時間外勤務の抑制を図ります。
- 各課個別に実施している業務手順等の共通化や見直し、集中処理等によって、事務の効率化や職員の負担軽減を図ります。
- 既存の業務プロセスを見直すとともに AI や RPA を積極的に活用することで、業務の改革を行い、効率化を図るとともに市民サービスの向上をめざします。



職員による事業提案の充実



AIによる議事録の自動作成

① 自主財源の確保と新たな財源の創出

- 出生数や若者定住の増加、経済成長、雇用創出等の各種施策の推進を通じて、税源の拡大に取り組みます。
- 市税等について適正賦課を進めるとともに、債権の収納率向上をめざすほか、キャッシュレス決済³⁵等の導入による利便性の向上を図ります。
- 使用料・手数料等について、受益と負担の公平性を保つため、より適正な料金設定となるよう見直しを図ります。
- 低未利用財産の貸付や売却など、市有財産を有効活用した歳入の確保に努めます。
- 広告事業やネーミングライツ³⁶、クラウドファンディング型ふるさと納税³⁷の活用など、さらなる歳入の確保に取り組みます。



キャッシュレス決済の導入

市有財産の活用促進
鳥取市民交流センター多目的室（鳥取市役所内）

② 公有財産の整理合理化と適正な財政運営の推進

- 事業の成果や妥当性を事前に評価する仕組みづくりや補助金の適正化をさらに進めることで、より効果的な行政サービスの提供を図ります。
- 公共施設のあり方検討を行い、施設の複合化や集約化を推進することで、施設にかかるコストの縮減やサービスの充実、稼働率の向上をめざします。
- 情報管理システムの自治体間での共同利用の検討など、新たな事務経費削減手法に取り組みます。
- 市債発行の抑制や中長期財政計画の策定・公表等により、将来を見据えた計画的な財政運営を推進します。

³⁵ キャッシュレス決済：お札や小銭などの現金を使用せずに、クレジットカードや電子マネー、スマートフォンアプリなどを利用する決済（支払い）

³⁶ ネーミングライツ：命名権。施設等に名称をつけることのできる権利。施設等の管理者にとっては、命名権を販売することにより収入が得られるメリットがあり、命名権を購入する企業にとっては、スポーツ中継やニュース等で命名した名称が露出する機会を得られ、宣伝効果が見込まれる。

³⁷ クラウドファンディング型ふるさと納税：自治体の課題解決のための具体的な事業を設定し、インターネット経由で共感された方から寄附を募り、その寄附金に対してふるさと納税の税額控除が受けられる仕組み。

① 連携中枢都市圏の事業推進による持続可能な地域社会の形成

- 「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」の中心市として、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県香美町・新温泉町との連携を図り、持続可能で魅力ある圏域として発展していくための中心的な役割を担い、地域資源を活用した地域経済の拡大や高度な医療サービスの提供、観光ネットワークの構築や交流人口の拡大等を進めます。

【因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏ビジョン：圏域のめざす将来像】

- ◆地域の資源や特徴をいかし自立した活力ある圏域
- ◆環境にやさしい圏域
- ◆都市機能が充実し快適で安心して暮らせる圏域
- ◆若者に魅力ある圏域
- ◆交流が盛んでにぎわいのある圏域



兵庫県香美町が令和2年3月27日に
連携中枢都市圏に参画



1市6町で構成される
因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏

② 鳥取県東部1市4町における共同事務処理の実施

- 消防、ごみ処理等の分野において、鳥取県東部広域行政管理組合と連携して、広域的な行政課題に対する取組を進めます。

③ 国・県等との連携

- 多様化する行政ニーズに対応するため、国・県・近隣自治体等と対等なパートナーシップによりさまざまな分野で連携し、地域の課題解決に取り組みます。

第2章 重点施策（第2期鳥取市創生総合戦略）の推進

1 重点施策の位置付け

基本計画では、基本構想で定めた3つのまちづくりの目標とそれを構成する10の政策を達成するための35の基本施策を具体的に示していきませんが、そのうち別に策定する「第2期鳥取市創生総合戦略」を構成する施策は、本計画においても特に優先順位の高い重点施策と位置付けて、総合的かつ戦略的に推進します。

2 重点施策の取組

重点施策の推進に当たっては、基本構想に定めた3つのまちづくりの目標はもとより、第2期鳥取市創生総合戦略に定めた「ひとづくり」「しごとづくり」「まちづくり」の3つの柱に沿って、7つの目標の達成に向けて、取組を総合的に推進します。

柱Ⅰ		次世代の鳥取市を担う ‘ひとづくり’	
基本目標		重点施策	内容
1	結婚・出産・子育ての希望がかなうまちづくり	結婚・出産・子育て支援	① 新たな出会いの創出と結婚支援 ② 妊娠・出産への包括的支援 ③ 待機児童ゼロの継続と子育てサービスの充実 ④ 家庭・地域の子育て力の向上 ⑤ 発達上の困難を抱える児童への相談支援・療育体制の充実 ⑥ 働き方改革の推進
2	ふるさとを愛する心豊かな人財を育むまちづくり	教育の充実・郷土愛の醸成	① 社会を生き抜く力を育む教育の推進 ② すべての子どもの学びの保障の充実 ③ 教育環境の充実 ④ 郷土愛を育む教育の推進 ⑤ 子どもの健全な食生活と学校保健の推進
		生涯学習の推進	① 生涯にわたる学びを基盤としたひとづくり・つながりづくり・地域づくり ② 家庭・学校・地域等の連携協働による地域教育力の向上 ③ 社会教育施設の特徴をいかした各種取組

柱Ⅱ		誰もが活躍できる ‘しごとづくり’	
基本目標		重点施策	内容
1	稼ぐ地域、仕事と安定した雇用環境づくり	持続可能な経済成長の実現	① 経営基盤の強化・付加価値の向上 ② 販路・取引の拡大 ③ 人材育成・労働力の確保 ④ 起業・創業及び事業承継の推進 ⑤ 産学金官連携・農商工連携の強化
		工業の振興	① 企業誘致活動の推進 ② 中小企業者・事業者の支援 ③ 経済団体、金融機関、大学、産業支援機構等との連携 ④ 国際経済交流の推進
		商業とサービス業等の振興	① 中心市街地等の商業の振興 ② 物産の振興 ③ 卸売業の振興

		農林水産業の成長産業化	① 農林水産業を支える多様な人材の育成 ② 産地化・ブランド化による収益率の向上 ③ 生産基盤の整備と多面的機能の確保 ④ 販路の拡大と地産地消の推進 ⑤ 6次産業化・農商工連携 ⑥ 次世代型農林水産業の具現化
--	--	-------------	--

柱Ⅲ にぎわいにあふれ安心して暮らせる ‘まちづくり’

基本目標	重点施策	内容
1 都市部等とのつながりを築き、人が行き交うまちづくり	ふるさと・いなか回帰の促進	① 人材誘致・ふるさと回帰の充実 ② 田舎暮らしの環境の充実 ③ グリーンツーリズムの促進 ④ 関係人口の拡大
	滞在型観光の推進	① 山陰海岸ジオパークをいかした取組の推進 ② 鳥取砂丘の保全・上質化及び西側エリアの再整備 ③ 砂の美術館の充実 ④ 地域の観光資源の磨き上げ ⑤ 観光関連産業の育成・支援 ⑥ 広域観光連携の推進 ⑦ インバウンド需要の回復を見据えた国際観光の推進
	シティセールスの推進	① 戦略的な情報発信による市民愛着度の向上
	文化芸術によるまちづくりの推進	① 文化芸術活動の促進 ② 伝統文化の保存・継承 ③ 文化芸術活動・鑑賞機会の充実
	自治体間連携の推進	① 因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏の事業の推進
2 快適で暮らしやすい魅力と活力あるまちづくり	生活基盤の充実	① コンパクトシティの推進 ② 緑豊かなまちづくりの推進 ③ 道路ネットワークの整備
	中心市街地の活性化	① まちなか居住の推進 ② 鳥取駅周辺のにぎわい創出 ③ 遊休不動産を活用したまちづくりの推進 ④ 魅力あるまちづくりの推進
	魅力ある中山間地域の振興	① 安心して暮らし続けることのできる地域の維持 ② 地場産業の活性化と雇用の確保 ③ 魅力ある地域づくり・ひとづくりの推進 ④ 交流による活性化と移住定住の促進
	交通ネットワークの充実	① 持続可能な生活交通体系の構築 ② 鉄道の利用促進と利便性の向上 ③ 鳥取砂丘コナン空港の利用促進と利便性の向上
	地域情報化の推進	① 超高速ブロードバンド環境の整備 ② 電子申請等による各種行政手続のオンライン化による市民サービスの向上
3 健康寿命を延伸し、活力ある健康長寿のまちづくり	スポーツ・レクリエーションの振興	① 市民総スポーツ運動の推進 ② スポーツによる交流人口の増加 ③ 生涯スポーツを推進するための環境づくり
	健康づくり・疾病予防・介護予防の	① 健康づくりの推進 ② 特定健康診査・がん検診の推進

		推進	③ 介護予防の推進 ④ 地域での活躍・貢献機会の充実
4	誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくり	協働のまちづくりの推進	① 参画と協働のまちづくりの展開 ② 地域で活躍する人材の育成・支援 ③ コミュニティ活動の支援
		地域福祉のまちづくりの推進	① 住民参加と地域福祉活動の促進 ② 相談支援と権利擁護体制の強化 ③ 地域で安心して暮らせる基盤づくり
		超高齢社会に向けたまちづくりの推進	① 在宅医療・介護連携の推進 ② 包括的支援体制の構築 ③ 認知症支援の推進 ④ 生活支援サービスの提供体制の構築 ⑤ 権利擁護の推進 ⑥ 介護人材の育成・確保
		多文化共生のまちづくりの推進	① コミュニケーション支援 ② 生活支援 ③ 多文化共生の地域づくり
		地域防災力の向上	① 自主防災会の支援 ② 危機管理体制の強化 ③ 災害に強いまちづくりの推進

第3章 基本施策の推進

基本構想で定めた以下に示す3つのまちづくりの目標と10の政策を達成するための35の基本施策については、次のとおり現状と課題から Society5.0 との関連までを明確にしながら、総合的に推進します。

<施策の展開の見方>

(1) 現状と課題

社会経済情勢、市民ニーズ等から現状と課題を明らかにします。また、現状を表す図表等を示します。

(2) 施策の基本的方向

課題の解決に向けて展開する施策の方向性を明らかにします。

(3) 施策の主な内容

展開する施策の主な内容を明らかにします。第2期鳥取市創生総合戦略に掲げる施策に該当するものは★を明示するとともに、該当箇所には下線を引いています。

(4) 評価指標

施策の評価を客観的に測るために設定しています。この評価指標は、毎年度（市民満足度など一部の指標は除く）実績を把握し、公表します。

※市民満足度は令和6年度実施予定の市民アンケート調査の結果を指標とします。

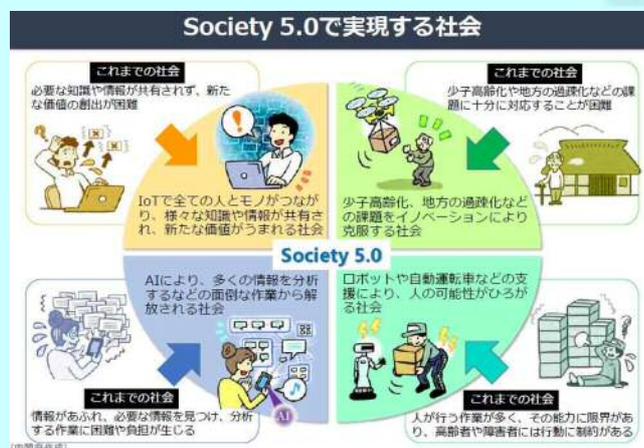
(5) SDGsの目標との関連

施策ごとにSDGsの目標との関連を明らかにします。



(6) Society5.0

Society5.0の実現に寄与する施策の取組に ➡ **[Society 5.0]** を明示します。



まちづくりの目標1

誰もが自分らしく暮らし続けることができる、
持続可能な地域共生のまち

政策1 未来を創る人材を育むまちづくり

- 基本施策1 結婚・出産・子育て支援
- 基本施策2 教育の充実・郷土愛の醸成
- 基本施策3 生涯学習の推進

政策2 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり

- 基本施策1 安心できる社会保障制度の運営
- 基本施策2 超高齢社会に向けたまちづくりの推進
- 基本施策3 障がいのある人の自立支援

政策3 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

- 基本施策1 健康づくり・疾病予防・介護予防の推進
- 基本施策2 安全・安心のための保健衛生と医療の推進
- 基本施策3 スポーツ・レクリエーションの振興

政策4 人権を尊重し、ともに築く共生のまちづくり

- 基本施策1 人権擁護の推進と人権意識の醸成
- 基本施策2 男女共同参画社会の形成
- 基本施策3 地域福祉の推進
- 基本施策4 多文化共生のまちづくりの推進
- 基本施策5 協働のまちづくりの推進

まちづくりの目標2

人が行きかい、にぎわいあふれるまち

政策1 ビジネス環境の変化に対応した生産性の高い活力あるまちづくり

- 基本施策1 持続可能な経済成長の実現
- 基本施策2 工業の振興
- 基本施策3 商業とサービス業等の振興
- 基本施策4 農林水産業の成長産業化

政策2 人が集う交流と連携のまちづくり

- 基本施策1 ふるさと・いなか回帰の促進
- 基本施策2 滞在型観光の推進
- 基本施策3 シティセールスの推進
- 基本施策4 自治体間連携の推進
- 基本施策5 他都市との交流の推進

政策3 文化芸術の薫りあふれるまちづくり

- 基本施策1 文化芸術によるまちづくりの推進
- 基本施策2 文化財の保存・整備による「まちづくり」資産の形成

政策4 快適で暮らしやすい生活環境づくり

- 基本施策1 生活基盤の充実
- 基本施策2 中心市街地の活性化
- 基本施策3 魅力ある中山間地域の振興
- 基本施策4 交通ネットワークの充実
- 基本施策5 地域情報化の推進

政策1 安全・安心に暮らせるまちづくり

- 基本施策1 地域防災力の向上
- 基本施策2 防犯・交通安全対策の充実
- 基本施策3 安全・安心な消費生活の確保

政策2 環境にやさしいまちづくり

- 基本施策1 循環型社会の形成
- 基本施策2 環境保全活動の推進

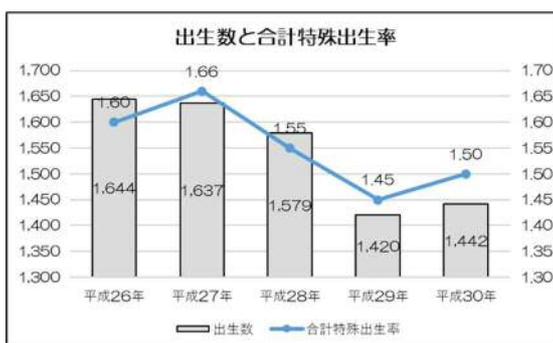
まちづくりの目標 1

誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち
一政策 1 未来を創る人材を育むまちづくり

基本施策 1 結婚・出産・子育て支援

(1) 現状と課題

- 本市の出生数は大幅に減少しており、急速に少子化が進行しています。出会いから結婚までを支援するとともに、安心して妊娠、出産、子育てができる支援体制の充実が必要です。
- 家庭の経済状況に関わらず、子どもが健やかに成長することができる支援の充実が必要です。
- 仕事等により、保護者が放課後に保育できない児童を対象とした放課後児童クラブへの入級希望児童数が増加傾向にあり、安心して子育てができる環境づくりが必要です。
- 仕事や疾病、家庭の事情等により一時的に子育てができない家庭があり、それぞれの事情に応じた適切な支援を行うことが必要です。
- 核家族化の進展、ひとり親家庭や共働き世帯の増加、親同士のコミュニケーションの不足、育児における孤立感や不安感等から、子育てを取り巻くさまざまな問題が発生しています。
- 発達上の困難を抱える子どもへの支援は、家庭、保育園・幼稚園、学校と生活の場が変化しても途切れることなく継続することが必要です。
- 女性の社会進出や就労形態の多様化により、共働き世帯が増加しています。子育てしながら就労できる職場環境の構築や、仕事と家庭生活の両方を充実させることにより相乗効果を生み出す考え方が求められています。



(2) 施策の基本的方向

出会いから結婚・妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援を行います。また、すべての子どもが夢と希望を持って、健やかに成長していくことができるまちづくりを進めます。



(3) 施策の主な内容

① 新たな出会いの創出と結婚支援



- 麒麟のまち圏域³⁸の自治体間で連携し、出会いから結婚までの切れ目のない支援を行います。



麒麟のまち婚活サポートセンター



婚活イベント

② 妊娠・出産への包括的支援



- 不妊治療³⁹や不育治療⁴⁰の経済的負担の軽減を図るなど、子どもを望む夫婦が安心して治療に取り組めるよう支援を行います。
- 子育て世代包括支援センター⁴¹「こそだてらす」等での相談支援など、すべての妊婦を対象に妊娠期からの切れ目のない支援を行います。
- 妊婦と産婦の健康診査の経済的負担の軽減を図るなど、安心して妊娠・出産できるよう支援を行います。
- 保健師等がすべての新生児や産婦に対して家庭訪問を実施するなど、成長の確認や育児への助言を行います。
- 産後サロンの開催など産婦の孤立化を防止し、子育ての不安解消や育児支援を行います。
- 母子デイサービス⁴²、母子ショートステイ⁴³、乳児一時預かり（ママゆったり事業）の実施など、育児不安等があり家族等から支援が受けられない産婦への支援を行います。



子育て世代包括支援センター
「こそだてらす」



1歳6ヶ月児健診

³⁸ 麒麟のまち圏域：経済・文化等様々な面でつながりの深い鳥取県東部（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）及び兵庫県北但西部（香美町、新温泉町）の1市6町で構成する圏域。通称「麒麟のまち」とし、「麒麟のまち」圏域での観光振興及び移住定住の促進等の広域連携に取り組む。

³⁹ 不妊治療：不妊症に対しての体外受精及び顕微授精等による治療。

⁴⁰ 不育治療：不育症（妊娠はするが流産、死産や新生児死亡等を繰り返し、結果的に子どもをもてないこと。）に対する検査、治療。

⁴¹ 子育て世代包括支援センター：母子保健法に基づき市町村が設置する機関で、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する。

⁴² 母子デイサービス：出産後の母子を対象に、心身のケアや育児のサポートなど専門職による相談支援等を行うサービス。

⁴³ 母子ショートステイ：心や体が不安定になりやすい時期に一定期間、産婦人科医療機関に母子と一緒に宿泊し、助産師等の専門職から育児の方法等について助言・指導を受け、家庭での子育てが不安なく行えるよう支援するサービス。

③ 待機児童ゼロの継続と子育てサービスの充実



- ・ 一時預かり保育、休日保育、病児・病後児保育、延長保育など特別保育の充実に努め、子育て世帯の多様なニーズへの支援を行います。
- ・ 保育料や子どもの医療費負担の軽減を図るなど、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。
- ・ ファミリー・サポート・センター（育児型）⁴⁴の運営など、**市民のボランティア意識**による子育て支援活動の活性化を通じ、子育て世帯の育児支援に取り組みます。
- ・ 保育園等の耐震化や老朽化による改修など、安全で快適な保育環境の確保に計画的に取り組みます。
- ・ 児童養護施設等での預かり支援（ショートステイ⁴⁵、平日日帰りステイ）の実施など、保護者が育児疲れ等により一時的に家庭において児童を養育できない場合の支援に取り組みます。
- ・ 児童養護施設等での預かり支援（トワイライトステイ⁴⁶）の実施など、保護者が仕事等で平日夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難となった場合の支援に取り組みます。
- ・ 放課後児童クラブや放課後子ども教室を設置するなど、放課後の児童の安全・安心な居場所を確保します。



ファミリー・サポート・センター

④ 家庭・地域の子育て力の向上



- ・ 地域食堂（こども食堂）⁴⁷の充実など、地域における子どもの健全育成と将来を見据えた生活支援や学習支援に取り組みます。
- ・ 育児をしている保護者が集える場所や保護者同士のネットワーク、相談体制の充実を図ります。
- ・ ひとり親家庭など、特別な支援を必要とする家庭への支援の充実に努めます。
- ・ 親子が地域の人々とふれあう機会や、親子で参加できるコミュニティ活動の実施など、地域の中で交流でき、地域ぐるみで子育てできる環境づくりを進めます。
- ・ 育児不安を抱える保護者への相談支援に取り組みます。



子育てのネットワークづくり活動

⁴⁴ ファミリー・サポート・センター（育児型）：子育ての「手助けをしてほしい人（依頼会員）」と「お手伝いをしたい人（提供会員）」が会員となって会員同士が助け合い、預かりや送迎のサポートなど地域の子育てを応援する取組拠点。

⁴⁵ ショートステイ：児童の保護者が社会的理由や精神的理由により、一時的に家庭において児童を養育できない場合に、その児童を児童養護施設で宿泊預かりして養育・保育等を行うサービス。

⁴⁶ トワイライトステイ：保護者が平日の夜間または休日に不在となるため、家庭において児童の養育が困難となった場合に、その児童を児童養護施設で預かり、生活指導、食事の提供等を行うサービス。

⁴⁷ 地域食堂（こども食堂）：子どもを中心に高齢者、障がいのある人をはじめさまざまな人が集う地域の居場所であり、地域のさまざまな人が関わり、無料または安価で食事を提供し、気軽に相談ができ学習支援なども行う取組。

⑤ 児童虐待防止の取組強化

- 子ども家庭総合支援拠点⁴⁸「こども家庭相談センター」での支援体制の充実を図るなど、児童虐待の防止や早期発見・早期対応に取り組みます。
- 関係機関と連携し、児童虐待の防止に取り組みます。

⑥ 発達上の困難を抱える児童への相談支援・療育体制の充実



- 発達上の困難を抱える児童に対する専門職員による発達相談・教育相談に取り組みます。
- 発達支援を必要とする児童に対する療育事業に取り組みます。
- 小・中・義務教育学校で、発達障がい等のある児童生徒が、適切に教育を受けられるよう相談支援に取り組みます。

⑦ 子どもの貧困対策の推進

- 子どもが家庭の経済状況に関わらず、自分らしく豊かで幸せな生き方を見出せるよう、教育や学びを保障し、健やかに育ち成長できる環境を整える取組を進めます。
- 世帯全体への包括的・継続的な支援を行うため、保健・福祉・教育・雇用等が連携するとともに、子どもの支援に関わる関係機関等ともネットワーク化を図るなど、支援が必要な方に必要な支援が届くよう取り組みます。

⑧ 働き方改革⁴⁹の推進

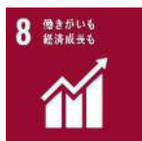


- 市内企業や関係団体と連携し、デジタル技術などを活用しながら、だれもが働きやすい環境づくりを図り、多様な人材の労働参画を促進するとともに、労働生産性の向上や柔軟な働き方が可能となるよう取り組みます。 → **【Society 5.0】**
- 仕事と家庭生活の両立を支援するため、個々の事情（育児や介護等）に応じた多様な柔軟な働き方を選択できるように、市内企業と連携した取組を進めます。

（４）評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
鳥取市の合計特殊出生率	1.50 (H30年)	1.67 (R7年)	一人の女性が一生に産む子どもの平均数として算出された当該年度の人口統計上の数値。
「子育てを楽しい」と思う市民の割合	66.0% (R元年度)	70.0% (R6年度)	当該年度実施の市民アンケート調査において、「いつも楽しい」または「楽しいと感じるときのほうが多い」と回答した市民の割合。
「子育てしやすい環境」と思う市民の割合	61.5% (R元年度)	65.0% (R6年度)	当該年度実施の市民アンケート調査において、「子育てしやすい(子育てしやすかった)」と回答した市民の割合。

（５）SDGsの目標との関連



⁴⁸ 子ども家庭総合支援拠点：児童福祉法に基づき市町村が設置する機関で、児童相談所、子育て世代包括支援センター等関係機関と情報共有し、実態把握や相談対応等のソーシャルワークを行うことにより、子育て家庭、妊産婦等を支援する。

⁴⁹ 働き方改革：働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現するための取組。

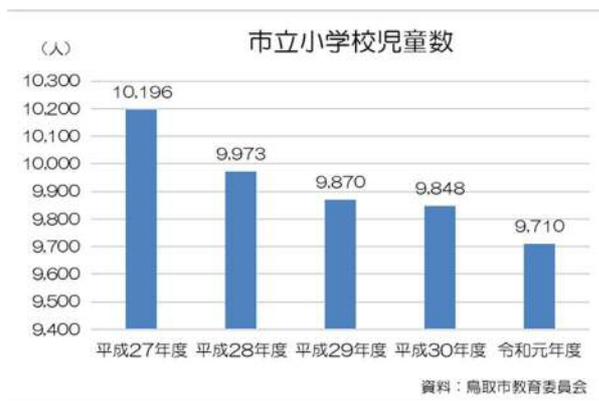
まちづくりの目標1

誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち
一政策1 未来を創る人材を育むまちづくり

基本施策2 教育の充実・郷土愛の醸成

(1) 現状と課題

- 少子化、人口減少、核家族化、高度情報化、グローバル化の進展などの社会状況の変化は、不登校やいじめ、問題行動等の諸問題や教育に係る課題を複雑化させており、これまで以上に学校・家庭・地域が連携した学校運営の取組が必要となっています。
- Society 5.0 時代やさらなる国際化の時代を見据え、ICT 活用能力、英語力などの実践的な学習を充実させ、児童生徒の学習意欲と能力の向上を図るとともに、社会で生活していく上での基礎となる確かな学力や社会性を育むことが必要です。
- 誰一人取り残すことのない一人ひとりに応じた学習にふさわしい教育環境整備が求められています。
- 不登校やその傾向にある児童生徒、配慮や支援を必要とする児童生徒などの多様な教育的ニーズを把握し、社会的自立につながる適切な支援が求められています。
- 小・中・義務教育学校や学校給食施設等教育関係施設・設備の老朽化などが進んでおり、児童生徒の学びの環境整備のため、計画的な改修や再整備が必要です。
- 児童生徒の安全確保のため、事故や災害発生、未知の感染症など非常事態に備えた教育の充実・対策の強化が必要となっています。
- 生産年齢人口の減少が進む中、**次代を見据えた人材**の育成と市内定着を進める必要があります。



(2) 施策の基本的方向

子どもたちが、ふるさとへの思いや志をもって社会へはばたき、たくましく活躍できるひとづくりをすすめます。**また、すべての子どもたちが自らの能力や可能性を最大限に伸ばすため、教育の機会を確保し、一人一人の実情やニーズに応じた教育の充実を図ります。**

(3) 施策の主な内容

① 社会を生き抜く力を育む教育の推進



- ・ 小中一貫教育を推進し、「魅力と徹底による学力の向上」と「豊かななかかわりによる自己有用感⁵⁰の育成」を取組の柱にして、自治力のある集団づくりと自立した子の育成を図ります。
- ・ 学校運営協議会⁵¹や地域学校協働活動⁵²の推進により、魅力ある学校づくりを進めます。
- ・ I C T機器を活用した学びを推進し、学習環境の充実を図ります。 → **[Society 5.0]**
- ・ グローバル化に対応した外国語活動・外国語教育の充実を進めます。
- ・ 一人ひとりの社会的・職業的自立に向けたキャリア教育を推進します。
- ・ 市内高等教育機関の特色をいかした教育や地域連携活動等を支援・活用することにより、地域人材の育成を図るとともに、市内への就職を促進します。



I C Tを活用した教育



職場体験



畑名人による野菜づくり体験



学校運営協議会

② すべての子どもの学びの保障の充実



- ・ すべての児童生徒がその能力や可能性を最大限に伸ばすために、一人ひとりの実情やニーズに応じた教育の充実を図ります。
- ・ 経済的理由により就学困難な児童生徒等に対する支援を行います。

⁵⁰ 自己有用感：人の役に立った、人から感謝された、人から認められたといった、自分と他者（集団や社会）との関係を自他共に肯定的に受け入れられることで生まれる自己に対する肯定的な評価。

⁵¹ 学校運営協議会：保護者や地域住民が参画し、学校運営に関する協議を行う各学校に設置される合議制の機関。

⁵² 地域学校協働活動：地域と学校が目標を共有し、地域全体で子どもたちの成長を支えることを通して持続可能な地域づくりを推進する活動。

③ 教育環境の充実



- 老朽化した学校施設・設備の機能改善を図り、快適な学習環境を確保します。
- 学校事務の効率化や働き方の見直しを行い、教職員の多忙化を解消して教育の質の向上をめざします。
- 事故や災害、未知の感染症などの発生に備え、児童生徒の安全を確保する施策の充実に取り組みます。
- 学校と地域が一体となって校区のあり方を検討し、地域の実情に応じた活力ある学校づくりをめざします。
- 公立鳥取環境大学に対する施設整備等を進め教育環境のさらなる充実を図ります。



避難訓練



校区審議会

④ 郷土愛を育む教育の推進



- 本市の持つ豊かな自然、産業、歴史、芸術、文化財等の地域資源を学びの中で活用し、ふるさとの良さに気づき、ふるさを愛する心を育みます。
- 地域教材や地域人材などを活用した学習や他都市との交流をとおして、ふるさとを見つめる機会の充実を図ります。



さじ谷話体験



座禅体験



姫路市・鳥取市中学生合宿交歓会

⑤ 子どもの健全な食生活と学校保健の推進



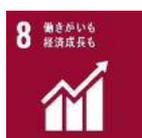
- 学校給食施設・設備の充実を図るなど、安全で安心な学校給食を提供します。
- 学校・家庭・地域が一体となり、学校給食を通じた食育を推進します。
- 児童生徒の心身の健全な発達を図るため、学校における関連教科等による保健教育と健康診断などの保健管理を推進します。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小学校：81.6% 中学校：71.2% (R元年度)	小学校：90% 中学校：76% (R7年度)	「全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査」の「将来の夢や目標を持っているか」の質問に、「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答した割合
地域や社会を良くするために何をすべきか考えることがある児童生徒の割合	小学校：46.4% 中学校：42.0% (R元年度)	小学校：60% 中学校：45% (R7年度)	「全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査」で、「地域や社会を良くするために何をすべきか考えることがある」の質問に、「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答した割合
学校が楽しいと思う児童生徒の割合	小学校：88% 中学校：88% (R元年度)	小学校：94% 中学校：93% (R7年度)	「鳥取市共通 6 項目アンケート調査」で「学校が楽しい」の質問に「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答した割合

※義務教育学校は、前期課程と後期課程に分けて集計。

(5) SDGsの目標との関連



まちづくりの目標1

誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち
一政策1 未来を創る人材を育むまちづくり

基本施策3 生涯学習の推進

(1) 現状と課題

- 自己の人格を磨き、豊かな人生を送るためには、学校教育の期間と場だけではなく、乳幼児期、少年期、青年期、成人、高齢期など、それぞれのライフステージにおいてさまざまな場所や方法で学習活動ができることが大切です。
- 単に学習を個人の知識・教養の向上だけにとどめるのではなく、その成果を地域社会の発展にいかすことが求められています。
- 地域における支えあいの希薄化、教育力の低下、家庭の孤立化や子どもの貧困などの問題や、学校におけるいじめや不登校をはじめとした子どもを取り巻く問題の複雑化・困難化に対し、社会総掛かりで対応することが求められており、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要です。
- 急速に発展する高度情報化社会の到来で、多種多様な「知識・情報」が求められており、子どもから高齢者、障がいのある人、外国人等あらゆる人が必要な知識や情報を手にできる読書環境づくりを推進していく必要があります。



ファブラボとっとりでの科学講座



児童と地域住民による昔遊び体験

(2) 施策の基本的方向

市民が自発的に、自由に学ぶことのできる多様な学習機会を提供し、住民主体の地域づくりの基盤となるひとづくりや、学校と地域が連携し地域全体で子どもたちの成長を支える体制づくりを推進します。

(3) 施策の主な内容

- ① 生涯にわたる学びを基盤としたひとづくり・つながりづくり・地域づくり 
 - ・ 地域の学びと活動をリードする多様な人材の育成を進め、人と人、地域と地域を結び、それぞれが課題解決に向け取り組む力を養成します。
 - ・ ふるさとを学び知ることを通じて、鳥取市に誇りを持ちながら広い世界で活躍する人材を育成します。
 - ・ 幅広い世代が地域活動や学びを通じたつながりを形成し、社会的孤立を防ぐ地域づくりを推進します。

② 家庭・学校・地域等の連携による教育力の向上 ★ I

- 子どもの成長というテーマを核に、それを支えるさまざまな立場の大人が学びあい、つながりを構築することにより、学校を核とした地域づくりを推進します。
- 家庭教育への支援を充実し、その役割と責任を周知するとともに、地域住民の「学び」を起点に地域の教育力の向上を図ります。

③ 社会教育施設の特徴をいかした各種取組 ★ I

- 社会教育施設の特徴をいかした学習機会を提供しつつ、他の行政分野の社会教育に関連する事業等との一体的推進により、効率的・効果的な運営を推進します。
- 専門的な知識や知見を深め、キャリアアップやスキルアップを後押しするとともに、高齢者や若者の社会参画、青少年の健全育成を進め地域の持続的発展をめざします。

④ 読書活動の推進

- 各市立図書館・図書室、地区公民館、学校等が連携し、きめ細かな図書館サービスを展開します。



英語で楽しむ絵本の講座



移動図書館車

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
生涯学習講座の参加者の満足度	83% (R元年度)	90% (R7年度)	当該年度実施の生涯学習講座参加者アンケートで、 受講内容について「大変満足」または「満足」と回答した参加者の割合。
市民1人あたりの図書貸出冊数	4.7冊 (R元年度)	5.2冊 (R7年度)	市民が年間に貸出利用をする1人あたりの冊数。

(5) SDGsの目標との関連



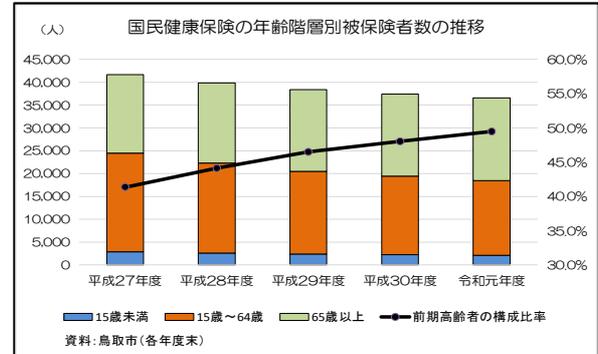
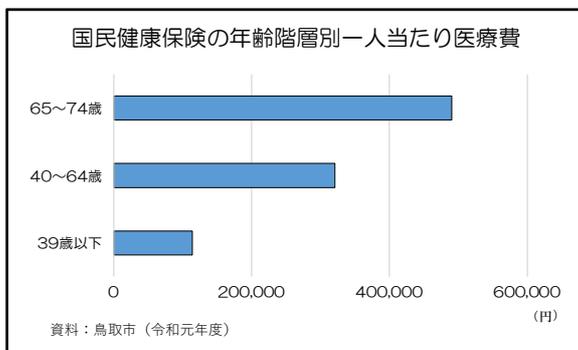
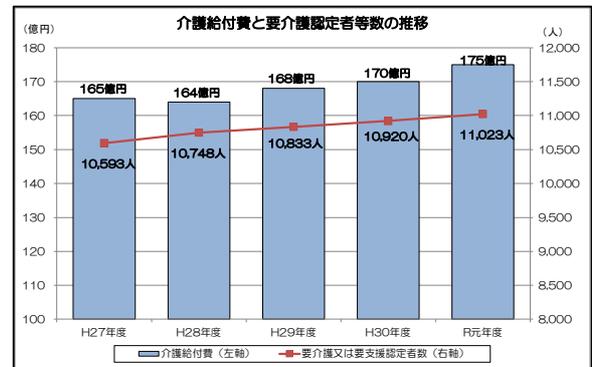
まちづくりの目標 1

誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち
一政策 2 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり

基本施策 1 安心できる社会保障制度の運営

(1) 現状と課題

- 生活保護受給者数は平成26年度をピークに減少傾向にあるものの、今後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による厳しい経済情勢が続けば、受給者が増加することが予測されるため、各世帯の実情に応じた自立支援強化策を引き続き講じることが求められています。
- 生活困窮の不安を抱えている人は、経済的困窮をはじめ多岐にわたる生活課題を抱えており、複数の課題が相互に関連しながら、時間の経過とともに深刻化する傾向にあります。自ら支援を求めることが難しい人もあり、支援が必要な人を早期に把握し、相談支援につなげる必要があります。
- 本市の国民健康保険の被保険者数は減少傾向である一方で、医療技術の進歩や65～74歳の加入者層が増加傾向であることから、医療費水準が高くなるなどの構造的な課題を抱えています。被保険者の健康寿命の延伸と医療費適正化の取組による安定的な国保運営が求められています。
- 要介護認定者や要支援認定者の増加に伴い、介護保険給付が今後さらに増大することが見込まれ、保険料や財政負担の増大が課題となっています。その中で、国は保険給付の効率化・重点化を行うことで制度の持続可能性を高める改革を進めています。



(2) 施策の基本的方向

国民健康保険事業及び介護保険事業の健全運営を図るとともに、生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の適正かつきめ細かい実施に努め、誰もが健康で安心して生活

を営むことができるセーフティネットを確立し、市民生活を守ります。

(3) 施策の主な内容

① 生活保護制度の適正運営と自立支援の推進

- 生活保護受給者一人ひとりの状況やニーズをしっかりと把握したうえで、その方に応じた支援をきめ細やかにを行います。
- 生活保護受給者の実態に応じた適切な就労支援を通して、経済的自立を支援します。
- 医療・健康情報等のデータに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援事業の取組を推進することにより、医療扶助費の適正化を図ります。

② 生活困窮者への支援

- 経済的困窮をはじめ、多岐にわたる生活課題への相談にきめ細かに対応し、安定した自立生活に向けた支援を継続して行います。

③ 国民健康保険事業の健全な運営

- 被保険者のジェネリック医薬品⁵³の使用促進に取り組むとともに、健康・医療情報等の分析に基づく保健事業を実施し、生涯にわたる健康づくりの推進と医療費適正化を図ります。
- 国の国民健康保険料軽減制度の適用や保険料収納率の向上対策等により、保険料負担の公平化に努めます。

④ 介護保険事業の健全な運営

- 介護給付適正化事業のうち、国が推奨する「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「住宅改修などの点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要5事業を中心に、保険給付の適正化に取り組みます。
- 介護サービス事業者に対する指導監督の強化により、サービスの質の向上と保険給付の適正化を図ります。
- 高齢者の介護予防事業を強化し、健康寿命の延伸と保険給付の増大抑制に努めます。
- 国の公費による低所得者の保険料負担の軽減制度の適用、介護保険料収納率の向上対策等により、保険料負担の公平化に努めます。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
生活保護受給者就労支援事業に参加し、就労開始となった人数	70人 (R元年度)	100人 (R7年度)	生活保護受給者就労支援事業に参加し、就労開始となった当該年度の人数。
鳥取市国民健康保険におけるジェネリック医薬品の普及率	76.4% (R元年度)	85% (R7年度)	鳥取市国民健康保険における薬剤に占める当該年度のジェネリック医薬品(後発医薬品)薬剤の数量ベースによる普及割合。
介護給付適正化事業におけるケアプラン点検実施件数	528件 (R元年度)	580件 (R7年度)	ケアプラン点検を行った当該年度のプラン件数。

(5) SDGsの目標との関連



⁵³ ジェネリック医薬品：成分そのものやその製造方法を対象とする特許権が消滅した先発医薬品について、特許権者ではなかった医薬品製造会社がある特許の内容を利用して製造した同じ主成分を含んだ医薬品。

まちづくりの目標 1

誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち
—政策2 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり

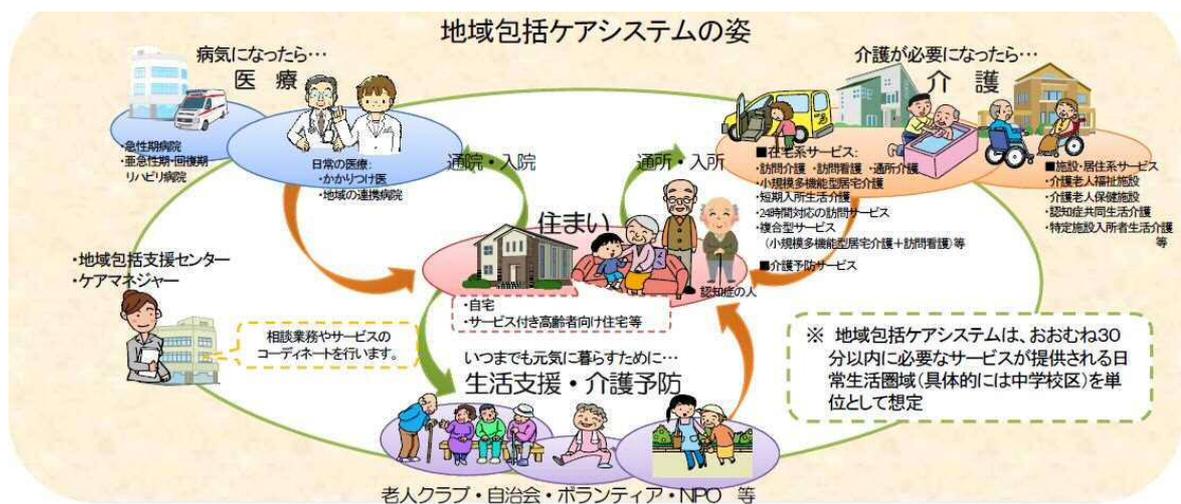
基本施策2 超高齢社会に向けたまちづくりの推進

(1) 現状と課題

- 高齢者は加齢に伴い慢性疾患による受療が多い、複数の疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高い等の特徴を有しており、医療と介護の両方を必要とする高齢者が今後さらに増加することが見込まれます。
- 高齢者福祉に関する相談が増大し、内容も複雑化・困難化してきています。医療や介護、司法等の各分野の専門職をはじめ、行政機関や関係機関、地域の関係者が連携して対応するなど、分野を横断した支援体制の構築が必要です。
- 認知症は誰でもかかる可能性のある病気であり、すべての市民が認知症を正しく理解し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりが求められています。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など、支援が必要な高齢者が今後さらに増加することが見込まれます。身近な地域での助け合いや支え合いの取組の充実や、介護サービスの提供体制の維持・拡充に向けた人材確保や育成が必要です。

(2) 施策の基本的方向

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいのサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。



(3) 施策の主な内容

① 在宅医療・介護連携の推進



- ・ 医療と介護が必要な場面に応じて適切なサービスを提供するため、鳥取県東部医療圏域の医療や介護、福祉、行政機関が連携して、医療と介護の連携強化を推進します。
- ・ 医療や介護、福祉、保健などの各分野の多職種間の連携や病院と介護事業者など関係者や関係機関の連携を進め、状況に応じたきめ細かな支援体制の構築を進めます。

- 人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合うACP（アドバンス・ケア・プランニング）の取組を進めます。



東部地区在宅医療介護連携推進協議会



多職種研修会（在宅医療・介護の事例検討）



寸劇DVD「我が家に帰りたい」の一場面

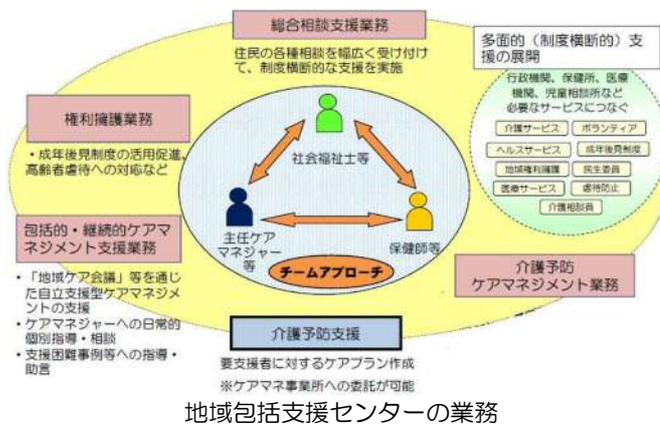


終活支援ノート

② 包括的支援体制の構築



- 地域包括支援センター⁵⁴を拡充し、地域住民や関係者、関係機関と連携して、地域における高齢者の包括的な支援体制の充実強化に取り組みます。
- 地域包括支援センターの専門職が連携しながら一つのチームとして総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援に取り組みます。



鳥取中央地域包括支援センターの総合相談

③ 認知症支援の推進



- 認知症の人が生きがいを持って生活を営むことができるよう、認知症の人の社会参加の機会の確保を進めます。
- 市民の認知症についての正しい知識と理解を深める取組を進め、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう地域の見守りや支え合い等も含めた切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。
- 認知症や軽度認知障害の早期発見及び早期対応を推進するための体制の充実を図ります。
- 認知症の人や家族等からの相談体制の充実や認知症の当事者同士の交流機会の確保、家族等への支援など認知症支援を総合的に推進します。

⁵⁴ 地域包括支援センター：市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。



小学校での認知症サポーター養成講座



認知症カフェ



オレンジガーデニングプロジェクト

④ 生活支援サービスの提供体制の構築



- 地域の関係者が定期的集まり、地域の福祉課題について話し合う場の設置や運営支援を進め、身近な地域での助け合いや支え合いの取組の充実を図ります。
- 「地域ケア会議」⁵⁵と「地域の福祉関係者の話し合いの場」との連携を図り、高齢者への個別支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を効果的に推進します。



福祉の向上に向けた地域での話し合い

令和2年度
地域支え合い推進員担当地区
(生活支援コーディネーター)
よろしくお願ひします！

亀取市全地域統括	山本 哲也
久松・蓮蓬・城北 修立・岩倉・稲葉山	宮川 拓也
藤田・善榮・明寿	山本 哲也
中ノ窪・坂坂 米笠・園影・深ノ井・若葉台	中木 美帆
日蓮・美保・美保南・會田 美穂・大和・神戸	前田 忍 <small>NEW</small>
千代水・湖山・湖山西 箕路・末恒・冠海	山本 哲也
大正・松保・東郷 豊美・明治	山本 哲也
園南・河原・用瀬・佐治	西尾 宏美
福部・気高・鹿野・西谷	寺本 康隆

社会福祉法人 亀取市社会福祉協議会 (TEL 0857-24-3180)

地域福祉の推進役
「地域支え合い推進員」

⁵⁵ 地域ケア会議：多職種の専門職の協働の下で、(1)高齢者個人に対する支援の充実と、(2)それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として市町村や地域包括支援センターが開催する会議体。

⑤ 権利擁護の推進

- ・ 認知症等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な高齢者に対し、成年後見制度⁵⁶の利用を促進するとともに、市長による後見等申立て⁵⁷の実施に取り組みます。
- ・ 地域包括支援センターを中心に、地域の関係者や関係機関、介護サービス事業所などと連携し、高齢者虐待の防止や早期発見、早期対応に取り組みます。

⑥ 介護人材の育成・確保

- ・ 県など関係機関と連携し、介護人材等の知識や技術等の向上支援をはじめ、人材の育成や確保、介護現場の業務効率化支援などに取り組みます。
- ・ 介護の仕事の大切さややりがいを正しく理解してもらう取組を進め、介護の仕事の魅力発信に取り組みます。
- ・ 介護事業者に対する労働環境の改善研修会や介護報酬の算定研修会などを開催し、介護職員の処遇改善を通じた人材確保や定着を支援します。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
高齢者福祉関係の市民満足度指数の平均値	2.97 ポイント (R元年度)	3.00 ポイント (R6 年度)	当該年度実施の市民アンケート調査において、住みやすさに関する満足度指数のうち高齢者福祉3項目の指数の平均値(最大5P)

(5) SDGsの目標との関連



⁵⁶ 成年後見制度：認知症などさまざまな障がいにより、物事を判断する能力が十分でない人に、申し出により家庭裁判所が援助者である後見人等を選び、その方の財産の保全、また契約等の手続をかわって行う制度のこと。

⁵⁷ 市長による後見等申立て：成年後見制度が必要な人で本人及び親族による申立ができない場合に、市長による法定後見の開始申立を行うこと。

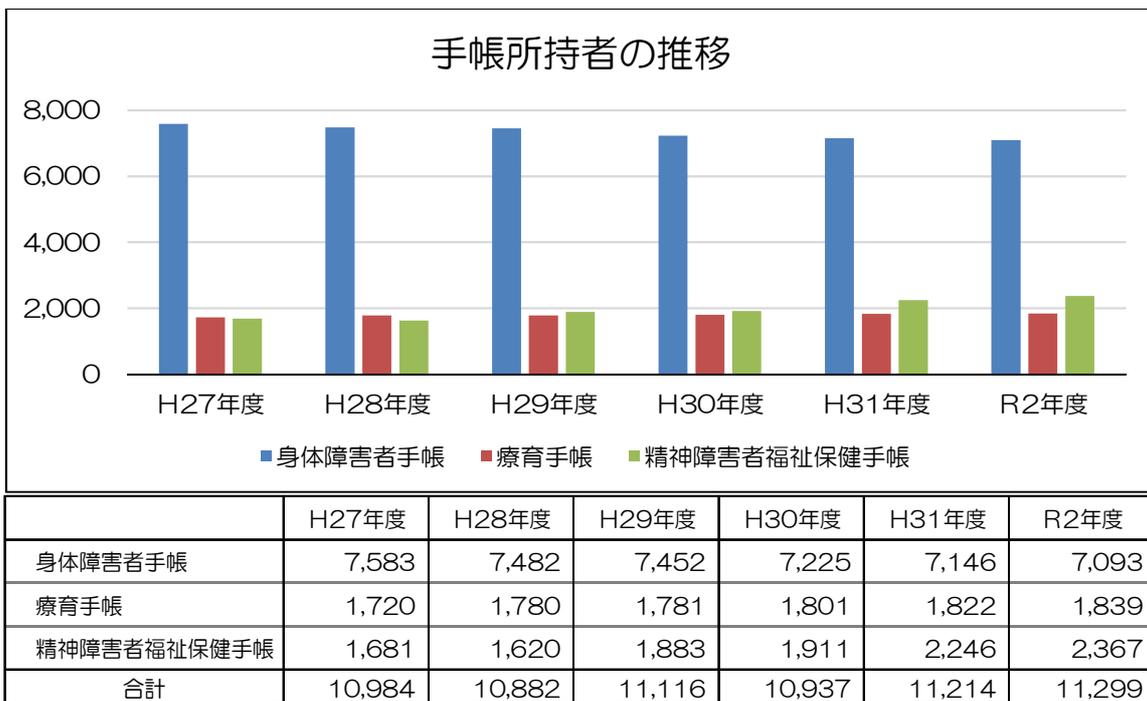
まちづくりの目標1

誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち
一政策2 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり

基本施策3 障がいのある人の自立支援

(1) 現状と課題

- 老年人口の増加に伴い、障がいのある人やその家族の高齢化も進むことが予想されるため、障がいのある人が住み慣れた地域で自立して生活していくための支援の充実が必要です。
- 障がいのある人やその家族が自立した生活を送るためには、障がいのある人一人ひとりの心身の状態や生活実態を踏まえた適切な生活支援を行っていく必要があります。
- 発達障がい等の支援においては、通所による障がい児への支援のみならず、地域の発達上の困難を抱える児童やその家族を対象とした支援の充実を図ることが必要です。



(2) 施策の基本的方向

障がいのある人が、個々の能力や個性に応じ、生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、乳幼児期からの切れ目のない相談支援体制の強化や障がい福祉サービスの充実を図ります。

(3) 施策の主な内容

① 地域における相談支援体制の充実

- ・ 指定相談支援事業所と地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」との連携による相談支援機能の強化を図ります。
- ・ 指定相談支援事業所等の関係機関や地域で活動する身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者相談員、民生・児童委員等と連携を図り、支援の充実に努めます。

② 障がい児支援の充実

- ・ 地域療育の拠点となる施設において、障がい児に対する在宅療育に関する相談や支援、障害福祉サービスの情報提供を行うなど、療育支援体制の充実に努めます。
- ・ 地域において、障がい児とその家族を支えていく体制を整備するとともに、保健・医療・福祉・教育・就労支援等の関係機関が連携し、障がい児のライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を提供する体制の整備を進めます。

③ 経済的自立への支援

- ・ 働く意欲のある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、県やハローワークなど雇用関係機関と連携した就労支援を進めます。
- ・ 障がいのある人が継続的に職場定着するために、事業主の理解のもと、就労を支援する「障害者就業・生活支援センター」や労働、福祉、教育等の関係機関と連携し、就業面と生活面での支援や相談体制の充実に努めます。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
一般相談支援事業所の相談員数	16人 (R元年度)	20人 (R7年度)	相談支援体制の充実に向けた一般相談支援相談員の当該年度末の人数。
一般就労への移行者数	27人 (R元年度)	35人 (R7年度)	就労系サービス利用から一般就労へ移行した人の当該年度の人数。

(5) SDGsの目標との関連



まちづくりの目標 1

誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち
—政策3 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

基本施策 1 健康づくり・疾病予防・介護予防の推進

(1) 現状と課題

- 市民が身近な地域で気軽に健康づくりに参加できる仕組みづくりを進めることにより、健康への関心を高め、疾病予防等の保健事業を推進する必要があります。
- 若い頃から健康維持に取り組み、高齢期には日常生活におけるさまざまな老化の兆候を早期に発見し、加齢に伴い出現する生活機能の低下を予防することが必要です。
- がん・糖尿病・COPD⁵⁸等の生活習慣病対策には、予防と早期発見・早期治療が重要です。そのためには、市民一人ひとりが健康づくりや生活習慣病予防の必要性を認識した上で、健診を受診するという行動につなげる取組が必要です。
- 心の健康は、身体の状態や職場等の人間関係、経済状況等、さまざまな要因の影響を受けるため、家庭や学校、地域、職場において心の健康に関する知識の普及、メンタルヘルス対策の充実を図ることが必要です。

(2) 施策の基本的方向

市民一人ひとりが生涯にわたって健康づくりや疾病予防、介護予防に関心を持ち続け、それぞれのライフステージにおいて主体的に健康寿命の延伸に向けて取り組めるよう支援します。

(3) 施策の主な内容

① 健康づくりの推進

- ・ がんや糖尿病など生活習慣病予防対策（運動習慣の定着、歯の健康づくりなど）を推進します。
- ・ 特定保健指導⁵⁹や生活習慣病ハイリスク者への保健指導など、健診結果をもとに生活習慣を見直し、自らの健康づくりを考える場を提供します。
- ・ 生涯にわたって健全な心身と豊かな人間性を育てていくため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践できるようあらゆる世代において食育を推進します。

② 特定健康診査・がん検診の推進

- ・ 特定健康診査⁶⁰、がん検診等の未受診者対策を推進するなど、受診者の増加と疾病の早期発見に努めます。
- ・ 特定健康診査、がん検診、特定保健指導について、無料クーポン券の配布や休日健診など、市民が健診・指導を受けやすい体制を整備します。
- ・ がん検診の精密検査受診率を向上させ、がんの早期発見に努めます。

③ 心の健康づくりの推進

- ・ 心の健康について正しく理解し、適切に対応、対処できるよう、さまざまな機会をと

⁵⁸ COPD：慢性閉塞性肺疾患と呼ばれ、細い気管支に始まる炎症が原因といわれ、肺気腫や慢性気管支炎等をいう。

⁵⁹ 特定保健指導：特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症の危険が高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、生活習慣を見直す支援を行うもの。

⁶⁰ 特定健康診査：40歳から74歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした健診制度。

らえ普及啓発します。

- ひきこもり支援や依存症対策を推進します。
- 相談体制の充実や専門機関との連携により自死予防を推進します。

④ 介護予防の推進



- 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に進め、高齢者の健康長寿の実現に向けて取り組みます。
- 高齢者が地域の身近な場所で気軽に交流したり、介護予防活動に参加できる「集いの場」の拡充を図ります。
- 医療や介護の専門職の知見を介護予防活動に取り入れるとともに、専門職による高齢者の介護予防活動への関わりを推進し、介護予防の効果を高めます。



地域ふれあい体操「しゃんしゃん体操」



高齢者の集いの場

⑤ 地域での活躍・貢献機会の充実



- 高齢者が住み慣れた地域で元気にいきいきと暮らし続けることができるよう、高齢者の社会参加や生きがい活動を支援します。
- 高齢者の地域での趣味や教養活動、レクリエーション活動等を通じて、楽しく学びながら活動できるよう支援します。
- 働く意欲のある高齢者が、その能力や経験を十分に発揮しながら地域社会で活躍できる機会を提供し、生涯現役に向けた活動を推進します。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
健康寿命（65歳以上の平均自立期間）	女性 20.76年 男性 17.55年 (R元年度)	女性 21.06年 男性 18.03年 (R7年度)	当該年度の日常生活動作が自立している（要介護度2未満）期間の平均。

※令和元年度の数値は平成29年統計情報を基に作成した数値です。

(5) SDGsの目標との関連



まちづくりの目標1

誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち
一政策3 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

基本施策2 安全・安心のための保健衛生と医療の推進

(1) 現状と課題

- 感染症の発生時における危機管理体制を平常時から整備するとともに、感染症患者に対する適切な医療の提供が求められます。また、感染症の発生動向を調査し、感染拡大の兆候を探知し適切な予防活動を実施しています。特に令和2年に入ってから新型コロナウイルス感染症の流行拡大を受けた感染拡大防止の対応が必要となっています。
- 新型コロナウイルス感染症に代表される健康危機や大規模な自然災害が発生しています。健康に対する危機管理や災害時の医療対応等について、関係機関と連携し、体制を充実することが必要です。
- 食品衛生法等関係法令が整備され、食品等事業者は新たな制度や基準に沿った衛生管理や食品表示等を実行する必要があります。このため、事業者への継続的な支援、指導を充実強化し、食品に係る事故・違反を防止することが必要です。
- 動物を原因とする近隣トラブルや動物遺棄等が発生している中、人と動物が共生する社会の実現をめざし、住民等と連携して動物愛護推進に取り組む必要があります。また、その拠点となる施設等の今後のあり方も検討する必要があります。
- 市民が安心して医療サービスを受けられるよう、鳥取市立病院は地域医療の中核を担う公立病院として、また佐治町国民健康保険診療所は身近な医療機関として、地域における必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくことが求められます。そのため、医療体制の充実を図るとともに、安定した経営基盤の確立が必要です。

(2) 施策の基本的方向

感染症患者への適切な医療の提供や予防活動を実施するとともに、感染症や食の安全等の健康危機管理や災害時の医療対応、動物愛護等について、関係機関と連携して取り組みます。

(3) 施策の主な内容

① 感染症予防の推進

- ・ 感染症の発生時における危機管理体制を平常時から整備します。
- ・ 結核の予防・拡大防止を図り、結核患者に適正な医療を提供します。
- ・ 予防接種法に基づき、予防接種の適正な実施に努めます。

② 適切な医療提供体制の確保

- ・ 持続可能な救急医療体制の確保に努め、市民に適切な救急医療の利用に関する啓発を実施します。
- ・ 医療の安全と信頼を高めるため、医療安全対策の監視指導を行います。
- ・ 災害発生に備え、適切な対応がとれるような災害医療体制の整備に努めます。

③ 危機管理体制の強化

- ・ 健康危機及び災害医療に対応する関係機関との連携を図ります。
- ・ 健康危機及び災害医療に対応する職員の育成に努めます。

④ 食の安全・安心の確保

- ・ 「鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画」に基づき監視、検査等により事業者の取組の改善を図ります。
- ・ 食品等事業者を対象とした講習会等により必要な情報を提供し事業者の取組を支援します。

⑤ 動物愛護の推進

- ・ 飼い主への適正飼養及び飼い主のいない猫の関係者への適切な繁殖防止等の管理の支援、指導を行います。
- ・ 収容した犬猫の飼い主への返還又は新たな飼い主への譲渡を推進します。

⑥ 鳥取市立病院・佐治町国民健康保険診療所の安定運営

- ・ 医師をはじめとする医療従事者の確保・育成に努め、充実した医療体制を確保します。
- ・ 地域の医療機関等との連携を深めるとともに、地域包括ケアシステムの一翼を担う病院・診療所としての役割を果たします。
- ・ 安定した経営基盤を確立するため、経営改善に努めます。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
重点監視施設の監視率	119.5% (R元年度)	100%以上の維持 (R7年度)	鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画に基づく重点監視施設の監視割合。
保護収容動物の返還及び譲渡率	57.8% (R元年度)	65.0% (R7年度)	鳥取市保健所で保護収容した愛玩動物を飼い主又は新しい飼い主に引き渡した割合。

(5) SDGsの目標との関連



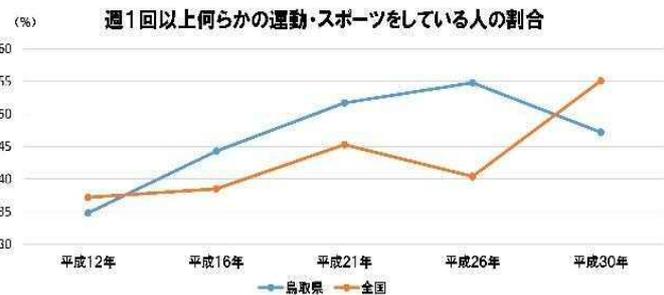
まちづくりの目標 1

誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち
一政策3 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

基本施策3 スポーツ・レクリエーションの振興

(1) 現状と課題

- 乳幼児期から高齢者まで運動やスポーツに親しむ機会の充実に取り組み、体力向上と健康寿命の延伸、市民がいつでも誰でもスポーツに取り組むため、各地域や各種団体等のスポーツを推進する人材の育成が必要です。
- スポーツ活動の多様化が進み既存のスポーツイベントではニーズに対応できず、参加者数が減少傾向にあるため、地区や市民が主体となったスポーツ活動を支援し、スポーツ人口のすそ野を広げる必要があります。
- 市民の主体的なスポーツ・レクリエーション活動を支援し、年齢や性別、障がい等を問わず、関心や適正等に応じて、生涯にわたりこれらに参加できる環境づくりが必要です。
- スポーツの大規模競技会やキャンプ地誘致といったスポーツツーリズム⁶¹を推進し、市内外の交流人口の増加やスポーツを通じた活力ある人づくりを進めることが重要です。
- 市民の新たなスポーツ拠点となる市民体育館の再整備、老朽化した体育施設の整備に向けた検討、すべての体育施設の利用率向上に向けた仕組みづくりを進めることが重要です。



資料:「体力・スポーツに関する世論調査(平成24年度まで)」及び「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査(平成27年度)」、「スポーツの実態状況等に関する世論調査(平成28年度以降)」に基づく推計(スポーツ庁)
「県民の運動・スポーツに関する意識-実態調査」(鳥取県)

(2) 施策の基本的方向

誰もがいつでもスポーツを楽しむ機会やレクリエーション活動を実践できる環境を整え、スポーツやレクリエーション活動を通じて、生涯にわたって活力に満ちた豊かな人生を送ることができるまちづくりを進めます。

(3) 施策の主な内容

① 市民総スポーツ運動の推進



- ・ 市民体育祭⁶²やスポーツ・レクリエーション祭⁶³はもちろんのこと、乳幼児期から高齢者までの幅広い世代や、障がいの有無に関わらず、気軽に参加できるスポーツ行

⁶¹ スポーツツーリズム：ウォーキング、トレッキング、サイクリングなど地域の自然環境をいかしたスポーツを楽しむ観光形態。

⁶² 市民体育祭：「市民の体育の向上と体力の増進、健康で明るい生活づくり」を目的に、昭和33年から開催。すべての市民が参加できる小学校区対抗形式の大会。

⁶³ スポーツ・レクリエーション祭：子どもから高齢者まで生涯を通じて市民が気軽にニュースポーツやレクリエーションを楽しみながら健康づくりと交流を深めることを目的に、平成2年度から開催しているスポーツイベント。

事の充実を図ります。

- ・ 鳥取市体育協会と連携して安心・安全なスポーツ環境づくりを支援することで、市民主導で実施するスポーツイベントの運営面の負担軽減を図ります。
- ・ 鳥取市地域体育会連合会や鳥取市スポーツ推進委員協議会、社会体育団体（スポーツクラブ）といった地域に密着した団体の活動を積極的に支援することで、人材育成や地域活性化につなげます。
- ・ 功績のあった競技者や指導者等を顕彰するスポーツ表彰や、功績を残したアスリート等から夢を持つことや仲間と協力し合うことの大切さなどを学ぶ機会を創出して、スポーツ機運の醸成につなげます。

② スポーツによる交流人口の増加



- ・ 大規模なスポーツ大会や各種大会におけるキャンプ地の誘致活動を行うことで、競技スポーツとの出会いを創出し、市民のスポーツ機運の醸成に努めます。
- ・ 地元プロサッカーチームのガイナレ鳥取などのスポーツ観戦、パブリックビューイングなどの「みるスポーツ」活動を推奨し、スポーツ交流の拡大をめざします。
- ・ 関係機関と連携しスポーツツーリズムを推進することで、スポーツを通じた地域の活力を生み出します。

③ 生涯スポーツを推進するための環境づくり



- ・ 市民体育館の再整備や市営バードスタジアムの有効利活用を図り、多様なスポーツ環境を提供します。
- ・ ICT を活用した施設予約システムの構築を進め、より多くの市民が安心安全に利用できる施設の維持管理と運営手法の整備を進めます。
- ・ 市営バードスタジアムや地区体育館といった老朽化の進む体育施設の整備や再配置に向けて検討を進めます。



鳥取市営バードスタジアム



鳥取市民体育祭

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
市民体育祭の延べ参加地区数	延べ 452 地区 (R元年度)	延べ 500 地区 (R7年度)	当該年度の市民体育祭に参加した延べ地区数。
こころのプロジェクト「夢の教室」実施校数	14 校 (R元年度)	20 校 (R7年度)	功績を残したアスリートを招いた出前授業（小学校5年生、中学校2年生対象）の当該年度の実施校数。
学校体育館等の延べスポーツ利用者数	延べ 344,804 人 (R元年度)	延べ 350,000 人 (R7年度)	学校施設開放による小中学校体育館等の当該年度の延べ一般利用者数。

(5) SDGsの目標との関連



まちづくりの目標 1

誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち
一政策 4 人権を尊重し、ともに築く共生のまちづくり

基本施策 1 人権擁護の推進と人権意識の醸成

(1) 現状と課題

- 「同和（部落）問題等人権問題に関する意識調査」を基に、平成30年4月に「鳥取市人権施策基本方針」の第2次改訂を行い、差別のない明るい人権尊重都市鳥取市の実現をめざして、総合的かつ計画的に人権施策を推進しています。
- 平成28年に「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ⁶⁴解消法」が施行され、地方自治体の人権問題解消のための施策に取り組むことが求められます。
- SNSの普及や価値観の多様化といった社会変化やコロナ禍により、インターネット上での誹謗中傷等の人権侵害の深刻化や、性的マイノリティ（LGBT）⁶⁵等の新たな人権問題も発生しており、より一層、同和問題をはじめ女性・子ども・高齢者・障がいのある人等のさまざまな人権問題の解消、人権尊重の意識向上に取り組むことが求められます。
- 人権問題の相談は、同時に生活困窮、福祉、就労の問題等多岐にわたる場合があり、当事者に寄り添った包括的な相談支援が求められます。
- 本市には様々な国籍の外国人住民が生活しており、安心して暮らせるよう、多言語での情報提供といった、日常生活の中で相談しやすい環境づくりが必要です。



人権とっとり講座



鳥取市民集会

(2) 施策の基本的方向

市と市民が協働して人権啓発に取り組み、あらゆる差別及び人権に関する正しい認識や問題意識を持ち、人権尊重の視点に立った施策を推進し、互いの人権を尊重し合い、差別や偏見のない住みやすいまちづくりをめざします。

⁶⁴ ヘイトスピーチ：人種や民族、宗教など特定の属性を有する集団をおとしめたり、差別や暴力行為をあおったりする言動。

⁶⁵ 性的マイノリティ（LGBT）：同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのこと。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいう。そのほか、性的マイノリティを表す言葉として、レスビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の英単語の頭文字を並べた「LGBT」や、アセクシュアル（無性愛者）、クエスチョニング（心の性や性的指向がわからなかったり、迷っていたりする人）などがある。

(3) 施策の主な内容

① 人権擁護施策の推進と人権意識の啓発

- 基本的人権を市民に保障するとともに、差別や人権侵害によって損なわれている人権の回復を図る取組を、国・県等の関係機関や関係団体との連携のもと進めます。
- 関係機関との密接な連携を図り、差別や虐待などの人権侵害をなくす取組を進めます。
- 人権意識の高揚と正しい理解を進めるため、関係機関や市民団体等との連携・協力により、地域や職場における研修会や懇談会等を継続して開催し、人権啓発の推進に取り組みます。
- 新たに施行される人権に関する法律等を広く市民に周知するよう努めるとともに、その目的や理念を踏まえた施策を推進します。
- インターネット等の情報化の進展に伴う社会状況の変化を踏まえ、インターネット上の人権問題に対する啓発及び対策に取り組みます。

② 市民の人権啓発活動の支援

- 鳥取市人権教育協議会や（公財）鳥取市人権情報センターなどの各種団体と協働し、人権啓発活動の促進・支援を図ります。

③ 人権福祉センター事業の推進

- 福祉の向上や人権啓発活動の拠点として、外国人住民を含め生活困窮など地域における社会的弱者の生活上の各種相談支援体制の強化を図る取組などを総合的に進めます。

④ 人権教育の推進

- 人権擁護委員活動による人権の花運動、人権標語・ポスター募集等を通じて人権尊重の重要性や理解を深めることで、相手への思いやりのこころ・生命の尊さを体得できるように、人権教育の推進を図ります。
- さまざまな学びや体験を通して、自分を取り巻く人々への感謝や敬愛・命の大切さや善悪の判断など豊かな心を育むとともに、人を大切にする人権教育の充実を図ります。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
「人権が尊重されているまち」と思う市民の割合	39.5% (R元年度)	50% (R6年度)	当該年度実施の市民アンケート調査において、「満足」または「やや満足」と回答した市民の割合。
各地区における小地域懇談会の開催回数	535回 (R元年度)	560回 (R7年度)	各地区同和教育推進協議会等が開催する地域住民を対象とした小地域懇談会の当該年度の開催回数。

(5) SDGsの目標との関連



まちづくりの目標1

誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち
一政策4 人権を尊重し、ともに築く共生のまちづくり

基本施策2 男女共同参画社会の形成

(1) 現状と課題

- 「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を見ると、性別による固定的役割分担意識の解消が進んでいない状況であるため、子どもの頃からの男女共同参画についての教育や学習を充実するとともに、その実現に向けては、家庭・学校・地域など社会全体で取り組む必要があります。
- 女性就業率が高く、共働き世帯も多い本市において男女共同参画を推進するためには、女性が能力を十分に発揮し活躍できる職場環境づくりが必要不可欠であり、さらに男性の家事・育児・介護への参画を促進する取組が重要となっています。
- 男女共同参画社会を形成していく上で、女性に対する暴力の根絶は不可欠であり、DV⁶⁶等を防止するため啓発や、被害者へのきめ細やかな支援が求められています。
- 男女共同参画を推進するためには、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、生涯を通じて健康で安全・安心な家庭生活、職業生活、地域生活を送り続けることが必要です。



輝なんせ鳥取（鳥取市男女共同参画センター）

(2) 施策の基本的方向

性別に関わりなく一人ひとりが個人として尊重され、自らの意思によって学校、家庭、地域、職場などあらゆる分野に参画する機会があり、すべての人々が個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成をめざします。

(3) 施策の主な内容

① 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

- ・ 鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」を拠点とした啓発講座を実施します。

⁶⁶ DV：ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）のこと。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

- ・ 男女共同参画の視点に立った研修や普及・啓発活動を行う団体等への支援を行います。
- ・ 子どもの頃から各世代にわたっての男女平等を推進する教育や学習を充実させるとともに、若い世代への男女共同参画の普及啓発を図ります。

② 男女がともに活躍できる環境づくり

- ・ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）⁶⁷の理解と取組の推進や、男性の家事・育児・介護への参画促進などの啓発活動の充実に努めます。
- ・ 女性の職域拡大と管理職への登用を進める企業を取組を促進します。
- ・ 多様で柔軟な働き方を選択でき、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に努めるよう、企業への啓発を推進します。

③ 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

- ・ DV等を根絶するため、啓発活動の充実に努めます。
- ・ 性犯罪、性暴力の被害者が安心して相談できる体制づくりを推進します。

④ 安全・安心に暮らせる社会づくり

- ・ 性的マイノリティ（LGBT）の理解促進に関する広報や啓発に努めます。
- ・ 災害対応力の強化のため、防災に女性の視点を取り入れるよう努めます。



啓発講座

（４）評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
「社会全体で男女の地位が平等になっている」と思う割合	15.7% (R元年度)	30.0% (R7年度)	当該年度実施の男女共同参画に関する意識調査で「社会全体で男女の地位が平等になっていると思う」と回答した市民の割合。
市の審議会等における女性委員の割合	30.3% (R元年度)	40.0% (R7年度)	市の審議会等における女性委員の割合

（５）SDGsの目標との関連



⁶⁷ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：仕事と家庭生活の両方を充実させることにより、相乗効果を生み出すという考え方。

まちづくりの目標 1

誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち
—政策4 人権を尊重し、ともに築く共生のまちづくり

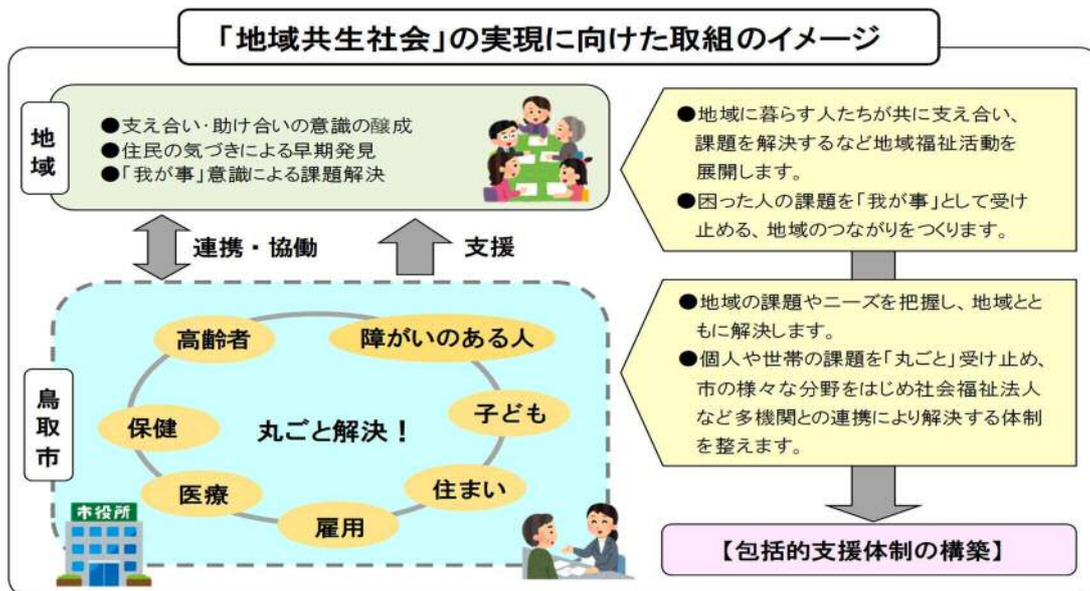
基本施策3 地域福祉の推進

(1) 現状と課題

- 鳥取市地域福祉の推進に関する住民意識調査報告書によると、福祉課題に対する住民相互の支え合い・助け合いの必要性については8割以上が必要と思うと回答している一方、活動への参加の意向がある人は3割程度にとどまるなど参加意識は高いとは言えない状況です。誰もが気軽に集える場をつくり、地域生活課題の早期発見・早期対応や支え合い活動を展開する基盤づくりや担い手づくりにつなげることが必要です。
- 高齢者、障がいのある人、子育て世帯、生活困窮世帯、ひきこもり、刑務所出所者などの生活課題は多様化・複合化しています。相談窓口においては、福祉課題を包括的に受け止め、総合的な視野で検討し、適切なサービスにつなげていくことが必要です。
- 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力の不十分な方の財産の管理や契約などの法律行為を支援するため、権利擁護に関する取組の強化が必要です。
- 誰もが住み慣れた地域で自分らしく住み続けるため、ひきこもりや孤立など制度の狭間にある問題への対応や、高齢者や障がいのある人などの社会参加、活躍の場づくりなど、地域における支え合いやさまざまな分野が連携する福祉サービスが必要です。

(2) 施策の基本的方向

福祉に対する意識を醸成するとともに、身近な地域での支え合い・助け合い活動の促進を図ります。また、生活課題の包括的な相談支援体制を充実するとともに、権利擁護に関する取組を進めるなど、さまざまな生活課題にも対応することができる福祉サービスの提供と利用促進を図ります。



(3) 施策の主な内容

① 住民参加と地域福祉活動の促進



- ・ 住民同士が地域の状況や生活課題を共有し、解決に取り組む体制構築を促進します。

- ・ 地域の集いの場の運営や地域の福祉関係者の活動の調整を担うコーディネーターの設置を支援します。
- ・ 地域食堂（こども食堂）、認知症カフェ⁶⁸など当事者同士の仲間づくり、居場所づくりを支援します。
- ・ 鳥取市社会福祉協議会による福祉学習プログラムの実施を支援し、市民の福祉活動への理解を深め、支え合いの機運醸成を図ります。



こども食堂



② 相談支援と権利擁護体制の強化

- ・ 複雑化、複合化した生活課題に対する包括的支援を協議する場の設置を推進し、市民と福祉専門職が協働で支援に取り組む体制づくりを進めます。
- ・ 地域福祉相談センター⁶⁹、地域包括支援センター、人権福祉センター、子育て世代包括支援センターなどの相談窓口の連携を強化し相談体制を充実します。
- ・ 市民後見人の育成促進、とっとり東部権利擁護支援センター「アドサポセンターとっとり」や鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」の運営を支援するなど、権利擁護体制の確保・強化を図ります。



③ 地域で安心して暮らせる基盤づくり

- ・ 共生型サービス⁷⁰を促進するなど、地域に実情に合った総合的な福祉サービスの提供を進めます。
- ・ 特定非営利活動法人などが行う「公共交通空白地有償運送⁷¹」への支援など、誰もが安心して暮らし続けられる移動手段の確保を図ります。
- ・ 避難行動要支援者⁷²に対する支援制度を普及・促進し、避難体制の構築や平時からの見守り体制づくりを進めます。
- ・ 企業、社会福祉法人などの社会貢献活動を促進するなど、多様な主体の強みをいかした福祉サービスの充実を図ります。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
福祉ボランティア活動に参加した市民の割合	7.2% (R元年度)	8.0% (R6年度)	当該年度実施の市民アンケート調査において、「過去1年に福祉ボランティア活動に参加した」と回答した市民の割合。
地域食堂の設置校区数	9校区 (R元年度)	17校区 (R7年度)	「地域食堂」が設置されている中学校区及び義務教育学区の当該年度末の数。
共生型サービスの実施事業者数	7事業者 (R元年度)	10事業者 (R7年度)	介護保険と障害福祉のサービスを同一事業所で提供を受けられる「共生型サービス」の当該年度末の実施事業者数。

(5) SDGsの目標との関連



⁶⁸ 認知症カフェ：認知症の人やその家族、介護・医療の専門家、地域住民が集い、交流や情報交換を行う集いの場。

⁶⁹ 地域福祉相談センター：さまざまな地域生活課題を一旦丸ごと受け付け、課題の解決や専門機関への取り次ぎなどを行い、課題の早期発見・早期対応につなげる相談窓口のこと。

⁷⁰ 共生型サービス：高齢者や障がい児者が同一事業所でともに利用できるサービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）。

⁷¹ 公共交通空白地有償運送：バスやタクシーなどの公共交通機関だけでは十分な輸送サービスが確保できない場合、NPO法人等の非営利団体が、自家用自動車を使用して有償で行う輸送サービス。

⁷² 避難行動要支援者：災害時に、自分や家族の力だけでは安全な場所への避難が困難で、まわりの人の手助けや特別な配慮が必要な人のこと。

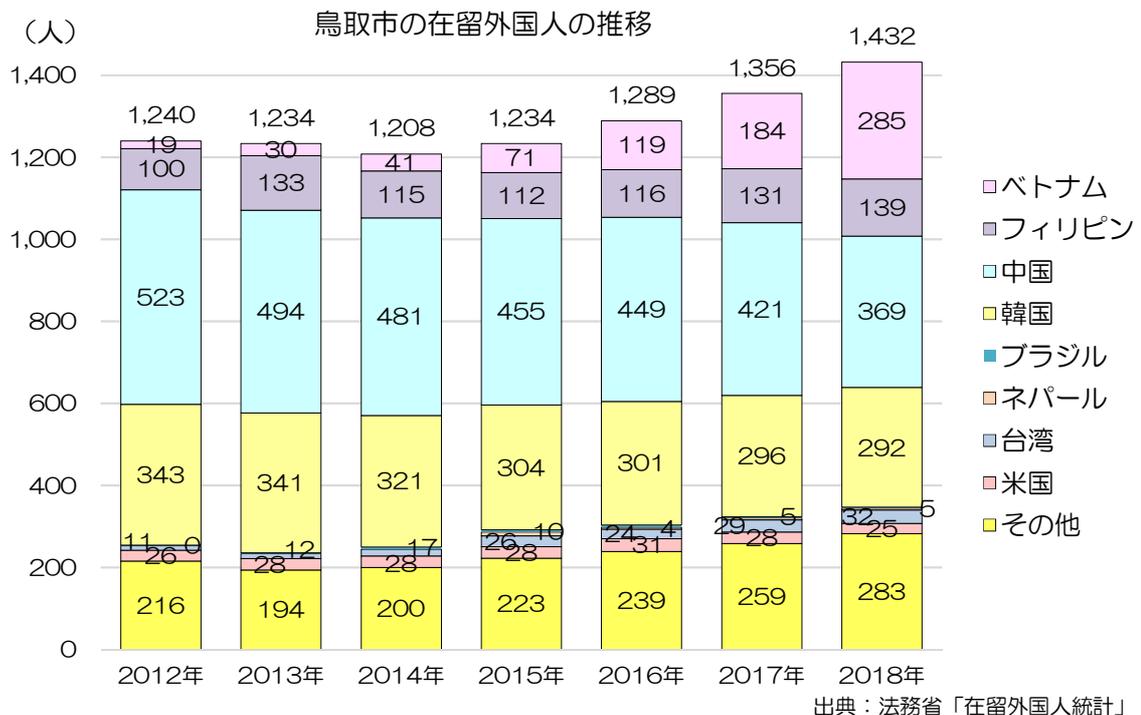
まちづくりの目標 1

誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち
一政策 4 人権を尊重し、ともに築く共生のまちづくり

基本施策 4 多文化共生のまちづくりの推進

(1) 現状と課題

- 本市は、「世界に開かれた交流都市鳥取」の理念のもと、国際交流の推進、国際感覚豊かな人づくりなどとともに多文化共生のまちづくりに取り組んでいます。
- 日本語指導が必要な児童生徒は、近年増加傾向にあり、生活や学習背景が多様化していることから、今後、日本語指導を必要とする児童生徒への適切な支援が求められます。
- 日本人住民も外国人住民も互いに多文化共生の意義を理解し、安心・安全に暮らしていくため、地域における共生意識の醸成に向けた取組が求められています。



(2) 施策の基本的方向

市民の国際感覚の醸成や相互理解の増進に取り組み、すべての住民が安心・安全に暮らせる多文化共生社会⁷³の実現を図り、多彩な人材の確保をめざします。

(3) 施策の主な内容

① コミュニケーション支援



- ・ 行政情報の多言語化や「やさしい日本語」の積極的な活用を推進します。
- ・ 日本語指導を必要とする児童生徒が、安心して学習に取り組むことができるよう、学

⁷³ 多文化共生社会：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会。

校における学習や生活の基盤となる日本語指導を適切に行います。

- ・ 日本語ボランティアを育成するとともに、外国人住民が継続的に日本語及び日本社会について学習する機会を充実します。



② 生活支援

- ・ 鳥取市国際交流プラザを拠点として、外国人住民を対象とした生活情報提供、生活用品提供、相談窓口などの機能を充実します。
- ・ 外国人住民と行政などとの橋渡し役となる市民や、外国人住民支援団体などと連携し、外国人住民に対する支援の取組を推進します。
- ・ 公共施設・公共交通機関の案内表示などの多言語化や、わかりやすい表示を推進します。



③ 多文化共生の地域づくり

- ・ 市民が外国の言語や生活文化・習慣などについて学ぶ機会や、外国人住民との親睦・交流を深めることのできる機会を充実します。
- ・ 市民や企業・団体などを対象に、多文化共生のまちづくりの意義などについての啓発の取組を推進します。
- ・ 外国人住民を対象に、日常生活における困りごとや、多文化共生のまちづくりを進めるうえでの意見などを聴取する機会を充実します。



小学校での国際理解講座

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
国際的な交流の機会・場所に対する重要度	42.9% (R元年度)	50.0% (R6年度)	当該年度実施の市民アンケート調査において、重要度が「高い」または「やや高い」と回答をした市民の割合。

(5) SDGsの目標との関連



まちづくりの目標 1

誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち
—政策4 人権を尊重し、ともに築く共生のまちづくり

基本施策5 協働のまちづくりの推進

(1) 現状と課題

- 少子高齢化、過疎化、生活スタイルの多様化に伴い、隣近所同士のつきあいが希薄になっています。地域内における交流や関わり合いを増やし、つながりを深めることが必要です。
- 町内会など地域活動を支える役員等の高齢化や担い手不足、町内会活動に参加しないなど、地域力の低下が懸念されています。安心して暮らしやすいまちを維持していくためには、地域活動に参画し、みんなで分かち合うことが必要です。
- 全61地区公民館単位でまちづくり協議会⁷⁴が設立され、防災やにぎわいづくり、郷土の歴史・文化や豊かな自然を次世代に引き継ぐ活動など、地域の課題や活性化に向けて、特色ある活動が展開されています。
- まちづくり事業を行う新たなNPO法人の立ち上げや、主体的なまちづくりに向けた地域組織による拠点施設の運営など、地域組織の形態やまちづくりの取組が一層多様化され、地域づくりを促進するためには柔軟な支援が求められています。
- 地区公民館で行われてきた生涯学習や社会教育の成果をまちづくりや地域課題の解決の取組にいかし、人づくりと地域づくりを一体化して進めることが重要です。
- 市民と市がそれぞれの役割と責任を持ち、鳥取市らしい活力あるまちづくりを進めていくため、今後も更なる協働意識の醸成や事業の定着に向け、市民の連帯感と自治意識の向上を図る必要があります。



地区公民館での地域コミュニティ活動

(2) 施策の基本的方向

多様化する市民ニーズや生活スタイルに対応するため、各地域がそれぞれの特性をいかし実情に合った、自主的・効率的なまちづくり活動を展開し、地域課題の解決に向けて知恵を出し合いながら、市民が愛着と誇りをもてるまちづくりを推進します。

⁷⁴ まちづくり協議会：平成20年度の「協働のまちづくり元年」を契機として発足し、地域固有のまちづくりに主体的に取り組んでいる地区公民館を単位とするコミュニティ組織（61の全地区に設置されている）。

(3) 施策の主な内容

① 参画と協働のまちづくりの展開

- ・ 鳥取市自治基本条例の市民への浸透を図り、参画と協働のまちづくりを推進します。
- ・ まちづくり協議会など地域組織が主体的に取り組む「地域コミュニティ計画⁷⁵」に基づいた活動を支援します。
- ・ 市民との意見交換を行う機会の充実を図ります。

② 地域で活躍する人材の育成・支援

- ・ 大学と連携し、若者の発想をいかした地域コミュニティ活動やまちづくり事業の取組を促進し、地域の活性化と人材育成に努めます。
- ・ 地方創生の主役となる若者による会議を組織し、若者が本市の現状を調査・研究することで、本市のまちづくりへの関わりを深めていきます。
- ・ 市民活動拠点アクティブとっとり⁷⁶などを通して、NPO 法人やボランティア団体の活動支援や交流を促進します。
- ・ 自治会などへの加入を促進し、地域コミュニティ活動の維持・発展を支援します。

③ コミュニティ活動の支援

- ・ 各地域のコミュニティ活動が充実するよう、地域の実情や特性などを踏まえた柔軟な支援を行います。
- ・ 地域コミュニティ活動の拠点となる地区公民館などが、より利用しやすくなるよう指定管理者制度など地域の実情にあった柔軟な運営に努めます。
- ・ 地域活動の拠点となる施設の整備や改修への支援を行います。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
地域活動に参加したことがある市民の割合	71.5% (R元年度)	75.0% (R6年度)	当該年度実施の市民アンケート調査で「過去1年間に地域活動に参加したことがある」と回答した市民の割合。
地域内における住民同士のつながり	76.6% (R元年度)	80.0% (R6年度)	当該年度実施の市民アンケート調査で「近所づきあいがある」と回答した市民の割合。

(5) SDGsの目標との関連



⁷⁵ 地域コミュニティ計画：まちづくり協議会が、地域の現状や課題を把握し、自分たちの地域をどのようにしたいのかという目標を立て、その目標を実現するための取組等をまとめた計画。

⁷⁶ 市民活動拠点アクティブとっとり：本市で活動する市民活動団体や個人の情報発信や交流の拠点となる場所で、市民活動団体等が登録することにより、会議室等の施設や設備を利用することができる。

まちづくりの目標2

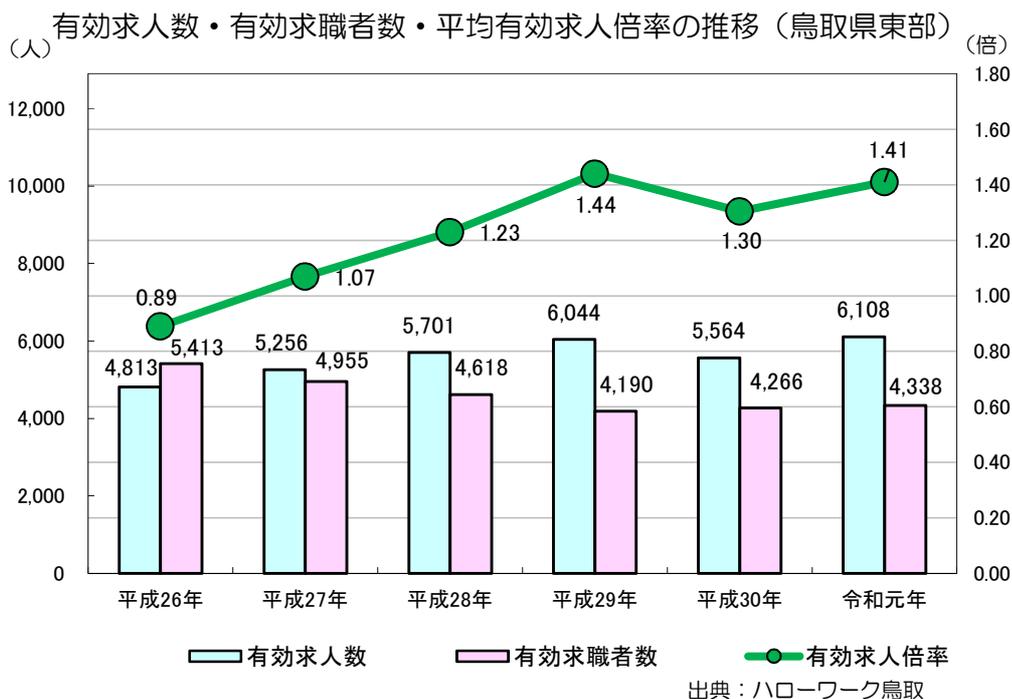
人が行きかい、にぎわいあふれるまち

一政策1 ビジネス環境の変化に対応した生産性の高い活力あるまちづくり

基本施策1 持続可能な経済成長の実現

(1) 現状と課題

- 地元企業の経営基盤安定・強化に向けた取組、産業の高度化及び多様化による付加価値の向上に向けた取組として、労働生産性の向上に対する支援や学術研究機関との高度な連携を通じた新技術・新製品の開発への支援、新しい産業として再生可能エネルギー産業の振興が求められています。
- 人口減少やサプライチェーン⁷⁷のグローバル化による市場の変化や取引先の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響によるビジネス環境の変化や新しい需要に対応した製品開発等が必要となっています。
- ハローワーク鳥取管内の有効求人倍率は、平成27年7月以降1倍を超えて推移しており、市内企業の人材確保が喫緊の課題となる中、地元学生の地元就職促進、出産・子育て等による離職者の再就職や外国人材の活用、新型コロナウイルス感染症の拡大により加速する若者の地方への転職・移住などの動きを捉える必要があります。
- 地域産業に刺激を与え、地域活性化の源泉となる可能性を秘めた起業・創業に対する支援や後継者不足が要因で廃業に追い込まれることがないよう事業承継に対する支援が求められています。
- 産業の高度化や足腰の強い地元産業の実現には、経済団体、金融機関、大学、産業支援機関等の産学官連携⁷⁸の強化や地域資源である農林水産物の生産者と加工・販売のノウハウを持った商工業者との農商工連携の推進が必要です。



⁷⁷ サプライチェーン：製品の原材料調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れ。

⁷⁸ 産学官連携：企業（産）が、技術やノウハウ、アイデア、人材、高度な専門知識をもつ大学等（学）や金融機関（金）、公設試験研究機関等（官）と連携して、新製品開発や新事業創出を図ること。

(2) 施策の基本的方向

産学官連携や農商工連携の推進を行い、成長産業の育成、企業の経営基盤の強化や付加価値の向上に取り組むとともに、取引先確保や販路の拡大、人材確保に重点的に取り組むことで産業の発展・振興を図ります。起業・創業の支援による地域活性化、地域に欠かせない企業の後継者不足による廃業の防止を図ります。

(3) 施策の主な内容

① 経営基盤の強化・付加価値の向上



- ・ 制度融資資金を貸付実行した金融機関に対し、協調割合に応じた市負担分を預託することで、事業者到低利な融資を提供します。
- ・ 生産性の向上により従業員の処遇改善を図る設備投資に対して支援を行います。
- ・ 産業の付加価値向上を後押しするため、地元企業と学術研究機関との連携強化を図ります。
- ・ 成長産業への期待が高まるエネルギー産業の振興として、事業者の再生可能エネルギー事業導入に向けた取組等を支援します。



鳥取市スマートエネルギータウン構想

② 販路・取引の拡大



- ・ 鳥取市公式インターネットショップ「とっとり市(いち)」等のECサイト⁷⁹販売の促進・拡大などを通じて、市内事業者の非対面型ビジネスモデル転換への取組を支援します。



- ・ 「麒麟のまち」関西情報発信拠点を通じて、市内事業者及び市内物産等のPRを行います。
- ・ 地元企業を積極的に訪問し情報収集に努め、誘致企業と地元企業との間のビジネスマッチング⁸⁰を推進します。
- ・ 自社商品、製品等の販路開拓のため展示会等に出展する企業を支援します。

⁷⁹ ECサイト：electronic commerce site。インターネット上で商品を販売するWebサイトのこと。

⁸⁰ ビジネスマッチング：自社製品の販路拡大を狙う企業と新たな取引先を求める企業とを紹介によってつなぐこと。

③ 人材育成・労働力の確保



- 地元就職率の向上を図るため、学生の企業見学会の開催など市内企業のPRに取り組みます。また、デジタル化・リモート化を取り入れた多様な方法により、県外に向けた市内企業の情報発信を行います。
- 市内企業の人材確保に向けた取組への支援や、雇用関連機関等と連携し、多様な通信手段を活用した企業説明会や面接会等を実施します。



鳥取労働局との雇用対策協定

- 市内企業の経営基盤の強化に資する人材育成を推進します。
- やむを得ず離職された方などに対する就職相談支援体制の強化等により、再就職支援に取り組みます。
- 市内企業が高度外国人材を確保・育成するための日本語学校の活用に対する支援を行います。



日本語学校

④ 起業・創業及び事業承継の推進



- 魅力あるまちづくりに取り組む起業・創業に対し、集中的に投資・融資を行い、さらに支援機関等による伴走的に支援します。
- 事業承継に関する費用を支援することで本市における事業承継の促進を図ります。

⑤ 産学金官連携・農商工連携の強化



- 経済団体、企業者、金融機関、大学等で構成される鳥取市中小企業・小規模企業振興会議において、地域経済の抱える諸課題についての情報交換や施策の構築に向けた意見交換を行います。
- 経済団体、教育機関、雇用関連機関等で構成される鳥取市雇用促進協議会において、地域の労働需給の均衡に向けた諸課題についての情報交換や施策の構築に向けた意見交換を行います。
- 商工団体と連携して市場ニーズの把握や販路開拓、新製品開発や既存商品の改良、事業者間のマッチングを後押しします。
- セミナーの開催や商談の機会を提供し、産学官連携による6次産業化⁸¹・農商工連携の取組を推進します。

⁸¹ 6次産業化：1次産業としての農林漁業、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等に係る事業の総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
就業者 1 人あたりの市内 GDP	6,804 千円 (H29 年度)	7,478 千円 (R5 年度)	就業者 1 人当たりの当該年度の市町村内総生産（名目）の本市の値。
大学生市内就職率	23.4% (R 元年度)	28.2% (R7 年度)	当該年度の県内 2 大学（学部卒）の全就職内定者のうち市内就職内定率。

(5) SDGs の目標との関連



まちづくりの目標2

人が行きかい、にぎわいあふれるまち

一政策1 ビジネス環境の変化に対応した生産性の高い活力あるまちづくり

基本施策2 工業の振興

(1) 現状と課題

- 近年、成長産業を中心とした市内への企業誘致は順調に実績を重ね、雇用の創出に大きく貢献しており、産業構造も高度化・多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により国内回帰や国内拠点の整理・統合、地方への拠点分散等の検討がされており、これらの動きを捉えたさらなる産業の振興が求められています。
- 鳥取自動車道に隣接する「河原インター山手工業団地」と「鳥取南インター布袋工業団地」の整備により、企業誘致の受け皿の確保に努めています。一方で、分譲可能な未利用地が少なくなっている状況にあり、企業立地を推進していくためには空き工場や空き用地の有効活用とともに、新たな工業用地の確保の検討が必要です。
- 成長産業の振興には、誘致企業と地元企業のビジネスマッチングや産学官連携による地元中小企業等の新たな事業への参入を支援することが必要です。また、新しい切り口として、再生可能エネルギーの主力電源化などにIoT⁸²やAIなどの新技術の活用による市場で優位性を発揮できる今までにないサービスやビジネスモデル等を地方から創出していくことが期待されます。
- 地元企業においては、生産年齢人口の減少はもとより、労働生産性の低さが労働力の確保を困難にさせている要因となっており、労働生産性の向上に向けた支援が必要です。
- 産業の高付加価値化や人材不足解消に対しては、自治体だけでなく、経済団体、金融機関、大学、産業支援機関等の産学官の連携強化が不可欠です。
- 市内企業による国外への販路拡大にあたっては、専門的な知識や最新の現地情報の入手が必要であり、個々の企業で取り組むには課題が多くあります。



(2) 施策の基本的方向

企業誘致や地元企業の新増設の継続的推進や受け皿となる工業団地の整備・検討を行うとともに、成長産業の振興につながる地元企業による誘致企業とのビジネスマッチング、新技術・新製品の開発の支援や再生可能エネルギー等の新ビジネスモデルの

⁸² IoT：Internet of Thingsの略。モノのインターネットと呼ばれ、あらゆるものがインターネットに繋がれ、互いに情報伝達を行う技術のこと。

地方からの創出を行います。

また、地元企業の労働生産向上や産学金官連携の強化、国外への販路拡大のための支援もあわせて行います。

(3) 施策の主な内容

① 企業誘致活動の推進

- ・ 若者の定住促進や雇用のミスマッチ解消のため、多様な分野の企業誘致を推進します。
- ・ 誘致企業と地元中小企業等のマッチング機会を増やし、地元企業との接点を拡大します。
- ・ 企業進出にあたっては、鳥取県や地元金融機関等の関係機関と協調しながら、補助金等細やかな優遇制度で支援します。

② 新たな工業団地の検討

- ・ 企業立地の受け皿となる新たな工業団地の整備・検討を行います。

③ 中小企業者・事業者の支援

- ・ 労働生産性の向上に向けた積極的な設備投資を本市補助事業の活用等により支援します。
- ・ 成長産業への期待が高まるエネルギー産業の振興を図るため、事業者の再生可能エネルギー事業導入に向けた取組等を支援します。
- ・ 産業の付加価値向上を後押しするため、地元企業と学術研究機関との連携強化を図ります。

④ 経済団体、金融機関、大学、産業支援機構等との連携

- ・ 経済団体、企業者、金融機関、大学等で構成される鳥取市中小企業・小規模企業振興会議において、地域経済の抱える諸課題についての情報交換や施策の構築に向けての意見交換を行います。(再掲)
- ・ 産学金官の各機関との意見交換を通じ、連携強化を図るとともに、地元企業と研究機関が連携した新たな事業へ支援します。

⑤ 国際経済交流の推進

- ・ 鳥取市国際経済発展協議会⁸³を通じて、地元企業の海外進出や海外競争力の強化の支援、多様な人材活用に向けた外国人留学生インターンシップ⁸⁴等の取組を行います。
- ・ 貿易相談、セミナー開催等を行う日本貿易振興機構に対し、事業費等の一部を負担します。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
市内製造品出荷額等	2,811 億円 (H30 年)	2,867 億円 (R6 年)	当該年の工業統計調査(経済産業省)による製造品出荷額等の本市の値。

(5) SDGs の目標との関連



⁸³ 鳥取市国際経済発展協議会：環日本海地域など海外との経済・観光交流の一層の活性化を図り、本市の経済発展を推進するために、鳥取市が主体となり市内企業、経済・観光団体、金融機関、大学、貿易支援機関、県等を構成員として平成 25 年 4 月に設立した組織。

⁸⁴ インターンシップ：学生等に一定期間、企業等の中で就業体験の機会を提供する制度。

まちづくりの目標2

人が行きかい、にぎわいあふれるまち

一政策1 ビジネス環境の変化に対応した生産性の高い活力あるまちづくり

基本施策3 商業とサービス業等の振興

(1) 現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークを導入する企業が増えている中、地方へのオフィス移転が進む流れを捉える必要があります。
- 若者が市内企業への就職を選択せず、域外の企業を選択する状況がある中、好きな事を生業とできる起業への支援が、若者定住や商店街の空き店舗解消につながります。
- 人口減少やサプライチェーンの進展などによる市場の縮小や取引先の多様化が進む中、新たな販路の開拓・拡大は、多くの企業、特に小規模な事業所では大きな経営課題となっています。
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、流通・販売システムが大きく変化する中、本市特産品及び伝統工芸品の販路の拡大を図るためには、デジタル化・リモート化を通じた方法による取組が必要です。
- インターネット販売の普及が進み、流通システムが大きく変化する中、公設卸売市場や卸売業全般における機能の充実や経営基盤の強化が求められています。

(2) 施策の基本的方向

地方へのオフィス移転や起業・創業について、テナントオフィスや遊休不動産⁸⁵のリノベーション⁸⁶などの施設整備・改修に対する支援を行います。

また、「麒麟のまち」関西情報発信拠点や「ふるさと物産館」の充実による物産品と観光との一体的なPRを行うとともに、ECサイトでの販路拡大を行います。同時に、公設卸売市場の機能を充実させ、衛生管理や安全性を徹底させることで、市場を経由する製品のブランド力の強化を行います。

(3) 施策の主な内容

① 中心市街地等の商業の振興



- ・ 魅力あるまちづくりに取り組む起業・創業に対し、集中的に投資・融資を行い、さらに支援機関等による伴走的に支援します。(再掲)
- ・ ワーキング環境としての鳥取の優位性をアピールするとともに、ワーケーション⁸⁷拠点の整備や、地方へのオフィス移転の流れを取り込むための取組を支援します。

② 物産の振興



- ・ 「麒麟のまち」関西情報発信拠点⁸⁸を通じて、市内事業者及び市内物産等のPRを行います。(再掲)

⁸⁵ 遊休不動産：空き家、空き店舗など、十分に活用されていない不動産。

⁸⁶ リノベーション：既存の建物に改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えたりすること。

⁸⁷ ワケーション：仕事[work]と休暇[vacation]を組み合わせた造語であり、テレワークを活用し普段の職場や居住地から離れ、リゾート地や温泉地、さらには全国の地域で仕事を行いつつ、その地域ならではの活動を行う新しいワークスタイル・ライフスタイル。(出典：一般社団法人日本テレワーク協会)

⁸⁸ 「麒麟のまち」関西情報発信拠点：麒麟のまち圏域(鳥取東部1市4町、兵庫北部2町)の様々な魅力を発信し、地元産品の販路拡大、交流人口の増加、移住定住の促進を図るため、平成29年4月、大阪中之島に開設。

- ECサイト販売の促進・拡大などを通じて、市内事業者の非対面型ビジネスモデル転換への取組を支援します。(再掲)
- 地元物産品の販売拠点「ふるさと物産館」のへの支援などを通じて、一体的な物産振興及び販路拡大に取り組みます。



「麒麟のまち」関西情報発信拠点



③ 卸売業の振興

- 老朽化している公設卸売市場について、コールドチェーン⁸⁹設備などの整備を行うことで、市内産品の販路や取引の拡大に繋がります。

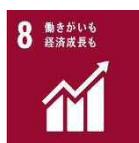


公設卸売市場

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
市内事業所数	9,018 件 (H28 年)	維持 (R6 年)	当該年の経済センサス（基礎・活動）調査における事業所数の本市の値。

(5) SDGs の目標との関連



⁸⁹ コールドチェーン：製品の生産・輸送・消費の過程において、途切れることなく一貫して低温に保つ物流方式のこと。

まちづくりの目標2

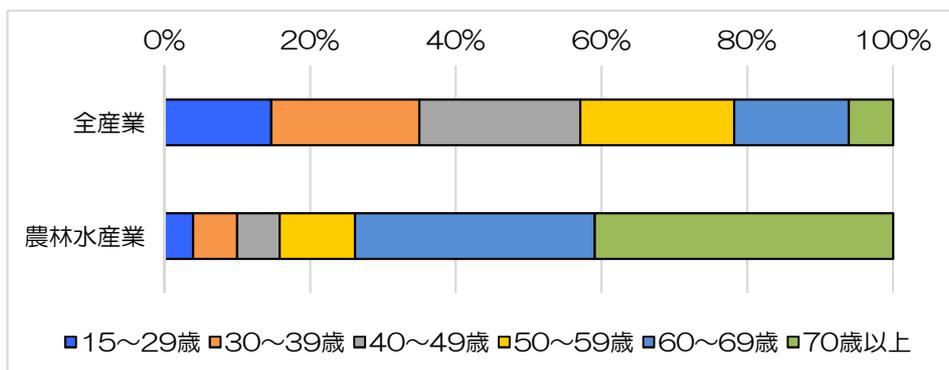
人が行きかい、にぎわいあふれるまち

一政策1 ビジネス環境の変化に対応した生産性の高い活力あるまちづくり

基本施策4 農林水産業の成長産業化

(1) 現状と課題

- 本市の農林水産業は、日本海の海の恵みや雄大な中国山地から流れる千代川の豊かな水の恵みにより育まれてきました。市域の8割を超える農地や山林の保全や活用は、本市が目指す将来像の実現に重要な役割を果たしています。
- 農業は、鳥取平野に広がる稲作を中心に、砂丘地でのらっきょうや白ネギの栽培、丘陵地での梨や柿、葡萄、桃などの果樹栽培が盛んです。
- 一方で、高齢化や後継者不足に直面しており、離農や耕作放棄地も増加していることから、スマート農業の導入などの機械化・省力化による農業経営の大規模化を進めるとともに、高収益作物への転換や6次産業化などにより、収益力の高い農業を実現し、国内外での競争力を高めていくことが求められています。
- 現在、市場流通が主体であり、市場価格に所得が左右されている現状があります。安定した取引先の確保のため、新たな販売手法の確立やノウハウが求められています。
- 農業生産条件が不利な中山間地域では、担い手の確保が難しく、猪や鹿などによる農作物被害の増加もあり、地域活力や多面的機能の低下が懸念されています。集落機能の強化やスマート農業技術の導入による農作業の省力化を進めるとともに、中山間地域の特性や資源をいかした農業・農村の活性化が求められています。
- 林業では、一部に就業者の若返りが見られますが、山村地域の急速な過疎化・高齢化や長期的な木材価格の低迷による収益の悪化で、森林管理の担い手が減少し、手入れが必要な森林や里山が放置されるなど、森林のもつ多様な機能が低下しています。林業経営基盤の強化を図るための、造林や素材生産の低コスト化や流通から加工・販売までの総合的なサプライチェーンの構築に加え、森林が有する生態系や植物の多様性の保全による公益的機能の維持が求められています。
- 水産業では、鳥取を代表する松葉ガニ、白いか、モサエビ、岩ガキ、湖山池のシジミなど、ブランド化への努力が徐々に成果として表れつつあります。しかし、就業者の減少、水揚げ量の減少が続いており、過酷な労働条件の改善や定置網の整備、キジハタやアワビなどの栽培漁業など持続的な漁業に向けた対応が求められています。



平成27年国勢調査による年齢階級産業別就業人口割合

(2) 施策の基本的方向

経営面積の拡大やスマート技術の活用、生産基盤の整備など経営の低コスト化、省力化を進めることで経営基盤の強化を図るとともに、農林水産物のブランド化、6次産業化、有機栽培などの高付加価値化の推進を図り、国内外への販路を拡大して、持続的に成長する収益力の高い農林水産業の実現をめざします。

(3) 施策の主な内容

① 農林水産業を支える多様な人材の育成



- ・ 集落営農組織の設立や法人化を促進し、経営基盤の安定した経営体を育成します。
- ・ 就業前から就業後の研修体制や経営相談、生活サポートなどのきめ細やかな支援により、新たな農林漁業者の確保・育成に努めます。
- ・ 半農半X⁹⁰などの新たな担い手を受け入れるため、農地付きの空き家の紹介や農業研修の実施などに取り組み、多様な農業・農村の新たな人材を育成します。
- ・ 集落単位で実効性のある「人・農地プラン」づくりを進め、担い手への農地の集積・集約を進めるとともに、地域が支える仕組みを整えます。



新たな担い手（新規就農）

② 産地化・ブランド化による収益率の向上



- ・ 鳥取生まれの新品種「星空舞」、鳥取和牛や鳥取地どり、鳥取砂丘らっきょうや二十世紀梨などのブランド農産物の品質の確保と生産量の安定化を進めます。
- ・ 葡萄や桃、アスパラガス、白ネギ、ブロッコリー、鳥取苜蓿などの推奨作物の生産規模の拡大、産地化に取り組みます。
- ・ スマート農業の実証事業に取り組みなど、イチゴやトマトなどの次世代型施設園芸作物の産地づくりを支援します。
- ・ CLT⁹¹や木質耐火部材など、付加価値が高く、かつ木材利用の幅を広げる新素材の市場開拓等を支援します。
- ・ 適正な資源管理のもとで、日本海で漁獲される松葉ガニや白いか、岩ガキ、湖山池のシジミなどの水産物の特産品化を推進するとともに、キジハタやアワビなどの高級魚種の栽培漁業を支援します。



砂丘らっきょう
GI（地理的表示保護制度）



鳥取和牛



新品種「星空舞」



次世代型施設園芸による
新たな産地づくり

⁹⁰ 半農半X：自分や家族が食べる分の食料は自給農でまかない、残りの時間は「X」、自分のやりたいことに費やすという生き方。

⁹¹ CLT：「C」はクロス（交差）、「L」はラミネティド（張り合わせる）、「T」はティンバー（木材）の略で、木の繊維の方向が直角に交わるように板材を重ねて接着した大判のパネルのこと。

③ 生産基盤の整備と多面的機能の確保



- 農業の大規模化、省力化に向けた基盤整備・改修を行います。
- 防災重点ため池の決壊による被害を防止するため、県市で連携し、計画的に防災工事等を推進します。
- 多面的機能支払交付金事業などを活用した地域住民による農業・農村の保全活動を支援します。
- 農地法面管理の省力化やスマート技術の導入に向けた取組を支援し、中山間地域の農地・農業の保全に努めます。
- 鳥獣被害を防止するため、地域ぐるみの被害対策の普及・促進を図るとともに、侵入防止柵の設置や捕獲などの支援、捕獲した鳥獣のシビエ利用や処理施設の整備を進めます。
- 林業用路網の計画的な整備や高性能林業機械の導入を促進するとともに、新たな森林管理システムによる効率的な森林経営基盤の強化を図ります。
- 環境や防災上の配慮が必要な森林は、公的な管理を導入し、針葉樹・広葉樹混交林化や下層植生の育成など、公益的機能の向上を図ります。
- 各漁港の機能保全計画により、施設の計画的な改修、航路の確保に努めるとともに、資源保護や漁場の環境整備を支援します。
- 自然災害や価格低下などに備えた収入保険や共済への加入、施設や装備の補強、速やかな復旧などセーフティネットの整備を促進します。



鳥獣対策（捕獲対策強化）



高性能林業機械



水田水管理システム

④ 販路の拡大と地産地消の推進



- 生産者と実需者、消費者とのマッチングの場を提供し、新たな商品開発や販路の拡大につなげます。
- 「麒麟のまち」関西情報発信拠点や「地域商社とっとり」、全農とっとりなどと連携して、国内外への戦略的な販売を促進します。
- 学校給食での地元食材の利用を促進し、地産地消率を向上させます。
- 鳥獣による農作物被害等の軽減のため、シビエ肉の利活用体制の強化を図ります。



とっとり旬彩マルシェ



商談会による販売促進

⑤ 6次産業化と農商工連携



- 生産から流通、加工、販売の一体的な取組や経営の多角化・複合化を総合的に支援するなど、農林水産業の6次産業化を推進します。
- サプライチェーンマネジメント⁹²を支援し、農林水産物の高付加価値化と収益力を向上させます。



観光農園



6次産業化によるワイン製造



ロクジカマッチングサイト

⁹² サプライチェーンマネジメント：「原材料や部品調達→生産→流通→販売」という一連のプロセス全体を経営管理する取組。



⑥ 次世代型農林水産業の具現化

- AI、ICT、レーザー航測などのスマート技術を活用した農林水産業のデジタル化を進め、作業の省力化や経営の安定化を図ります。 → **【Society 5.0】**
- 太陽光や水力、温泉熱などの自然エネルギーを活用した、新たな農業の経営モデルの検討を進めます。 → **【Society 5.0】**
- GAP⁹³、HACCP⁹⁴、ブロックチェーン⁹⁵技術など、生産工程の管理や情報発信を適切に行う経営環境の構築を支援するなど、グローバル基準の経営者を育成します。 → **【Society 5.0】**



ドローン



ロボット草刈り機

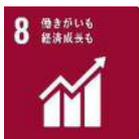


スマートグラスを活用した栽培記録

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
市内農業算出額	129 億円 (H30 年)	150 億円 (R6 年)	農林水産省が生産農業所得統計により推計した当該年の市町村別農業算出額の本市の値。
市内木材搬出量	38,955 m ³ (R元年度)	52,000 m ³ (R7 年度)	当該年度の林業経営体の経営計画に基づく市内の間伐木材搬出量。
市内漁獲量	2,203 t (R元年)	2,203 t (R7 年)	当該年の海水面漁業の市内漁獲量。

(5) SDGs の目標との関連



⁹³ GAP（ギャップ）：Good Agricultural Practice の略称。農業において食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

⁹⁴ HACCP（ハサップ）：Hazard Analysis and Critical Control Point の略称。

製品の安全性を確保するため、国際的に推奨されている食品の衛生管理手法。

⁹⁵ ブロックチェーン：分散型ネットワークを構成する複数のコンピュータに、暗号技術を組み合わせ、取引情報などのデータを同期して記録する手法

まちづくりの目標 2

人が行きかい、にぎわいあふれるまち

一政策2 人が集う交流と連携のまちづくり

基本施策1 ふるさと・いなか回帰の促進

(1) 現状と課題

- 様々なライフスタイルが志向される中で、就職においても仕事を選ぶだけでなく、仕事を含めた暮らしを選ぶ観点が重要となってきています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方での暮らしへの関心が高まっています。
- テレワーク等の時間や場所にとらわれない新しい働き方が普及し始めています。
- 就職が理由と思われる若年層の都市部への流出が続いています。
- 自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動を取り入れて、中山間地域の活性化に取り組むことが必要です。
- 人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手が不足する中で、都市部等に居住しながら地方・地域に関心を持ち、多様な形で関わる「関係人口」が注目されています。

(2) 施策の基本的方向

移住希望者や地元出身者が住みたい、ふるさとへ帰ろうと思えるまちづくりを進めるとともに、情報発信・相談体制・受入体制を充実します。また、交流人口の拡大や、将来的な移住が期待される関係人口の創出・拡大に取り組みます。

(3) 施策の主な内容

① 人材誘致・ふるさと回帰の充実



- ・ ふるさとと鳥取県定住機構など関係機関との連携や、移住定住に係る相談窓口の充実などにより、都市部からのUJIターンを促進します。
- ・ 麒麟のまち圏域の自治体間で連携し、都市圏におけるセミナー開催や移住相談会へ合同出展、さらには圏域内での体験イベントの企画などにより、移住定住を推進します。
- ・ オンライン相談⁹⁶や、SNSでの情報発信など、本市への移住意欲を高める仕掛けづくりに取り組みます。
- ・ 効果的に移住定住を進めるために、総合的な窓口のあり方について研究します。
- ・ 若者が本市の魅力を再認識し、定着につながる取組について研究します。



移住定住相談会



お試し定住体験施設（鹿野町湯川）

⁹⁶ オンライン相談：WEB会議ツールを活用したインターネット上での移住相談のこと。時間・場所・移動などの制約を受けない利点がある。

② 田舎暮らしの環境の充実

- ・ 地域団体と連携し田舎暮らしをお試し体験できる環境の充実に、取り組みます。
- ・ 地域団体と連携して空き家の利活用を推進するなど、移住者の受入態勢の充実に図ります。
- ・ 移住定住支援ポータルサイトの充実を図るなど魅力ある田舎暮らしや空き家情報等の発信に努めます。
- ・ 定期借地権付き土地分譲事業など多様な住宅ニーズに対応する住宅供給を促進します。

③ グリーンツーリズム⁹⁷の促進

- ・ 関係団体との連携や中山間地域における体験型民泊を展開する事業者支援等を通じ、農山漁村の活性化に取り組みます。
- ・ 中山間地域の美しい原風景をめぐるイベント等への支援を通じ、地域の魅力発信に取り組みます。

④ 関係人口の拡大

- ・ 都市部の大学と連携した学生と地域との交流を図り、関係人口のすそ野を広げます。
- ・ 演劇祭等への支援を通じた国内外の芸術関係者と地域との関係構築を進めます。
- ・ ワーケーション（休暇先からのテレワーク）などによる関係人口の取組を進めます。

➡ **【Society 5.0】**

（４）評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
移住定住者数	359人 (R元年度)	2,400人 (R3～7年度)	R3～7年度に本市に移住した人数の累計。
高校生の鳥取市への定住意向	33.9% (R元年度)	40.0% (R6年度)	高校3年生を対象とした当該年度実施のアンケート調査で、「将来的には、鳥取市に定住したい」と回答した割合。

（５）SDGsの目標との関連



⁹⁷ グリーンツーリズム：農山漁村地域での自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

まちづくりの目標2

人が行きかい、にぎわいあふれるまち

一政策2 人が集う交流と連携のまちづくり

基本施策2 滞在型観光の推進

(1) 現状と課題

- 国内外の観光地に負けない競争力の高い観光地づくりを行うため、自然、歴史、文化など魅力ある観光資源の磨き上げや、訴求力のある情報発信が必要です。
- 国内外から訪れる観光客が安全・安心・快適に過ごせるよう、新しい生活様式への対応や、先端技術を活用した受入環境の整備が必要です。
- ユネスコ世界ジオパーク⁹⁸に認定されている山陰海岸ジオパークは、ジオサイトの保全や教育、観光分野での活用など、今後も官民一体となった持続的な取組が必要です。
- 鳥取砂丘一帯の上質化や滞在型観光を推進していくためには、砂丘西側エリアの再整備が必要です。
- 鳥取砂丘砂の美術館は、鳥取砂丘を舞台に世界でも類を見ない精巧な「砂像」を制作・常設展示する唯一の美術館であり、美術館のブランドと安定的な管理運営を確立することが重要です。
- 個人やグループで多様なスポットを周遊する観光スタイルが主流となる中、高速交通網の整備進展による日帰り観光圏の拡大に対応するため、広域連携による受入体制を整備し、観光客の滞在時間の延長につなげていくことが必要です。
- インバウンド⁹⁹需要の回復を見据え、外国人観光客のニーズに対応した魅力ある観光メニューの開発や効果的な情報発信、観光サインの多言語化やキャッシュレス決済の普及など、受入態勢の充実に向けた取組が必要です。

(2) 施策の基本的方向

鳥取砂丘や砂の美術館を観光の核としながら、自然、歴史、食、文化などのテーマごとに各資源の魅力を際立たせる周遊ルートの開発や広域観光連携を進めるとともに、新しい生活様式に対応した受入態勢を充実させることにより、観光客が安全・安心・快適に滞在できる「観光都市鳥取」をめざします。

(3) 施策の主な内容

① 山陰海岸ジオパークをいかした取組の推進



- ・ 日本ジオパークや世界ジオパークの再認定審査を見据え、山陰海岸ジオパーク推進協議会¹⁰⁰や関係府県市町、地域などと連携し、ジオパークをいかした取組を一層強化します。

⁹⁸ ユネスコ世界ジオパーク：ユネスコの支援事業として行われてきた世界ジオパークネットワークの活動が、平成27年11月、ユネスコの正式プログラムに決定され、世界ジオパークのユネスコ世界ジオパークへの移行が認定された。正式プログラム化により世界遺産と同じ位置づけとなり、認知度・発信力の向上が期待される。

⁹⁹ インバウンド：訪日外国人旅行。

¹⁰⁰ 山陰海岸ジオパーク推進協議会：地質・生態学的環境の資源価値を高めていくほか、教育的活用やジオツーリズムの場として利用できる環境整備を行うなど、地域の活性化に向けた活動を行うために行政、民間団体等で構成された組織。

- ・鳥取砂丘をはじめとするジオサイトの保全や教育、観光、地域産業の各分野での積極的な活用を図ります。
- ・市南部地域¹⁰¹へのジオパークエリア拡大の可能性について調査研究を進めます。



ジオパークトレイル

② 鳥取砂丘の保全・上質化及び西側エリアの再整備



- ・環境省や鳥取県と連携し、民間活力の導入も促進しながら鳥取砂丘の滞在環境の上質化に取り組むとともに、砂丘でのワーケーションを推進します。
- ・インバウンド需要の回復を見据え、旧砂丘荘・旧青年の家跡地を活用したリゾート型宿泊施設の誘致を促進します。
- ・柳茶屋キャンプ場へのグランピング¹⁰²やオートキャンプといった新たな機能の整備や隣接するサイクリングターミナルとの一体運営など、砂丘西側の拠点化を進めます。
- ・鳥取砂丘未来会議が行う官民協働によるボランティア除草や砂丘一斉清掃などを継続し、美しい砂丘の景観を保全します。
- ・多鯨ヶ池の魅力向上や周辺環境の整備を進め、鳥取砂丘全体の周遊性の向上を図ります。



鳥取砂丘

③ 砂の美術館の充実



- ・砂の美術館を本市の代表的な観光拠点施設として位置づけ、毎年テーマを変えながら世界最高レベルの砂像を制作・展示します。
- ・展示テーマに合わせた集客イベントの実施やSNSなどを活用した国内外への情報発信により、新たな観光客やリピーターの獲得につなげます。
- ・「砂像」をいかしたまちづくりを官民連携により推進し、市民による砂像文化の醸成を図ります。



鳥取砂丘砂の美術館

④ 地域の観光資源の磨き上げ

- ・白兔海岸周辺において、白兔神話や恋人の聖地のブランドに一層磨きをかけるとともに、近年の健康志向にマッチしたマリンスポーツ、ウォーキング、サイクリングなど、アクティブスポーツの拠点づくりを進めます。
- ・白兔海岸・吉岡温泉・湖山池のエリア一帯を滞在型観光の拠点として磨き上げるため、

¹⁰¹ 市南部地域：河原町（稲常、片山、布袋、袋河原はすでにジオパークエリアのため除く。）、用瀬町、佐治町。

¹⁰² グランピング：グラマラス（魅力的な）とキャンプを組み合わせた造語。キャンプ用品や食材・食事が予め用意されているため、気軽に豪華なアウトドアを楽しむことができる新しいキャンプのスタイルのこと。

各観光資源の連携や、回遊性の向上について検討します。

- 鳥取砂丘や砂の美術館のブランド力を高めるとともに、白兔海岸、湖山池などの美しい自然のほか、日本遺産¹⁰³に認定された賀露・青谷の北前船寄港地や麒麟獅子舞などの伝統文化の磨き上げを進めます。
- **梨、カニ、和牛、らっきょうなど、本市が誇る食をいかした体験メニューや土産品などの開発を促進します。**
- 中心市街地のランドマークとなる「史跡鳥取城跡」周辺のにぎわい創出に向けて、山の手通りの寺社・仏閣、町割りなど、歴史的な資源をいかした周遊ルートの開発を進めます。
- 鳥取自動車道や山陰自動車道（鳥取西道路）など、高速道路利用者の利便性向上のため、道の駅（清流茶屋かわはら・神話の里うさぎ・西いなば気楽里）の拠点化を進め、特産品開発・販売や周遊観光の強化に取り組みます。
- 鳥取、吉岡、鹿野、浜村の各温泉地の特性をいかした観光地づくりを促進します。
- 河原の八上姫神話、用瀬の流しびな、鹿野の城下町、気高の貝がら節、国府の雨滝、佐治・青谷の因州和紙など、各地域の特色ある資源をいかした誘客を進めます。
- 「鳥取しゃんしゃん祭」を官民で連携しながら日本を代表する祭りに育てます。
- 観光素材のブランド化や効果的な情報発信を一層推進するため、情報リテラシーの高い若年層をターゲットに、魅力ある観光資源の掘り起こしを行うとともに、SNS などを通じて国内外へ発信します。



白兔海岸



鳥取城跡



湖山池



鹿野の城下町



国府の雨滝



鳥取しゃんしゃん祭

⑤ 観光関連産業の育成・支援

- 観光事業者が取り組む新しい生活様式に対応した観光商品の開発や受入環境の整備

¹⁰³ 日本遺産：地域の歴史的魅力や特色を通じ、日本の文化、伝統を語る「ストーリー」を認定する文化庁による事業。地域に点在する有形・無形の文化財を「面」として活用し、国内外に戦略的に発信することで地域の活性化を図ることを目的とする。

などに対して支援を行います。

- VR（仮想現実）やAR（拡張現実）を活用した観光PRや観光コンテンツの制作、AI（人工知能）を活用した観光案内や観光ルートの提案など、先端技術を取り入れた受入環境整備について、官民が連携して取り組みます。 → **[Society 5.0]**
- **新しい生活様式やおもてなしを両立させた研修機会の創出を支援するなど、誇りや生きがいを持って観光客と接する人材育成に取り組みます。**
- **本市はもとより麒麟のまち圏域の観光消費額の拡大に向け、鳥取市観光コンベンション協会や麒麟のまち観光局等と連携し、観光商品の販売を意識した情報発信力の強化に取り組みます。**
- 鳥取市観光コンベンション協会と連携し、観光客の宿泊や周遊を促進するキャンペーンを展開することにより、宿泊事業者や交通事業者などの支援につなげます。
- 着地型・滞在型観光の推進に向け、スポーツツーリズムやヘルスツーリズム などに取り組む人材の育成や創業支援を行います。

⑥ 広域観光連携の推進



- 麒麟のまち観光局や関係自治体と連携し、圏域の魅力ある観光資源をいかした周遊ルートの造成や販売、一体的な情報発信に取り組みます。
- 山陰海岸ジオパークを核とする観光資源の広域的な活用を図り、但馬・丹後圏との観光連携を推進します。
- とっとりコンベンションビューローや鳥取市観光コンベンション協会と連携し、コンベンション誘致に向けた取組を強化します。

⑦ インバウンド需要の回復を見据えた国際観光の推進



- 外国人観光客のニーズに対応した体験メニューの造成をはじめ、SNSやオンライン旅行サイトなどを活用した効果的な誘客プロモーションに取り組みます。
- 観光案内標識の多言語化や、観光事業者などが取り組む Wi-Fi 環境¹⁰⁴の整備やキャッシュレス決済の導入などを支援し、受入態勢の充実を図ります。 → **[Society 5.0]**
- 東南アジアや欧米豪など新たな市場開拓に取り組むとともに、羽田空港－鳥取砂丘コナン空港便の活用はもとより、関西国際空港や米子鬼太郎空港と連携した二次交通の整備や観光ルートの開発を検討します。
- 鳥取県などと連携し、鳥取砂丘コナン空港の国際チャーター便の就航促進を図ります。
- 鳥取市国際観光客サポートセンター¹⁰⁵において、麒麟のまち圏域の観光情報はもとより、宿泊、交通の手配や荷物預かりなどのサービスをワンストップで提供し、外国人観光客の支援体制を一層強化します。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
観光入込客数	295万人 (R元年)	310万人 (R7年)	県が発表する「鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺」の観光入込客数。
外国人宿泊者数	33,041人 (R元年度)	35,000人 (R7年度)	市内の主要宿泊施設の外国人宿泊者数。

(5) SDGsの目標との関連



¹⁰⁴ Wi-Fi 環境：無線接続によるインターネット利用環境。

¹⁰⁵ 鳥取市国際観光客サポートセンター：本市を訪れる外国人観光客のサポートを目的に JR 鳥取駅構内に設置された施設。窓口対応や観光パンフレット提供、周遊タクシー受付対応等を行う。

まちづくりの目標2

人が行きかい、にぎわいあふれるまち
一政策2 人が集う交流と連携のまちづくり

基本施策3 シティセールスの推進

(1) 現状と課題

- 本市を取り巻く環境は、人口減少や経済活動の縮小に伴って、今後ますます厳しくなっていくことが予想されます。
- 本市が持続的に発展していくためには、少子化への対応や若年層の定住促進、企業立地の促進などの地域経済の活性化を進める必要があります。
- 都市部在住者を対象にしたアンケート調査によると、来訪経験のある方の約8割(82.7%)が今後も来訪意向がみられる一方で、来訪経験がない方の来訪しない理由は、「遠い・不便」(52.1%)に次いで、「魅力を感じない」(42.7%)であり、認知度の向上、魅力発信の取組が必要です。
- 本市の魅力や強み、他のまちとの違いを発信し、「行ってみたい」「住んでみたい」と思える『選ばれるまち』に向けた取組を展開することが求められます。
- 中核市として、圏域全体の発展を担う役割と、より質の高いサービス提供を期待されています。

(2) 施策の基本的方向

魅力的な鳥取市ブランドのイメージを確立し、市内外に本市の魅力を発信・浸透させ、住む人、来る人の満足度が高い、愛され続ける鳥取市をめざします。

「SQのあるまち」

- Service Quality：質の高いサービス提供
- Safety Quality：安全・安心に暮らせる環境
- Sightseeing Quality：優れた魅力資源



(3) 施策の主な内容

① 戦略的な情報発信による市民愛着度の向上



- シティプロモーション¹⁰⁶「それ、鳥取市だよ」などの知名度アップのためのPRキャンペーンを積極展開します。
- SNSなどを活用した戦略的な情報発信を行います。
- 「麒麟のまち」関西情報発信拠点を活用し、本市と麒麟のまち圏域の魅力ある料理の提供や特産品の販売、観光・移住定住などの情報発信、マーケティング¹⁰⁷を行います。
- 交流人口の拡大・移住定住の促進を図るため、大都市圏でのシティセールスを推進します。

¹⁰⁶ シティプロモーション：地域を持続的に発展させるために、その魅力を発掘し、内外に効果的に訴求し、人材、物財、資金、情報などの資源を地域内部で活用可能としていくこと。鳥取市においては、シティセールス戦略を長期的な取組と捉え、このうち短期的に取り組む施策としてシティプロモーションを位置付けている。

¹⁰⁷ マーケティング：商品開発から販売戦略の策定、広告宣伝に効果検証までの一連のプロセスを、一貫して計画して実行・管理し、商品が「売れる仕組み」をつくること。



インターネット放送番組



「麒麟のまち」関西情報発信拠点



シティプロモーション動画



PRキャンペーン

② まち一体で取り組む魅力の向上

- 本市の魅力や地域資源をいかした都市イメージを高めることができる市民活動や取組を支援します。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
市民愛着度	61.5% (R元年度)	65.0% (R6年度)	当該年度実施の市民アンケート調査で「本市に愛着や親しみを感じている」と回答した市民の割合。
地域魅力度	181位 (R元年度)	100位 (R7年度)	ブランド総合研究所が行う当該年の地域ブランド調査 ¹⁰⁸ 結果。

(5) SDGsの目標との関連



¹⁰⁸ 地域ブランド調査：地域ブランド及び企業ブランドの研究とコンサルティングを行う「ブランド総合研究所」が2006年から毎年実施している調査。各都道府県と市区町村の魅力度やイメージ、観光・居住・産品購入の意欲など110項目にわたる調査を行い、全国約3万人の消費者からの回答を集めたもの。

まちづくりの目標2

人が行きかい、にぎわいあふれるまち

一政策2 人が集う交流と連携のまちづくり

基本施策4 自治体間連携の推進

(1) 現状と課題

- 平成30年4月の中核市移行に伴い、鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県新温泉町の1市5町で「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」を形成し、また令和2年3月には兵庫県香美町が参画しました。
- 若年層の転出超過、圏域人口の減少が依然として続いており、広域連携による持続可能な圏域づくりのさらなる取組が求められています。



- 社会基盤の整備や人口増加など、共通する課題解決や地域の活性化を図るため、課題や目標を共有する自治体と連携し、他圏域とのネットワークの強化を図る必要があります。

(2) 施策の基本的方向

「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」の構成町と連携し、持続可能で魅力ある圏域の形成・発展に取り組みます。

(3) 施策の主な内容

① 因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏の事業の推進



- ・ 地域連携DMO¹⁰⁹「一般社団法人麒麟のまち観光局」による広域観光事業や「株式会社地域商社とっとり」による商社事業の展開などを通じて圏域の経済成長をけん引し、自立した活力ある圏域の形成に取り組みます。
- ・ 夜間・休日急患診療所の運営など、高次の都市機能の集積・強化を図り、快適で安心して暮らせる圏域の形成に取り組みます。

¹⁰⁹ DMO：Destination Marketing/Management Organization の略。欧米では一般的に見られる組織で主に地域全体の観光マネジメント等を行う着地型観光の総合窓口の機能を有する組織。

- ・ 圏域が一体となって取り組むエリアプロモーション¹¹⁰や移住定住の促進をはじめ、病児・病後児保育施設や図書館の相互利用など、圏域の生活関連サービスの向上に取り組めます。

【因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏ビジョン：圏域のめざす将来像】

- ◆地域の資源や特徴をいかし自立した活力ある圏域
- ◆環境にやさしい圏域
- ◆都市機能が充実し快適で安心して暮らせる圏域
- ◆若者に魅力ある圏域
- ◆交流が盛んでにぎわいのある圏域



地域連携DMO「麒麟のまち観光局」が取り組む観光素材の開発、普及及び県内外への観光広報などの支援



圏域に受け継がれる麒麟獅子舞をいかしたストーリーが日本遺産に認定



病児・病後児保育施設の圏域での共同利用

② 他圏域とのネットワークのさらなる強化

- ・ 山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議¹¹¹、道路関係3期成会¹¹²、山陰海岸ジオパーク推進協議会、鳥取・岡山県境連携推進協議会等の取組を通じて、他圏域とのネットワーク化を強化しつつ、社会基盤整備の充実、交流人口の拡大、観光資源の広域的活用などを図ります。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
麒麟のまち圏域の人口	255,065 人 (R 元年)	244,623 人 (R7 年)	麒麟のまち圏域構成市町の当該年の国勢調査人口の合計値。 ※「現状」は、県が発表する構成市町の10月1日時点の推計人口の合計値。

(5) SDGsの目標との関連



¹¹⁰ エリアプロモーション：1つの地域だけでなく、周辺地域一帯の活性化を目的に、地域全体の魅力を発信していくこと。

¹¹¹ 山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議：2府5県にわたる52の基礎自治体で構成されており、山陰新幹線の早期実現に向けた各種活動を行う。

¹¹² 道路関係3期成会：国道9号整備・山陰自動車道建設促進鳥取県期成会、鳥取道整備推進協議会、鳥取豊岡宮津自動車道整備推進協議会の3つの期成会が合同で活動を行う。

まちづくりの目標2

人が行きかい、にぎわいあふれるまち
—政策2 人が集う交流と連携のまちづくり

基本施策5 他都市との交流の推進

(1) 現状と課題

- 本市は、姉妹都市である韓国清州市、ドイツハーナウ市のほか、交流都市である中国太倉市・オールドス市・延辺朝鮮族自治州、ロシアウラジオストク市、本市に縁のあるブラジル鳥取県人会などとの国際交流を推進しています。
- 国内においては、姉妹都市である北海道釧路市、兵庫県姫路市、山口県岩国市、福島県郡山市をはじめ、歴史的なつながりや共通するテーマなどがある他都市、各地域の鳥取県人会などとの交流を推進しています。
- これまでの交流により培われた信頼関係や友好・協力関係を基盤としつつ、経済をはじめとする幅広い分野において、官民が連携しながら交流の拡大・深化を図ることが必要です。



姫路市とのスポーツ交流



ドイツに関する講演会

(2) 施策の基本的方向

官民が連携しつつ、国内外の姉妹都市や交流都市などを中心とした交流を進めることにより、市民の国際意識の高揚、相互理解の増進、交流人口の拡大を図ることで、友好協力関係の維持と相互の発展をめざします。

(3) 施策の主な内容

① 国際交流の展開

- ・ 韓国清州市、ドイツハーナウ市との間で、官民が連携しながら、経済や文化、スポーツなど幅広い分野での交流事業を推進します。
- ・ 中国太倉市、オールドス市、延辺朝鮮族自治州、ロシアウラジオストク市との間で、交流事業を推進します。
- ・ 環日本海拠点都市会議などの国際会議に参画するほか、必要に応じて訪問団の受け入れなどを推進します。

② 国内交流の展開

- 北海道釧路市、兵庫県姫路市、山口県岩国市、福島県郡山市との間で、観光・文化・スポーツ・教育など、幅広い分野での交流事業を推進します。
- 砂像をいかしたまちづくりに取り組む鹿児島県南さつま市など、共通するテーマや取組をのる国内他都市との間で、特色ある交流事業を推進します。
- 首都圏や関西圏などの鳥取県人会をはじめ、幅広いネットワークを持つ各種団体などとの交流を推進します。



釧路市（鳥取神社）



姫路市（姫路城）



岩国市（錦帯橋）



郡山市（うねめ祭り）

（４）評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
民間団体による交流件数	3件 (R元年度)	10件 (R3~7年度)	R3~7年度に鳥取市の支援制度を活用して実施した交流事業の累計。

（５）SDGsの目標との関連



まちづくりの目標2

人が行きかい、にぎわいあふれるまち

一政策3 文化芸術の薫りあふれるまちづくり

基本施策1 文化芸術によるまちづくりの推進

(1) 現状と課題

- 文化芸術は人々の創造性を育み、表現力を高めるとともに、文化的な伝統を尊重する心を育てるものです。文化芸術を振興することにより、市民の心が豊かになることで、まちの活力や魅力の向上につながることが期待されます。
- 本市では、多くの文化芸術団体や文化芸術活動者、伝統文化の保存団体が活動を行っています。これら活動に携わる人々の活動意欲や文化芸術に対する市民意識を高めるため、市民による文化芸術活動を促進していくことが必要です。
- 少子・高齢化の進行などにより、文化芸術団体の構成員や、伝統文化の保存団体が減少しています。地域の文化芸術活動の持続・発展や、伝統文化の後世への継承のため、新たな担い手を発掘・育成していくことが必要です。
- 本市の文化施設は、老朽化の進行などにより、安全性や機能の低下が顕在化しています。地域の文化芸術活動の持続・発展や、文化芸術に対する市民意識を高めるため、文化芸術活動や鑑賞の機会・環境を整えていくことが必要です。



芸術の出前講座



日本のふるさと音楽祭

(2) 施策の基本的方向

文化芸術を振興することにより、市民の創造性や豊かな心を育むとともに、地域への愛着や誇りを醸成することで、人材育成、地域社会・経済の活性化、まちの魅力向上、交流人口の増加などにつなげます。

(3) 施策の主な内容

① 文化芸術活動の促進



- ・ 文化芸術によるまちづくりを推進するうえで中心となる市民主体の文化芸術活動の持続・発展に向け、文化芸術団体などに対し、必要な支援を行います。
- ・ 文化芸術活動が将来に向けて持続・発展していくうえで欠かせない担い手の発掘・育成を推進し、活動全体の活性化につなげます。
- ・ 文化芸術活動に関する情報を積極的に発信し、活動の裾野を広げるとともに、活動意欲の

高揚や文化芸術に対する市民意識の高揚につなげます。

② 伝統文化の保存・継承



- ・ 地域の宝である伝統文化を後世にしっかりと継承していくうえで欠かせない担い手の発掘・育成を推進します。
- ・ 伝統文化の保存団体の活動に対する支援を行い、活動に携わる人々の活動意欲や保存・継承に対する機運の醸成につなげます。
- ・ 日本遺産をはじめ、地域の伝統文化の掘り起こし・保存・活用の取組を推進し、地域への誇りの醸成や他地域からの集客による地域活性化につなげます。

③ 文化芸術活動・鑑賞機会の充実

- ・ 文化芸術活動・鑑賞の場となる文化施設などの機能維持・充実に努め、地域での文化芸術活動の促進につなげます。
- ・ 市民が気軽に文化芸術に親しむことのできる機会を充実し、文化芸術に対する市民意識の高揚につなげます。
- ・ 文化芸術活動を行う市民などが交流を深めることのできる機会を充実し、連携による新たな取組を生み出すことで、活動全体の活性化につなげます。



市民美術展

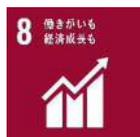


鳥取市文化賞贈呈式

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
市内文化活動団体連合組織への加入団体数	203 団体 (R2 年度)	203 団体 (R7 年度)	市内文化活動団体連合組織の当該年度 6 月末の加盟団体数。
文化芸術鑑賞者数	61,280 人 (R 元年度)	72,000 人 (R7 年度)	鳥取市補助事業等による当該年度の観覧者数。

(5) SDGs の目標との関連



まちづくりの目標2

人が行きかい、にぎわいあふれるまち

一政策3 文化芸術の薫りあふれるまちづくり

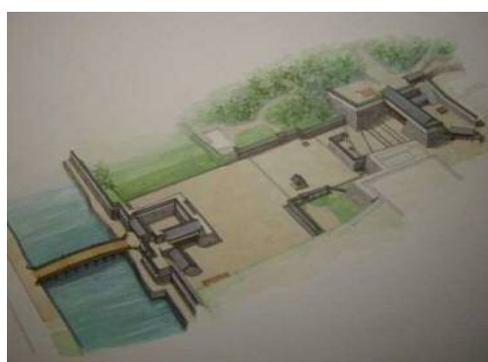
基本施策2 文化財の保存・整備による「まちづくり」資産の形成

(1) 現状と課題

- 本市は、恵まれた自然環境のもとで、長い歴史と伝統文化に支えられ、山陰地方を代表する都市として発展したまちであり、鳥取城跡附太閤ヶ平・青谷上寺地遺跡・因幡国庁跡（国史跡）、観音院庭園（国名勝）、仁風閣・旧美歎水源地水道施設（国重要文化財）をはじめ、民俗文化財や美術工芸品など、数多くの文化財が所在しています。
- 先人から継承した多くの貴重な文化財の重要性を、市民一人ひとりが認識し、地域が一体となって積極的に保護し、活用を推進しつつ後世に引き継ぐことが、地域文化の存続と地域社会の維持につながることから、市民が自発的に文化財の保存・活用に積極的に参加できるような文化財保護意識の醸成を図る必要があります。
- 市民が親しみを持って文化財に接し、郷土の歴史と文化への理解を深めることは、市民の郷土愛や誇りを醸成するとともに、文化交流が促進され、本市の魅力や活力の創造につながります。そのためには歴史博物館などの文化施設の体系的な整備と内容の充実、適切な運営を図ることが必要です。
- 文化財を、歴史や文化をいかしたまちづくりの起点として整備することは、市民をはじめ観光客など来訪者の魅力となり、交流人口の増加やブランドイメージの確立など、地域の活性化につながる効果が期待されます。



鳥取城跡擬宝珠橋でのイベント（鉄砲隊の演武）



鳥取城跡大手登城路 復元イメージ図

(2) 施策の基本的方向

まちづくりの資産として活用できるよう地域の文化財の保存・整備を進めるとともに、地域住民の歴史や文化財への理解と保護の機運を高めます。また、文化財に触れ地域の歴史を学ぶ拠点として、博物館や資料館施設の整備・活用を図ります。

(3) 施策の主な内容

① 文化財の保護

- ・ 地域の歴史文化資源の掘り起こしや保護に、地域と協働で取り組みます。
- ・ 史跡鳥取城跡の建物復元や石垣修理などの保存・整備に取り組みます。
- ・ 重要文化財仁風閣の大規模修理を行うなど、計画的な保存と活用を図ります。

- ・ 青谷上寺地遺跡の保存・整備に取り組みます。

② 文化財保護意識の醸成

- ・ 指定文化財などの保存修理や整備、活用事業を支援または実施することにより、文化財の価値を高め、地域の魅力の創造につなげます。
- ・ 重要文化財仁風閣や旧美歎水源地水道施設などの公開と活用を通じて、文化財への理解と関心を高めます。

③ 文化施設の整備

- ・ 鳥取市歴史博物館（やまびこ館）や鳥取市因幡万葉歴史館、鳥取市歴史民俗資料館などの適切な管理運営と、社会状況に寄り添った展示等の充実を図ります。また、適切な活用のために、各施設の役割を明確化し、ソフト・ハード両面から整備に取り組みます。



重要文化財仁風閣



重要文化財旧美歎水源地水道施設

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
「文化財が適切に保存管理されている」と思う市民の割合	33.2% (R元年度)	40.0% (R6年度)	当該年度実施の市民アンケート調査において、「満足」または「やや満足」と回答した市民の割合。
主な文化財関連施設への入込数	135,000人 (R元年度)	150,000人 (R7年度)	歴史博物館（やまびこ館）、因幡万葉歴史館、仁風閣、あおや郷土館、青谷上寺地遺跡展示館等の当該年度の入込数の合計値。

(5) SDGsの目標との関連



まちづくりの目標2

人が行きかい、にぎわいあふれるまち

一政策4 快適で暮らしやすい生活環境づくり

基本施策1 生活基盤の充実

(1) 現状と課題

- 少子高齢化、人口減少社会が進展する中で、持続的に行政サービスや生活サービスを提供できる仕組みを構築するには、中心市街地と日常生活を支える地域生活拠点等が維持され、誰もが快適に安全で安心して住み続けられるコンパクトな都市構造に転換していく必要があります。
- 自然とのふれあいやゆとりを求める市民ニーズが高まる中、身近な生活環境における緑や憩いの空間の整備が必要です。
- 高速道路ネットワークは、地域活動や経済活動の重要な基盤であり、市民生活を豊かで快適にします。山陰近畿自動車道等の未整備区間の早期整備が望まれます。
- 本市の道路、橋梁等の多くが昭和40年代から50年代にかけて集中的に建設されたため老朽化が進行しており、施設の更新や修繕を計画的に進める必要があります。
- 安全な水道水を安定して供給するために、上水道の施設の適正な維持管理、さらには老朽化した施設の更新や耐震化を計画的に進める必要があります。
- 下水道は、公衆衛生の向上や生活環境の改善など市民生活を支える基盤であり、未普及地域の早期解消、浸水・地震等の災害対策を計画的に進め、適正な維持管理や機能向上に努める必要があります。



山陰道鳥取西道路



道の駅「西いなば気楽里（きらり）」

(2) 施策の基本的方向

人口減少や少子高齢化が進展する中においても、本市の中心拠点、各地域の生活拠点を公共交通等ネットワークでつなぎ、社会資本の適切な整備を進め、コンパクトで利便性の高い生活環境と市民生活を持続的に確保し、安心して住み続けられる地域の実現をめざします。

(3) 施策の主な内容

① コンパクトシティの推進



- 中心拠点（中心市街地）、地域生活拠点、その他の集落を公共交通等ネットワークで効率良く結び、持続可能なシステムを構築します。
- 中心拠点、地域生活拠点における地域の利便性向上のための施策を推進します。

② 緑豊かなまちづくりの推進



- 都市公園や公共空地の芝生化を推進し、緑豊かなうるおいのあるまちづくりをめざします。
- ナチュラルガーデン¹¹³による身近な緑化を推進し、市民の緑化意識の高揚を図ります。



ナチュラルガーデンづくり



協働による公園の芝生化

③ 道路ネットワークの整備



- 山陰近畿自動車道の早期全線開通及び「鳥取一覚寺間」の早期整備の推進、鳥取自動車道・山陰自動車道の安全対策の推進など高速道路ネットワークの一層の充実に向けて、国土交通省等関係機関への要望活動を継続するとともに、国・県・市が連携して必要な対策を推進します。
- 高速道路ネットワークの整備に併せ、関係地域の環境整備を計画的に行います。
- 地域生活拠点等の拠点間をつなぐ幹線道路ネットワークの整備について、国・県・市が連携して必要な対策を推進します。



山陰近畿自動車道 鳥取-覚寺間（通称：南北線）概略計画

¹¹³ ナチュラルガーデン：地元に自生する山野草を中心とした庭園。

④ 安全・安心な生活道路の整備・確保

- ・ 今後老朽化が進行する橋梁等の重要インフラの増大に対応するため、架替えや大規模修繕など従来の事後的な維持管理から、小規模で安価な修繕をきめ細かく行う「予防保全型」の維持管理に転換することで、ライフサイクルコスト¹¹⁴の最小化や、事業の平準化による継続的な事業執行を図ります。

⑤ 上水道の整備

- ・ 水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、各施設が機能を十分発揮できるよう老朽化した施設の更新を計画的に進めます。
- ・ 地震など災害時における給水対策を充実するため、水道施設の整備を計画的に進めます。
- ・ 統合前簡易水道施設の統廃合や老朽化した施設の更新等を計画的に進めます。

＜ 水道水ができるまで（例：江山浄水場給水区域） ＞



⑥ 下水道等の整備

- ・ 効率的な整備手法の選択により汚水処理の未普及地域の整備促進を図ります。
- ・ 災害による被害を最小限にとどめるため、下水道機能の浸水・地震等の対策を推進します。
- ・ 新規整備から維持管理・延命化・改築までを一体的にとらえ、下水道施設を適切に管理します。



¹¹⁴ ライフサイクルコスト：構造物が建設されてから、解体撤去されるまでにかかる総費用。初期建設費であるイニシャルコストと、光熱費、点検費、維持修繕費、解体撤去費などのランニングコストにより構成される。

⑦ 住環境の整備

- ・ 景観保全、景観形成の意識の高揚を図り、街なみの保存や統一感のある景観の創出を推進します。
- ・ 老朽空家が危険な状態にならないよう適切な助言、指導を行うとともに、特定空家等¹¹⁵の除却に対して支援を行い、市民が安全・安心、快適に暮らせる住環境の整備を推進します。
- ・ 市営住宅の老朽化に対する改築・修繕を行い、居住環境の向上を図ります。
- ・ 居住支援協議会¹¹⁶、居住支援法人¹¹⁷、不動産関係団体等の関係団体と連携して、住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットの構築に取り組みます。

⑧ バリアフリー化の推進

- ・ 高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が安全・安心に暮らせるよう、公共交通、道路、公営住宅、施設等のバリアフリー化を推進します。
- ・ 民間特定建築物¹¹⁸のバリアフリー化に対する支援を行います。



車いす利用者の方も利用しやすいホテルの客室

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
安全、迅速に移動できる幹線道路整備の市民満足度	53.2% (R元年度)	56.0% (R6年度)	当該年度実施の市民アンケート調査において、「満足」または「やや満足」と回答した市民の割合。
公共下水道整備率	95.3% (R元年度)	97.5% (R7年度)	公共下水道計画区域内人口に対する、処理が可能な人口の当該年度末の割合。

(5) SDGsの目標との関連



¹¹⁵ 特定空家等：主にそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の空家をいい、他にも著しく衛生上有害となるもの、適切な管理がされず著しく景観を損なうものなど、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にあると認められる空家等をいう。

¹¹⁶ 居住支援協議会：住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障がいのある人など）の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等により構成する協議会。

¹¹⁷ 居住支援法人：住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するもの。

¹¹⁸ 特定建築物：「多数の者が利用する建築物」で学校、事務所、共同住宅、工場などをいう。特定建築物のうち、物販店、飲食店、集会所、病院、老人ホームなど、「不特定かつ多数の者が利用するもの、又は、主として高齢等が利用するもの」は特別特定建築物という。

まちづくりの目標2

人が行きかい、にぎわいあふれるまち

一政策4 快適で暮らしやすい生活環境づくり

基本施策2 中心市街地の活性化

(1) 現状と課題

- 本市の中心市街地は、交通結節点である鳥取駅を中心として、都市機能や交流機能など、多様な機能が集積した経済・交流の中心ですが、横這いである居住人口や歩行者通行量の減少、空き家・空き店舗が増加しており、魅力とにぎわいの創出が課題となっています。
- 鳥取駅周辺のにぎわい創出のため、本市では鳥取駅周辺再生基本構想を策定し取り組んでいるところであり、令和2年度には新たに第2期の鳥取駅周辺再生基本構想を策定しました。鳥取駅周辺においては、交通アクセス・ターミナル機能の強化、情報提供・発信機能の充実、回遊性・滞在性の向上が課題となっています。
- 平成29年3月に策定した「鳥取市リノベーションまちづくり構想」に基づく「リノベーションまちづくり」を進めていますが、民間事業者が活動しやすい環境づくりや、エリアを設定しての連鎖的な事業化、遊休不動産の掘り起こしなどが課題となっています。
- 中心市街地の活性化に関わる各種団体等と連携しながら、「地域資源等を活かした交流人口の拡大」「回遊・滞在による経済活力の向上」「若年層のまちなか暮らしの促進」などに取り組むことが必要です。



鳥取大丸から鳥取駅北口の眺望



若桜街道

(2) 施策の基本的方向

多極ネットワーク型のコンパクトな都市づくりを進める中で、交通結節点である鳥取駅周辺の機能強化のための新たな取組を進めるとともに、遊休不動産のリノベーションなど既存ストックの活用を図り、官民が一体となった取組による魅力とにぎわいのある中心市街地への再生を図ります。

(3) 施策の主な内容



① まちなか居住の推進

- ・ 住まいに関する総合相談窓口を設置し、建築、金融関係等とのネットワークを構築するとともに、まちなか居住に関する情報発信を行います。
- ・ 空き家等の既存ストックの利活用を促進する空き家改修補助など、各種支援制度により、中心市街地への転入促進を図ります。
- ・ 中心市街地への若年層の転入を促進するため、転入希望者が日常生活を体験するために居住する住宅を提供する事業を推進します。



住もう鳥取ホームページ



まちなか居住体験施設の室内の様子

② 商業の活性化

- ・ テナントマッチング業務とあわせ、大型空き店舗の活用支援や、商店街振興組合等が主体となったにぎわい形成活動支援により、中心市街地の商業の活性化を図ります。



③ 鳥取駅周辺のにぎわい創出

- ・ 鳥取駅周辺の交通結節点としての機能を強化し、鳥取駅と既存商業施設等との間に人の流れを創り出すとともに、人が集まり交流できる空間を創出するための基盤整備を行います。
- ・ 市道駅前太平線（バード・ハット）を活用したイベント等を支援し、鳥取駅周辺の来街者の増加によるにぎわい創出を図ります。



市道駅前太平線賑わい空間活用事業を利用したイベント

④ 遊休不動産を活用したまちづくりの推進



- 中心市街地における遊休不動産活用希望者の「遊休不動産活用希望情報」及び遊休不動産提供希望者が提供しようとする「遊休不動産情報」の登録、登録情報の公開ならびにマッチングを行う「鳥取市まちなか遊休不動産活用マッチング制度」の活用促進を図ります。
- リノベーションまちづくり会議等の開催を通じて、遊休不動産を活用したまちづくりに取り組む「担い手」や「民間まちづくり会社」との連携や伴走支援、「不動産所有者」への啓発に取り組みます。

⑤ 魅力あるまちづくりの推進



- 中心市街地の活性化を推進するため、地域住民、民間団体、行政等が協働し、地域資源や特色をいかした環境整備やイベントの開催など魅力あるまちづくりに取り組めます。
- まちづくりの担い手となる人材の発掘や育成、若者が主体的に中心市街地のまちづくりに関わることのできる仕組みづくりに取り組めます。
- 中心市街地の魅力を効果的に伝えるため、さまざまな媒体を活用した情報発信や情報収集の仕組みづくりに取り組めます。
- 市民の貴重な財産である市役所旧本庁舎及び旧第二庁舎跡地の活用策を検討し、本市の活性化につながるよう取り組めます。



まちなか情報誌「わっか」

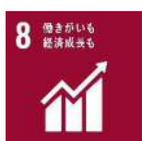


袋川周辺ライトアップ風景
(花見橋 (上)、智頭橋 (下))

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
中心市街地の居住人口 (社会増減数)	60人 (R元年度)	5年間の平均をプラス にします。 (R3~7年度)	中心市街地の居住人口の 社会増減数(転入者数-転 出者数)の5年間(R3~ 7年度)の平均値。
中心市街地における歩 行者・自転車通行量 (平日・休日)	平日: 19,113人 休日: 21,900人 (R元年度)	平日: 20,900人 休日: 20,900人 (R7年度)	当該年度の調査時点にお ける中心市街地の主要 10地点の歩行者・自転車 通行量の合計。

(5) SDGsの目標との関連



基本施策3 魅力ある中山間地域の振興

(1) 現状と課題

- 本市の中山間地域は、市域の約9割の面積を占め、人口も約半数が居住しており、豊かな自然や景観、歴史、文化に恵まれ、また土地の保全、食料の供給、水源のかん養など、多面的・公益的な機能を有しています。
- 豊かな自然・文化・歴史に育まれた地域の農林水産物、和紙や陶芸などの伝統工芸や麒麟獅子舞など、魅力あふれる地域資源が存在しています。
- 居住人口の減少や高齢化、後継者不足により、公共交通の撤退、空き家や耕作放棄地の増加など、日常生活における利便性の低下と住居や田畑などの地域生活環境の荒廃が懸念され、また、緊急時における対応の不安感などが課題となっています。
- 農林水産業、伝統工芸、伝統芸能など地域の産業や伝統文化は、後継者不足により継承が危ぶまれており、技術や伝統を次世代に残していく取組が求められています。
- 高齢化や人口減少が著しい中山間地域において、これまで以上に市民と行政が連携を図り、しなやかさと力強さを併せ持つ地域づくりを実現していくことが必要です。

(2) 施策の基本的方向

中山間地域に暮らす人々の安全・安心な暮らしを確保し、農林水産業をはじめとする産業の振興、自然の恵みや伝統文化の保護・継承に取り組み、持続可能で魅力ある中山間地域の振興を図ります。

(3) 施策の主な内容

① 安心して暮らし続けることのできる地域の維持



- ・ 民間企業と連携した移動販売や拠点施設への店舗機能の追加等による買い物支援を行い、生活サービスの維持を図ります。
- ・ 将来にわたり地域住民が安心して暮らし続けることができる地域づくりに住民自らが主体的に取り組む「小さな拠点¹¹⁹」の機能形成と地域運営組織の体制強化を支援します。

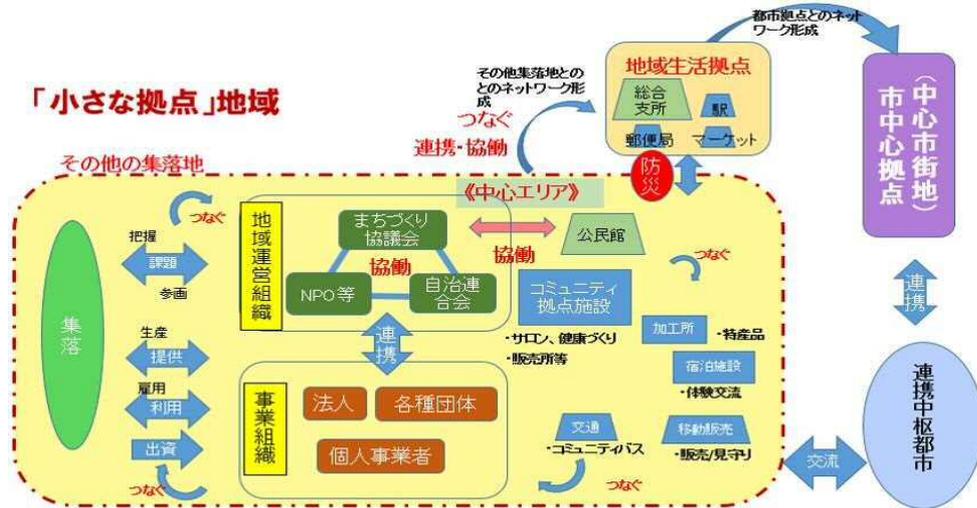


移動販売の写真（さじ式拾吉）

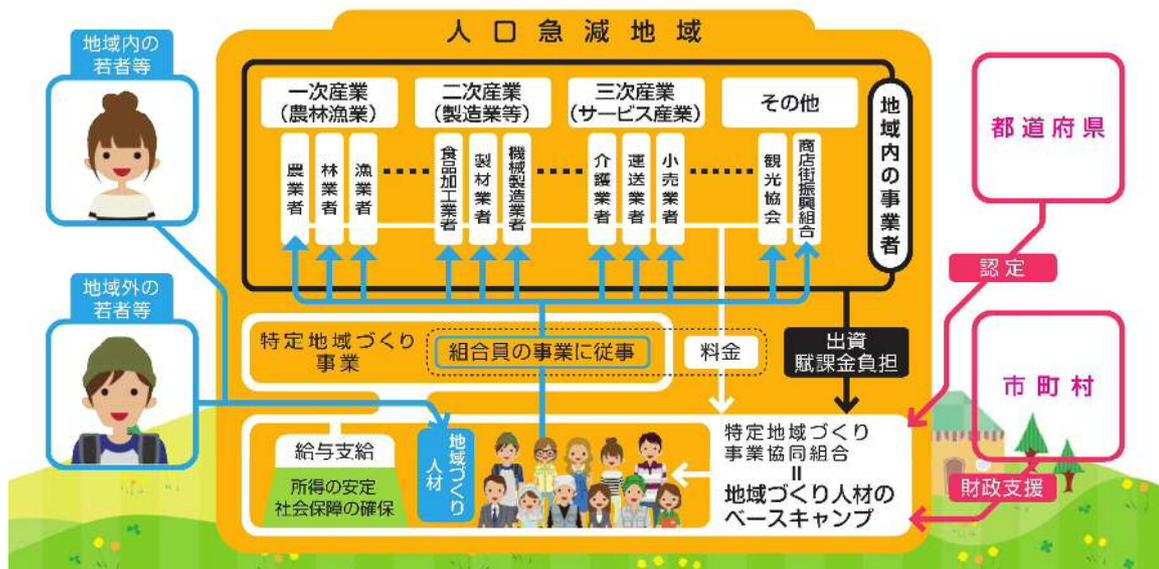


小さな拠点の取組
(耕作放棄地廃棄物撤去（助け合い事業）)

¹¹⁹ 小さな拠点：複数の集落が集まる基本的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを連携させ、生活を支える新しい地域運営の仕組み。



- 人口減少地域の担い手確保のため、地域内の複数事業者の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、それぞれの地域事業者に派遣する仕組みを検討します。



※総務省発行リーフレット「特定地域づくり事業協同組合制度を活用しませんか」より抜粋

② 地場産業の活性化と雇用の確保



- 伝統工芸等の技術を伝承するため、後継者の受け入れを行う事業者と研修従事者に対し支援を行います。
- 事業拡大に伴う設備導入や新商品の製造・販売に対し支援を行います。



③ 魅力ある地域づくり・ひとづくりの推進

- 中山間地域の住民や団体が、若者を巻き込みながら創意工夫を凝らして取り組む地域づくりやコミュニティの拠点づくり事業を支援します。
- 「地域おこし協力隊¹²⁰」の取組など、都市圏の若者の中山間地域での地域づくり活動の展開や移住を推進し、地域の維持や活性化を図ります。
- 中山間地域が抱えるさまざまな課題の解決に向けて、ビジョンや夢を持ち、具体的な活動を立ち上げ、魅力ある地域づくりに積極的に取り組む人材を養成します。
- 文化芸術活動の維持・発展のため、地域の文化芸術の担い手育成を図ります。(再掲)



地域資源をいかした自然体験プログラムの開発
(佐治・山王自然塾)



ふるさとリーダーアカデミー



④ 交流による活性化と移住定住の促進

- 地域団体と連携して空き家の利活用を推進するとともに、里山暮らしをお試しできるための環境を充実させることで移住定住を促進します。
- 文化芸術をいかした個性ある地域づくり等により移住定住を促進します。



お試し定住体験施設(用瀬町)



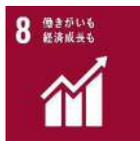
いなば西郷工芸の郷

¹²⁰ 地域おこし協力隊：人口減少・高齢化が進む地方へ都市部の人材が移住し、さまざまな支援活動を展開する制度。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
「小さな拠点」の形成箇所数	1箇所 (R元年度)	4箇所 (R7年度)	地域住民自らが将来にわたり安心して暮らし続けることができる地域づくりに主体的に取り組む「小さな拠点」の当該年度末の形成箇所数。
住民自らが主体となった中山間地域活性化の取組件数	7件 (R元年度)	40件 (R3~7年度)	R3~7年度の輝く中山間地域創出事業(ソフト事業)の取組件数の累計。
地域課題の解決に取り組むリーダーの認定者数	275人 (R元年度)	300人以上 (R7年度)	「とっとりふるさとリーダーアカデミー」で養成されたリーダーの当該年度末の人数。

(5) SDGsの目標との関連



まちづくりの目標2

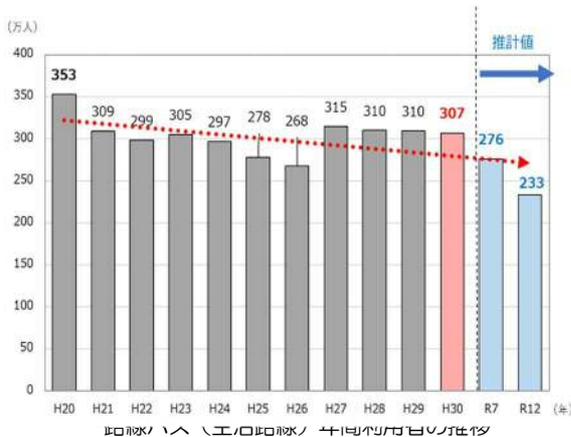
人が行きかい、にぎわいあふれるまち

一政策4 快適で暮らしやすい生活環境づくり

基本施策4 交通ネットワークの充実

(1) 現状と課題

- 本市の公共交通を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進展、自家用車の普及等により利用者が大幅に減少し、加えて、深刻化する運転手不足等によりバス路線の縮小や廃止が課題となっています。
- 一方で、通院、通学、通勤、買い物などの日常生活のさまざまな局面において、移動手段の確保は不可欠であり、高齢化が進展する中、活力ある地域社会を維持していくうえで、公共交通の果たす役割はより一層重要性を増しています。
- 今後、鉄道、路線バス等の公共交通と、コミュニティバス、共助交通¹²¹等の地域主体型の移動手段を組み合わせ、持続可能な生活交通体系を構築していく必要があります。
- 麒麟のまち圏域の経済・文化の発展や、住民の生活環境の向上に重要な社会基盤となる鉄道の高速化・山陰新幹線の早期整備を国へ求めていくとともに、交通結節点としての鳥取駅をはじめとする各駅の機能強化を図る必要があります。
- 鳥取砂丘コナン空港は、羽田発着枠コンテストにより、期間限定で東京便が1日5往復で運航されています。麒麟のまち圏域の空の玄関口として、本圏域の持続的発展を図るために、東京便の拡充と、アジアを中心とする国際線の定期便化が求められています。
- 鳥取自動車道、山陰自動車道、山陰近畿自動車道等の高速道路ネットワークの整備が進展し、これらの結節点に位置する鳥取港は、重要港湾としてのさらなる機能強化の必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症による移動需要の急激な低下により、空港・鉄道・路線バス等の公共交通機関の利用は大幅に減少しています。市民の暮らしを支える重要な社会基盤である公共交通を守るために、安全・安心な利用環境の確保など、新型コロナウイルス等の感染症対策も求められています。



¹²¹ 共助交通：バスやタクシーなどの公共交通機関だけでは十分な輸送サービスが確保できない場合、NPO 法人や地域の自主組織（まちづくり団体）等の非営利団体が、自家用自動車を使用して有償または無償で行う輸送サービス。

(2) 施策の基本的方向

市民の暮らしを支える生活交通の維持・確保を図るとともに、関係機関や交通事業者、地域などとの連携により持続可能な利便性の高い交通ネットワークの構築をめざします。

(3) 施策の主な内容

① 持続可能な生活交通体系の構築



- ・ バス路線の再編や共助交通¹²²等の推進、交通結節点の環境改善など、地域の実情に即した利便性の高い生活交通の確保に取り組みます。
- ・ 自動運転等に関する次世代公共交通システムの導入に向けた検討を行います。

→ **[Society 5.0]**



自動運転バス（イメージ）

② 鉄道の利用促進と利便性の向上



- ・ JR 山陰本線・因美線や智頭急行、若桜鉄道の利用促進を関係機関と連携して取り組みます。
- ・ 各駅の交通結節点としての機能強化や、鉄道の電化、キャッシュレス化の早期整備の実現に向け、関係機関と連携して取り組みます。 → **[Society 5.0]**
- ・ 国土の均衡ある発展、国土全体の強靱化に資する山陰新幹線の早期整備に向けて、整備計画路線への格上げ並びに国家戦略的取組を国等関係機関に求めています。



智頭急行「スーパーはくと」



若桜鉄道

③ 鳥取砂丘コナン空港の利用促進と利便性の向上

- 官民連携組織「鳥取空港の利用を促進する懇話会」を中心として、航空会社などと連携による東京便の利用促進に向けたプロモーション活動を実施します。
- 関係機関と連携し、国際線誘致に向け、アジアの航空会社を中心としたエアポートセールスを積極的に実施します。



鳥取砂丘コナン空港



国際チャーター便

④ 鳥取港の利用促進と機能強化

- 国、県との連携により、麒麟のまち圏域の海の玄関口にふさわしい物流・交流拠点としての整備を推進します。
- 船舶や貨物の利用促進を図るため、国内外の企業に対し、鳥取県や鳥取港振興会¹²³などと連携し、ポートセールスを積極的に実施します。



鳥取港



クルーズ船

¹²³ 鳥取港振興会：市・県・鳥取商工会議所・港湾関係業界等によって設立され、船舶・貨物の誘致を図るためのポートセールス、にぎわいイベントの実施等を行い、鳥取港の利活用による圏域の活性化をめざす取組を行っている。

⑤ 安全・安心な公共交通機関の確保

- 交通事業者や関係機関と連携し、公共交通機関の安全・安心な利用環境の整備を行い、あわせて広報活動を実施します。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
鉄道、バスなどの公共交通の の便利さの満足度	22.2% (R元年度)	30.0% (R6年度)	当該年度実施の市民アンケート調査 において、「満足」または「やや満足」 と回答した市民の割合。
鳥取砂丘コナン空港の運航 便数	5便 (R元年度)	6便 (R7年度)	鳥取砂丘コナン空港「鳥取―東京便」 の当該年度の1日の運航便数。

(5) SDGsの目標との関連



まちづくりの目標2

人が行きかい、にぎわいあふれるまち

一政策4 快適で暮らしやすい生活環境づくり

基本施策5 地域情報化の推進

(1) 現状と課題

- 近年のスマートフォンや5G¹²⁴モバイル環境の普及や、AI、IoTなどの新たなICT技術の目覚ましい進展に着目した Society5.0 の社会においては、これらを活用し、市民生活がより便利で快適になることが期待されます。
- 今後想定される少子高齢化に起因する 2040 年問題と言われる「労働人口の確保」については、限られた財源や人材を有効的に活用し、さまざまな課題や多様化するニーズに対応した効率的で質の高い行政運営が求められており、本市においても ICT の効果を最大限いかした「スマート自治体への転換」に向けた取組が必要となっています。
- 本市の情報化施策においても、超高速ブロードバンドの環境整備をはじめ、各種行政手続きのオンライン化や情報発信コンテンツの利用強化による市民サービスの向上を図っていくことが必要となっています。

(2) 施策の基本的方向

高速情報通信網の整備のためケーブルテレビ網の光化を進め、超高速ブロードバンド環境の整備を進めることで市民生活の向上を図るとともに、Society5.0 社会を支える基盤をつくり ICT の効果を最大限いかした「スマート自治体への転換」をめざします。



¹²⁴ 5G：第5世代移動通信システムの略称で、高速大容量・高信頼低遅延・多数同時接続を実現する次世代通信規格のひとつ。

(3) 施策の主な内容

① 超高速ブロードバンド環境の整備 → **[Society 5.0]**

- ・ 超高速情報通信網の整備により、全市光化（FTTH化）を進めます。
- ・ 5Gなどによる高速・大容量の無線通信環境を実現するための基盤を整備します。
- ・ スマート農業¹²⁵、ワーケーションの拠点となる、ローカル 5G¹²⁶の環境を整備します。
- ・ 教育、福祉など各分野で利用できる ICT 環境の基盤を整備します。
- ・ 公共施設・指定避難所における Wi-Fi 環境未整備拠点へ Wi-Fi 環境を整備します。

② 電子申請等による各種行政手続のオンライン化による市民サービスの向上 → **[Society 5.0]**

- ・ 電子申請等により各種手続のオンライン化を推進し、ネット手続きまとめサイト「e-鳥取市役所」の充実を図ります。
- ・ 電子マネー等によるキャッシュレス化を推進します。
- ・ 電子入札による行政手続の効率化を図ります。
- ・ マイナンバー制度の周知とマイナンバーカードの普及促進を図ります。

③ 情報発信コンテンツの利用強化 → **[Society 5.0]**

- ・ 防災情報の発信強化と、SNS、ケーブルテレビ、コミュニティ FM など多様な媒体を利用した市政情報の配信を進めます。

④ 官民協働に向けた行政情報の提供 → **[Society 5.0]**

- ・ オープンデータを推進し、データ公開及び利活用の展開を図ります。また、EBPM¹²⁷の導入や、ビッグデータを取り扱うことのできる人材を育成することにより、まちづくりの政策立案などの活用を図ります。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
インターネットやケーブルテレビの情報通信環境の市民満足度	39.5% (R元年度)	50.0% (R6年度)	当該年度実施の市民アンケート調査において、「満足」または「やや満足」と回答した市民の割合。

(5) SDGsの目標との関連



¹²⁵ スマート農業：ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業。

¹²⁶ ローカル5G：企業や自治体等が、自らの建物内や敷地内に自営で構築する5G通信環境のこと。

¹²⁷ EBPM（証拠に基づく政策立案） Evidence-based Policy Making の略。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で、合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。

まちづくりの目標3

豊かな自然と調和して安全・安心に暮らせるまち

一政策1 安全・安心に暮らせるまちづくり

基本施策1 地域防災力の向上

(1) 現状と課題

- 大規模化・複雑化する自然災害や未知の感染症への対応などさまざまなリスクに対し、迅速かつ的確に対応するため、危機管理体制の強化が求められています。
- 自然災害から市民の生命と財産を守るため、「自助」「共助」「公助」により、市民や関係機関等が連携して災害に強いまちづくりを進める必要があります。
- 市民一人ひとりの防災意識の高揚や防災知識の習得、地域での避難行動要支援者の情報共有など、地域住民が主体となった防災に対する取組が必要です。
- 近年の局所的な豪雨や台風時の広範囲な土砂等の流出など、従来の河川整備などのハード面の充実だけでは浸水被害を解消することが難しくなっており、並行して内水ハザードマップの作製などソフト面の充実が求められています。
- 大雪による道路交通網の大規模障害は、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼすため、影響を最小化する取組が必要です。
- 緊急時に人員・物資などを安全・迅速に避難所に輸送するため、災害応急対策が可能な緊急輸送道路に面していない避難所について、輸送体制の構築が必要です。



(2) 施策の基本的方向

頻発する自然災害から市民の生命と財産を守るため、防災・減災に向けた諸施策を市民等と協働で推進するとともに、未知の感染症への対応など、さまざまな危機事象に機敏に対応し、安全・安心なまちづくりを進めます。

(3) 施策の主な内容

① 防災意識の高揚

- ・ 鳥取市総合防災マップの全戸配布をはじめ、防災学習の実施や情報の提供推進により、防災知識の普及を通じて市民の防災意識の高揚を図ります。
- ・ 市民や関係機関等と連携し、9月10日の「鳥取市防災の日」を中心に総合防災訓練を実施し、本市の被災の経験や教訓を後世に継承するとともに、研修・体験を通じて防災意識の高揚を図ります。



総合防災マップ



鳥取市総合防災訓練

② 自主防災会の支援



- ・ 防災リーダー¹²⁸や防災指導員¹²⁹など、地域の防災活動の中核を担う人材の養成や配置を推進します。
- ・ 市民自らが、地域の危険箇所等を確認しながらつくる地区防災マップを作成する取組を支援します。
- ・ 防災コーディネーター¹³⁰による自主防災会¹³¹の活動を支援します。



防災リーダー養成研修



地区防災マップ

③ 防災設備等の整備

- ・ さまざまな伝達手段を活用し、防災情報伝達体制の強化を図ります。
- ・ 消防ポンプ車やポンプ車格納庫を整備し、地域防災の要である消防団の充実・強化を図ります。



防災行政無線子局



鳥取市消防団水防訓練

¹²⁸ 防災リーダー：防災リーダー養成研修を終了し、登録された地域の防災知識の普及や自主防災組織の育成支援を担う人材。

¹²⁹ 防災指導員：防災リーダーの中から各地区1名、市長に委嘱された防災リーダーの要となる人。

¹³⁰ 防災コーディネーター：自主防災会の活動支援、防災リーダーや防災指導員の育成を行うため、平成19年4月から市危機管理課に設置。

¹³¹ 自主防災会：地域住民が自主的に連帯し、防災活動を行う組織。

④ 危機管理体制の強化



- ・ 災害や未知の感染症による健康危機などさまざまな危機の発生時に重要な業務を継続するため「業務継続計画（BCP）¹³²」の策定を推進します。
- ・ 他の自治体や流通業者、福祉施設、建設業者など、多角的な災害時応援協定の締結を通じて、災害時の応援体制を強化します。
- ・ 災害時に必要となる物資について、県内市町村と協力して備蓄を進めます。
- ・ 健康危機や災害医療などさまざまな危機事象に的確に対応するため、医療関係機関と連携し、危機管理に取り組みます。

⑤ 災害に強いまちづくりの推進



- ・ 内水氾濫区域の調査等に基づく浸水対策の実施や、内水ハザードマップの作製などにより、浸水被害の防止・軽減に向けて取り組みます。
- ・ 住宅の耐震化やブロック塀の撤去・改修に要する費用への支援や耐震化についての啓発活動を通じて、地震に強い居住環境整備を進めます。
- ・ 町内会への小型除雪機の無償貸付など市民等との協働による除雪の推進や、除雪機械のオペレーターの確保支援等を通じて、雪害に強い交通の確保を図ります。
- ・ 緊急時に人員・物資などを安全・迅速に避難所に輸送できるよう、災害時の道路や橋梁の破損防止対策を進めます。



小型除雪機の運転操作講習会

⑥ 共助による避難体制の促進

- ・ 避難行動要支援者に対する支援制度を普及・促進し、避難体制の構築や平時からの見守り体制づくりを進めます。（再掲）
- ・ 「支え愛マップ」の作成等への支援を通じて、災害への備えと共助による地域づくりを進めます。



支え愛マップの作成風景

¹³² 業務継続計画（BCP）：災害時の優先業務の実施態勢を確保するため、事前に必要な人員、資機材等の確保・配分を定めておき、災害発生後の業務の立ち上げ時間の短縮や発災後の業務レベルの向上を図る計画。

⑦ 国民保護体制の整備

- 「鳥取市国民保護計画」に基づき、関係機関との連携体制の強化や市民への啓発を目的とした国民保護訓練を実施し、武力攻撃事態等における国民の生命・身体・財産を保護する協力体制を構築し、責務を明確化します。



国民保護訓練（用瀬）

（４）評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
自主防災活動助成件数	553 件 (R 元年度)	600 件 (R7 年度)	自主防災会が実施する防災訓練への当該年度の活動助成件数。

（５）SDGs の目標との関連



まちづくりの目標3

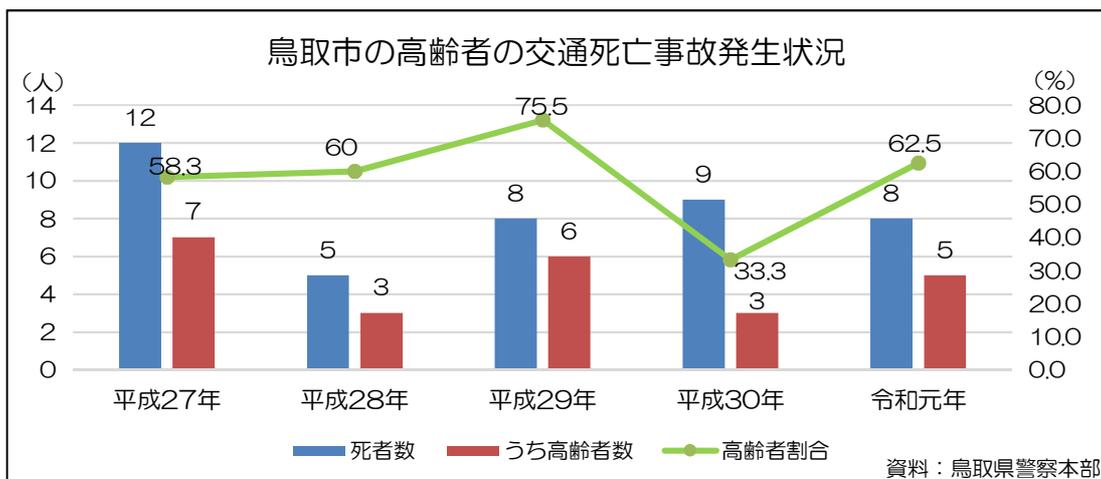
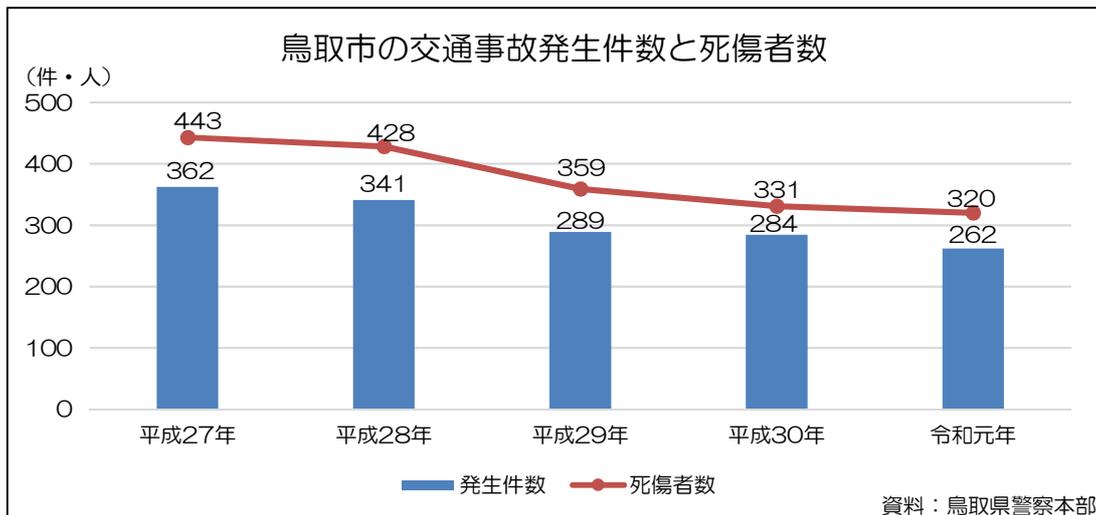
豊かな自然と調和して安全・安心に暮らせるまち

一政策1 安全・安心に暮らせるまちづくり

基本施策2 防犯・交通安全対策の充実

(1) 現状と課題

- 犯罪認知件数は減少していますが、防犯に対する啓発や防犯設備の設置など、防犯施策の一層の推進が必要です。
- 児童生徒の通学路における交通環境は、交通安全施設の整備などにより年々改善されていますが、交通量の変化などにより状況が変化する場合もあり、交通安全対策を講じることが必要です。
- 交通安全の観点からの危険箇所については、歩行空間の確保などの対策が必要です。
- 高齢者の交通安全意識の一層の高揚を図るとともに、子どもや障がいのある人も含めた交通弱者を交通事故から守る取組を進める必要があります。



(2) 施策の基本的方向

関係機関、地域・保護者との連携を強化しながら、地域における防犯体制の充実やボランティア団体の育成・支援、交通安全活動の推進により、安全・安心なまちをめざします。

(3) 施策の主な内容

① 自主防犯活動団体の支援

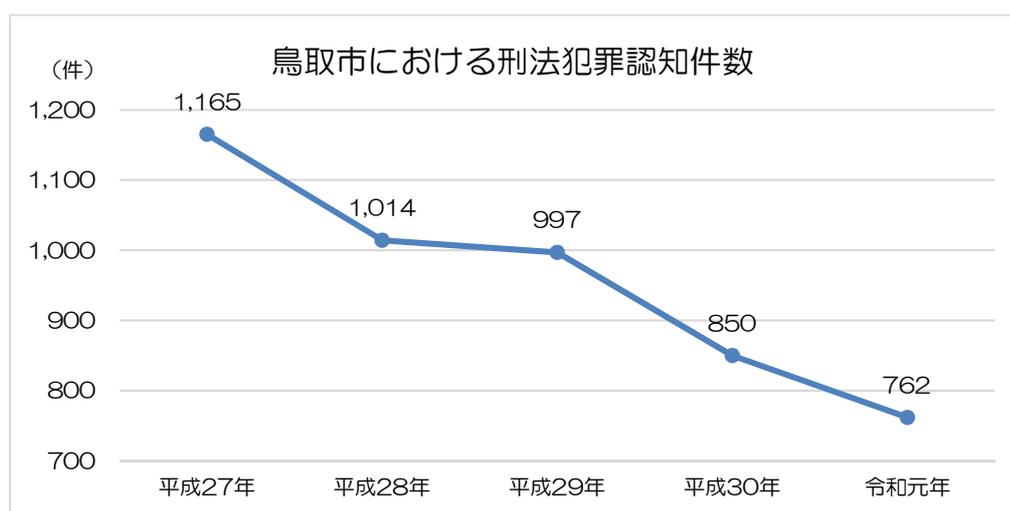
- 警察などの関係機関と連携して、防犯意識の高揚に向けた啓発活動や防犯情報の積極的な提供を進め、地域防犯の取組を促進します。
- 地区防犯協議会、自主防犯活動団体の活動を支援します。

② 交通安全活動の促進

- 交通事故の発生を抑制するため、国、県や警察・交通安全運動団体などと連携・協力しながら交通安全施策を推進します。
- 学校・警察などの関係機関、地域・保護者などによる通学路合同点検を実施し、点検結果に基づき、各関係機関で必要な安全対策を実施します。

③ 防犯・交通安全施設の整備

- 街路灯、防犯灯¹³³などを整備し、夜間における安全な通行を確保します。
- 防犯カメラの設置を推進し、安全・安心なまちづくりを進めます。
- 地区要望の意見について国や県などの関係機関に対し、必要な対策が行われるよう要望を行います。



資料：鳥取県警察本部

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
交通事故発生件数	262件 (R元年)	202件 (R7年)	市内で発生した当該年の交通事故件数。

(5) SDGsの目標との関連



¹³³ 防犯灯：夜間、不特定多数の人が通行する生活道路で、暗くて通行に支障がある場所や防犯上不安のある場所に、町内会等の申請に基づき市が設置する電灯のこと。設置後は町内会等が維持管理を行う。

まちづくりの目標3

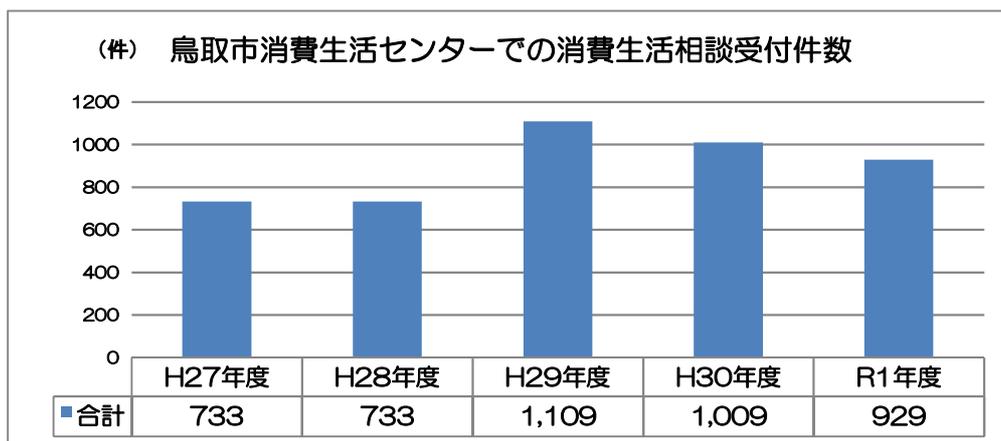
豊かな自然と調和して安全・安心に暮らせるまち

一政策1 安全・安心に暮らせるまちづくり

施策3 安全・安心な消費生活の確保

(1) 現状と課題

- 少子高齢化の進行、情報化の進展による消費生活のグローバル化に加え、電子マネーや暗号資産（仮想通貨）¹³⁴など、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、消費者が抱える問題も多様化、複雑化しています。
- 市民の消費生活における被害の実態を適正に把握し、新たな被害の未然防止や拡大阻止などにより、消費生活の安全を確保することが重要です。
- 消費者の安全を確保するためには、消費者トラブルに巻き込まれないよう、消費生活に関する知識を身につけ、互いに行動することができる消費者を育てることが必要です。
- 自らの消費行動が、現在及び将来の世代にわたって社会全体に影響を与えるものであることを認識して行動できる、自立した消費者を育てることが必要です。



【参考：相談内容（上位）】

H27年度	件数	H28年度	件数	H29年度	件数	H30年度	件数	R元年度	件数
放送・コンテンツ等	99	放送・コンテンツ等	157	商品一般	319	商品一般	343	商品一般	193
他の保健・福祉	92	他の保健・福祉	84	放送・コンテンツ等	250	放送・コンテンツ等	124	放送・コンテンツ等	91
相談その他	67	融資サービス	47	他の保健・福祉	51	融資サービス	45	健康食品	53

※放送・コンテンツ等…有料動画等の架空請求、アダルト情報サイト 他の保健・福祉…還付金詐欺
融資サービス…多重債務、消費者金融 商品一般…商品・サービス等の架空請求
健康食品…定期購入、解約 相談その他…家族構成を聞かれる等の不審電話

(2) 施策の基本的方向

消費者教育・啓発の推進を図るとともに、市民の消費生活に関する相談や情報収集・情報発信を行う体制を充実させ、国、県など関係機関との連携を強化しながら、誰もが安全・安心のもと豊かな消費生活を営むことができる社会をめざします。

¹³⁴ 暗号資産（仮想通貨）：インターネット上で流通する電子的な資産。

(3) 施策の主な内容

① 消費者行政の推進体制の充実

- ・ 市民誰もが相談できる窓口として、消費生活センターの周知及び相談体制の充実を図ります。
- ・ 国、県や警察などの関係機関との情報共有を図り、市民からの相談に対する適切な対応などについて連携強化を図ります。
- ・ 地域、福祉団体、事業者などと連携した「消費者見守りネットワーク」により、高齢者や障がいのある人の被害の未然防止と早期発見、解決を図ります。
- ・ 消費者や消費者団体、事業者団体、教育関係者などによる「鳥取市消費者行政審議会」を開催して、消費者行政に関する事業の検証や計画の見直し、意見交換、情報共有を行い、消費者行政の効果的な事業実施を図ります。

② 消費者教育・啓発の推進

- ・ 市民の消費者トラブルや被害の未然防止を図るため、出前講座や講演会の開催や啓発などの事業を積極的に実施します。
- ・ 市民のエシカル消費¹³⁵の取組を推進するため、産・学・官が連携しながら、啓発イベントや講座などの事業を積極的に実施します。
- ・ 市報や市公式ホームページ、ケーブルテレビなどを通じて、広く市民に消費生活に関する情報を積極的に提供します。



エシカル消費の分類イメージ
(「鳥取市消費生活プラン」より)



消費者教育出前講座

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
出前講座・公演会・啓発イベント等の実施件数	67件 (R元年度)	70件 (R7年度)	消費者啓発事業(出前講座・講演会、情報発信など)の当該年度の実施件数

(5) SDGsの目標との関連



¹³⁵ エシカル消費：倫理的消費。消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

まちづくりの目標3

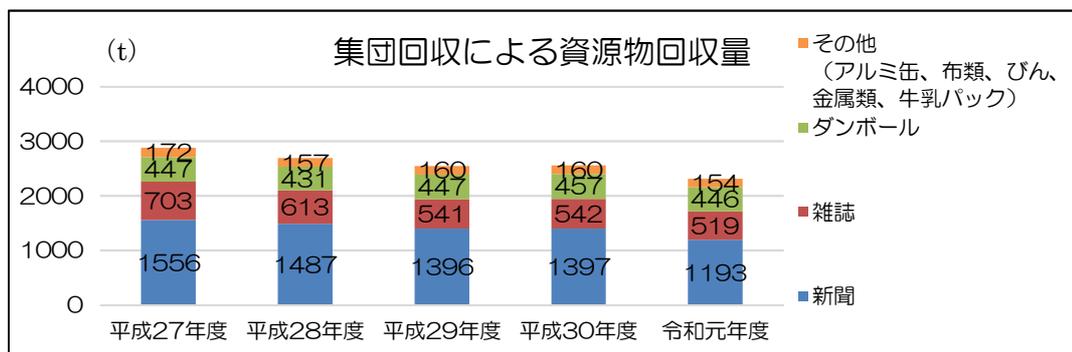
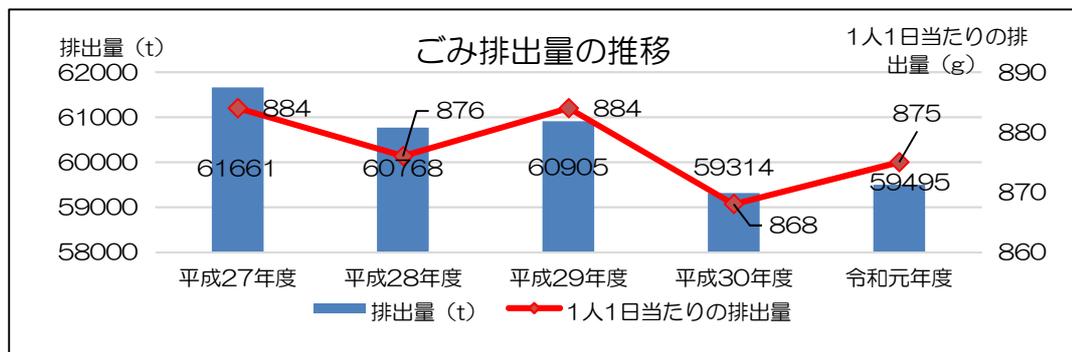
豊かな自然と調和して安全・安心に暮らせるまち

一政策2 環境にやさしいまちづくり

基本施策1 循環型社会の形成

(1) 現状と課題

- 「地球温暖化」は、人間の活動に伴って排出された温室効果ガスが主因となって生じていると考えられており、気温の上昇による海面上昇や降水量の変化、熱波等の異常気象の頻発、砂漠の拡大などを引き起こすことで、気候や生態系に幅広く影響を与えています。
- 本市においては、市民参加による環境保全を目的としたさまざまな取組が見られる一方で、家庭部門及び業務部門における温室効果ガス排出量の割合が、全国の自治体の平均値と比較して高いこと等、持続可能な環境保全に向けての課題を解決するため、官民一体となった取組の推進が求められます。
- 国が「パリ協定¹³⁶」による温室効果ガスの排出量削減目標を掲げる中で、本市においても、「脱炭素」に向けた取組を進め、豊かな自然環境を次世代に継承するため、ゴミの減量化や再資源化、再生可能エネルギーの活用等を推進していく必要があります。
- 鳥取県東部広域行政管理組合が、新たな可燃物処理施設の整備を進めています。



(2) 施策の基本的方向

市民や事業者との適切な役割分担のもと、化石燃料に頼らない再生可能エネルギーの普及・利用促進を図ります。また、ごみの分別徹底による減量化・再資源化に努め、

¹³⁶ パリ協定：世界各国が地球温暖化防止の取組を定めた国際協定。日本政府は、2030年の温室効果ガスを2013年比で26%削減することを目標としている。

持続可能な循環型社会の実現をめざします。

(3) 施策の主な内容

① 再生可能エネルギーの利用促進

- ・ 太陽光発電・省エネ設備の普及促進を図ります。
- ・ 青谷町いかり原太陽光発電施設を利用したエネルギーの地産地消に取り組み、再生可能エネルギーの利用推進を図ります。

② 温室効果ガス排出削減

- ・ 家庭や事業場等において、節電など自主的な省エネルギーの取組を促進し、温室効果ガス削減に向けた取組を行います。

③ ごみ減量化の推進

- ・ ごみの減量化の意義や効果について情報提供を行うとともに、4Rの取組を実践できる気運の醸成を図ります。
- ・ 生ごみたい肥化容器等の普及・啓発を行い、リサイクルによる生ごみの減量化を推進します。
- ・ マイバッグ運動等により、過剰包装抑制等を促すなど啓発を行います。
- ・ 適切な資源物の分別回収を実施するとともに、指導・啓発等により分別排出の徹底を図り、再資源化を推進します。
- ・ 事業系ごみの減量とリサイクルの取組を推進すよう、市内事業所へ働きかけます。

④ 可燃物処理施設の整備・活用

- ・ 鳥取県東部広域行政管理組合及び鳥取県東部4町と一体となって、新たな可燃物処理施設の整備を進めます。
- ・ 新たな可燃物処理施設は、サーマルリサイクル¹³⁷（熱回収）施設として、循環型社会や低炭素社会に関する知識や情報を得ることができ環境学習の拠点施設として活用します。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
鳥取市の年間ごみ総排出量	59,495 t (R元年度)	56,699 t (R7年度)	市内の家庭や事業所から出されるすべてのごみ（一般廃棄物）の当該年度の総排出量。
一人一日当たりのごみ総排出量	875 g (R元年度)	850 g (R7年度)	市内の家庭や事業所から出されるすべてのごみ（一般廃棄物）の当該年度の一人一日当たりの総排出量。

(5) SDGsの目標との関連



¹³⁷ サーマルリサイクル：廃棄物を単に焼却処理するのではなく、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用するリサイクル手法。

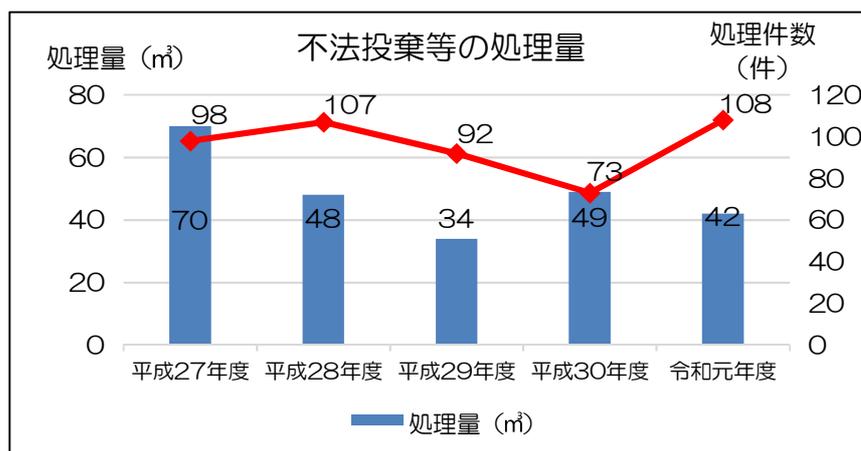
まちづくりの目標③

豊かな自然と調和して安全・安心に暮らせるまち
一政策 2 環境にやさしいまちづくり

基本施策 2 環境保全活動の推進

(1) 現状と課題

- 本市が有する豊かな自然環境を次世代に継承するため、私たちはさまざまな取組を進める必要があります。
- 市民との協働により環境保全活動に取り組み、市民の健康、快適、安全・安心のため良好な生活環境を維持していくことが必要です。
- 身近な市民生活に起因するごみのポイ捨て、不法投棄等の問題に引き続き取り組む必要があります。
- 環境に関する理解を促進するため、家庭や事業者と連携・協働した環境教育の充実を図ることが必要です。



(2) 施策の基本的方向

自然保護意識の高揚や保全活動の展開を図り、身近な生活環境はもとより、森林や河川・湖沼などの生態系の保全に配慮した緑豊かでうるおいのある環境先進都市をめざします。また、自然保護や環境保全に対する市民意識を高めるため、市民・事業者・教育機関等と連携し、環境教育事業の実施や不法投棄の未然防止に努めます。

(3) 施策の主な内容

① 自然保護意識の高揚と環境美化活動の促進

- ・ 市の保存樹木の適切な管理を行うことで良好な自然環境の確保及び地域の美観風致を維持します。
- ・ 生物多様性を守るため、特定外来生物に関する情報提供を行います。
- ・ 不法投棄を未然に防ぐ取組を推進するとともに、不法投棄監視員を中心にパトロール活動を行うなど、ごみのポイ捨て、歩行喫煙の防止に努め、モラルの向上や快適な生活環境の確保を図ります。



名木・古木鑑賞会

② 環境保全の推進及び生活環境の保持

- ・ 大気や水、騒音、悪臭等の一般環境調査を行い、汚染状況等の正確な把握に努めます。
- ・ 公害発生の未然防止及び早期解決に努め、計画的に事業場への立入りをを行います。
- ・ 生活に伴う騒音や悪臭等の防止について、市民意識の向上のための普及啓発に努めます。
- ・ 公衆浴場やホテルなどの生活衛生施設や水道施設における衛生状況の監視、指導を行い、生活環境の保持に努めます。

③ 大気汚染・悪臭対策の推進

- ・ 工場・事業場等の有害大気汚染物質や悪臭の発生源に対する調査を充実させます。
- ・ 工場・事業場等に対して、規制の徹底と排出の抑制、必要に応じた施設の改善等を指導します。
- ・ 市民にアイドリングストップ等の啓発を行います。
- ・ アスベスト（石綿）の飛散防止対策として事業者には建築物の解体工事等の作業基準等について適切な指導を行います。

④ 騒音・振動対策の推進

- ・ 自動車交通騒音、道路交通振動の測定結果を踏まえ、必要に応じて、道路環境の整備改善など関係機関へ働きかけます。

⑤ 水質汚濁対策及び土壌汚染対策の推進

- ・ 公共用水域等の水環境の保全対策を関係機関と協力して推進します。
- ・ 工場・事業場等に対して、適切な排水処理を指導します。
- ・ 工場・事業場等に対して、土壌の調査及び有害物質の地下浸透防止などについての適切な指導を行います。

⑥ 環境教育の推進

- ・ こどもエコクラブの活動を支援し、自然体験参加者の増加を図ります。
- ・ 豊かな自然環境を利用した市民ボランティアや環境保全活動団体等による自然保護活動を推進します。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
環境教育講座の実施	2回 (R元年度)	5回 (R7年度)	市が開催・企画する環境に関係する講座や研修等の環境教育・啓発活動の当該年度の実施回数。

(5) SDGsの目標との関連



付属資料

用語の解説

ページ下段に記載した用語解説を数字順、アルファベット順、50音順で再掲しています。

数字順

5G

第5世代移動通信システムの略称で、高速大容量・高信頼低遅延・多数同時接続を実現する次世代通信規格のひとつ。

(⇒P110.111 掲載)

6次産業化

1次産業としての農林漁業、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等に係る事業の総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

(⇒P68.74.75.76 掲載)

8050問題

高齢の親と働いていない独身の50歳代の子が同居している世帯の生活上の問題。

(⇒P9 掲載)

アルファベット順

AI

Artificial Intelligence の略で人工知能のこと。

(⇒P15.23.70.77.83.110 掲載)

CLT

“C”はクロス(交差)、“L”はラミネティド(張り合わせる)、“T”はティンバー(木材)の略で、木の繊維の方向が直角に交わるように板材を重ねて接着した大判のパネルのこと。

(⇒P75 掲載)

COPD

慢性閉塞性肺疾患と呼ばれ、細い気管支に始まる炎症が原因といわれ、肺気腫や慢性気管支炎等をいう。

(⇒P50 掲載)

DMO

Destination Marketing / Management Organization の略。欧米では一般的に見られる組織で主に地域全体の観光マネジメント等を行う着地型観光の総合窓口の機能を有する組織。

(⇒P86 掲載)

DV

ドメスティック・バイオレンス(domestic violence)のこと。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

(⇒P58.59 掲載)

EBPM (証拠に基づく政策立案)

Evidence-based Policy Making の略。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で、合理的根拠(エビデンス)に基づくものとする。

(⇒P111 掲載)

ECサイト

electronic commerce site。インターネット上で商品を販売するWebサイトのこと。

(⇒P67.72 掲載)

GAP (ギャップ)

Good Agricultural Practice の略称。農業において食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

(⇒P77 掲載)

HACCP (ハサップ)

Hazard Analysis and Critical Control Point の略称。製品の安全性を確保するため、国際的に推奨されている食品の衛生管理手法。

(⇒P77 掲載)

ICT

information and communication technology の略。情報・通信に関連する技術の総称。

(⇒P10.36.37.55.77.110.111 掲載)

IoT

Internet of Things の略。モノのインターネットと呼ばれ、あらゆるものがインターネットに繋がれ、互いに情報伝達を行う技術のこと。
(⇒P70.110 掲載)

PDCAサイクル

PLAN (計画)、DO (実行)、CHECK (検証)、ACTION (改善) の4つのステップを一つのプロセスとしてとらえ組織を運営していくことで、継続的な改善を図るマネジメントの考え方。
(⇒P2 掲載)

RPA

Robotic Process Automation の略でソフトウェア・ロボットによる業務の自動化
(⇒P15.23 掲載)

SDGs

Sustainable Development Goals の略。2015 (H27) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016 (H28) 年から2030 (R12) 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っている。
(⇒P1.29 掲載)

SNS

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。
(⇒P10.22.56.78.81.82.83.84.111 掲載)

Society50

狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、

人間中心の社会 (Society) をいう。
(⇒P1.29.36.110 掲載)

Wi-Fi環境

無線接続によるインターネット利用環境。
(⇒P83.111 掲載)

50音順

【ア行】

暗号資産（仮想通貨）

インターネット上で流通する電子的な資産。
(⇒P118 掲載)

因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏

平成30年4月に鳥取県東部1市4町、兵庫県新温泉町とで形成し、令和2年3月に香美町が参画した。圏域における地方創生の一層の拡充・発展を図り、圏域全体の活性化・持続的発展をめざして取組を進めている。
(⇒P1.16.25.86.87 掲載)

インターンシップ

学生等に一定期間、企業等の中で就業体験の機会を提供する制度。
(⇒P71 掲載)

インバウンド

訪日外国人旅行。
(⇒P80.81.83 掲載)

エシカル消費

倫理的消費。消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。
(⇒P119 掲載)

エリアプロモーション

1つの地域だけでなく、周辺地域一帯の活性化を目的に、地域全体の魅力を発信していくこと。
(⇒P87 掲載)

オープンデータ

行政が保有するデータを、誰もが二次利用できる形式で公開し、社会が効果的に活用することにより、新たな価値を創造していこうとするもの。
(⇒22、111 掲載)

オンライン相談

WEB 会議ツールを活用したインターネット上での移住相談のこと。時間・場所・移動などの制約を受けない利点がある。

(⇒P78 掲載)

【カ行】

学校運営協議会

保護者や地域住民が参画し、学校運営に関する協議を行う各学校に設置される合議制の機関。
(⇒P37 掲載)

キャッシュレス決済

お札や小銭などの現金を使用せずに、クレジットカードや電子マネー、スマートフォンアプリなどを利用する決済（支払い）
(⇒P24.80.83 掲載)

共助交通

バスやタクシーなどの公共交通機関だけでは十分な輸送サービスが確保できない場合、NPO法人や地域の自主組織（まちづくり団体）等の非営利団体が、自家用自動車を使用して有償または無償で行う輸送サービス。
(⇒P106.107 掲載)

共生型サービス

高齢者や障がい児者が同一事業所でも利用できるサービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）。
(⇒P61 掲載)

業務継続計画（BCP）

災害時の優先業務の実施態勢を確保するため、事前に必要な人員、資機材等の確保・配分を定めておき、災害発生後の業務の立ち上げ時間の短縮や発災後の業務レベルの向上を図る計画。
(⇒P114 掲載)

居住支援協議会

住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障がいのある人など）の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等により構成する協議会。
(⇒P97 掲載)

居住支援法人

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係

る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するもの。

(⇒P97 掲載)

「麒麟のまち」関西情報発信拠点

麒麟のまち圏域（鳥取東部1市4町、兵庫北部2町）の様々な魅力を発信し、地元製品の販路拡大、交流人口の増加、移住定住の促進を図るため、平成29年4月、大阪中之島に開設。

(⇒P67.72.76.84 掲載)

麒麟のまち圏域

経済・文化等様々な面でつながりの深い鳥取県東部（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）及び兵庫県北但西部（香美町、新温泉町）の1市6町で構成する圏域。通称「麒麟のまち」とし、「麒麟のまち」圏域での観光振興及び移住定住の促進等の広域連携に取り組む。

(⇒P33.78.83.84.87.106.108.掲載)

クラウドファンディング型ふるさと納税

自治体の課題解決のための具体的な事業を設定し、インターネット経由で共感された方から寄附を募り、その寄附金に対してふるさと納税の税額控除が受けられる仕組み。

(⇒P24 掲載)

グランピング

グラマラス（魅力的な）とキャンプを組み合わせた造語。キャンプ用品や食材・食事が予め用意されているため、気軽に豪華なアウトドアを楽しむことができる新しいキャンプのスタイルのこと。

(⇒P81 掲載)

グリーンツーリズム

農山漁村地域での自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

(⇒P79 掲載)

健康寿命

平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。

(⇒P8.16.42.43.50.51.54 掲載)

減債基金

借入金の返済を計画的に行うための積立金。

(⇒P6 掲載)

公共交通空白地有償運送

バスやタクシーなどの公共交通機関だけでは十分な輸送サービスが確保できない場合、NPO法人等の非営利団体が、自家用自動車を使用して有償で行う輸送サービス。

(⇒P61 掲載)

コールドチェーン

製品の生産・輸送・消費の過程において、途切れることなく一貫して低温に保つ物流方式のこと。

(⇒P73 掲載)

国立社会保障・人口問題研究所の推計

人口や世帯の動向、社会保障政策や制度の研究を行っている、厚生労働省に所属する国立の研究機関が示した日本の将来推計人口（平成29年推計）。

(⇒P3 掲載)

子育て世代包括支援センター

母子保健法に基づき市町村が設置する機関で、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する。

(⇒P33.61 掲載)

子ども家庭総合支援拠点

児童福祉法に基づき市町村が設置する機関で、児童相談所、子育て世代包括支援センター等関係機関と情報共有し、実態把握や相談対応等のソーシャルワークを行うことにより、子育て家庭、妊産婦等を支援する。

(⇒P35 掲載)

【サ行】

サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却処理するのではなく、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用するリサイクル手法。

(⇒P121 掲載)

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、エネルギー源として持続的に利用できるものと認められるもの。

(⇒P10.66.67.70.71.120.121 掲載)

財政調整基金

災害など必要やむを得ない理由で財源不足が生じた場合に活用するための積立金。

(⇒P6 掲載)

サプライチェーン

製品の原材料調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れ。

(⇒P66.72.74 掲載)

サプライチェーンマネジメント

「原材料や部品調達→生産→流通→販売」という一連のプロセス全体を経営管理する取組。

(⇒P76 掲載)

山陰海岸ジオパーク推進協議会

地質・生態学的環境の資源価値を高めていくほか、教育的活用やジオツーリズムの場として利用できる環境整備を行うなど、地域の活性化に向けた活動を行うために行政、民間団体等で構成された組織。

(⇒P80.87 掲載)

山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議

2 府 5 県にわたる 52 の基礎自治体で構成されており、山陰新幹線の早期実現に向けた各種活動を行う。

(⇒P87 掲載)

産学金官連携

企業(産)が、技術やノウハウ、アイデア、人材、高度な専門知識をもつ大学等(学)や金融機関(金)、公設試験研究機関等(官)と連携して、新製品開発や新事業創出を図ること。

(⇒P66.67.68.70 掲載)

ジェネリック医薬品

成分そのものやその製造方法を対象とする特許権が消滅した先発医薬品について、特許権者ではなかった医薬品製造会社がその特許の内容を利用して製造した同じ主成分を含んだ医薬品。

(⇒P43 掲載)

自己有用感

人の役に立った、人から感謝された、人から認められたといった、自分と他者(集団や社会)との関係を自他共に肯定的に受け入れられることで生まれる自己に対する肯定的な評価。

(⇒P37 掲載)

自主防災会

地域住民が自主的に連帯し、防災活動を行う組織。

(⇒P113.115 掲載)

市長による後見等申立て

成年後見制度が必要な人で本人及び親族による申立ができない場合に、市長による法定後見の開始申立を行うこと。

(⇒P47 掲載)

実質公債費比率

地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。この割合が小さいほど財政の自由度が高いと評価される。

(⇒P6 掲載)

シティプロモーション

地域を持続的に発展させるために、その魅力を発掘し、内外に効果的に訴求し、人材、物財、資金、情報などの資源を地域内部で活用可能としていくこと。鳥取市においては、シティセールス戦略を長期的な取組と捉え、このうち短期的に取り組む施策としてシティプロモーションを位置付けている。

(⇒P84 掲載)

市南部地域

河原町(稲常、片山、布袋、袋河原はすでにジオパークエリアのため除く。)、用瀬町、佐治町。

(⇒P81 掲載)

市民活動拠点アクティブとっとり

本市で活動する市民活動団体や個人の情報発信や交流の拠点となる場所で、市民活動団体等が登録することにより、会議室等の施設や設備を利用することができる。

(⇒P65 掲載)

市民体育祭

「市民の体育の向上と体力の増進、健康で明るい生活づくり」を目的に、昭和33年から開催。すべての市民が参加できる小学校区対抗形式の大会。

(⇒P54.55 掲載)

市民等

市内に在住する人、市内で働きまたは学ぶ人、市内において事業または活動を行う団体。

(⇒P1.112.114 掲載)

将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている将来の負担の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。この割合が小さいほど、将来の負担が少ないと評価される。

(⇒P6 掲載)

ショートステイ

児童の保護者が社会的理由や精神的理由により、一時的に家庭において児童を養育できない場合に、その児童を児童養護施設で宿泊預かりして養育・保育等を行うサービス。

(⇒P34 掲載)

スポーツツーリズム

ウォーキング、トレッキング、サイクリングなど地域の自然環境をいかしたスポーツを楽しむ観光形態。

(⇒P54.55.83 掲載)

スポーツ・レクリエーション祭

子どもから高齢者まで生涯を通じて市民が気軽にニュースポーツやレクリエーションを楽しみながら健康づくりと交流を深めることを目的に、平成2年度から開催しているスポーツイベント。

(⇒P54 掲載)

スマート自治体

システムやAI等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体。

(⇒P110 掲載)

スマート農業

ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業。

(⇒P74.75.111 掲載)

生活交通

鉄道、路線バス（民間路線バス、市が運営している有償バス）、乗合タクシー、タクシーなどの公共交通のほか、住民が主体となった輸送手段（共助交通）など、市民の日常生活を支える移動手段全般を指す。

(⇒P17.106.107 掲載)

性的マイノリティ（LGBT）

同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのこと。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいう。そのほか、性的マイノリティを表す言葉として、レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の英単語の頭文字を並べた「LGBT」や、アセクシュアル（無性愛者）、クエスチョニング（心の性や性的指向がわからなかったり、迷っていたりする人）などがある。

(⇒P56.59 掲載)

成年後見制度

認知症などさまざまな障がいにより、物事を判断する能力が十分でない方に、申し出により家庭裁判所が援助者である後見人等を選び、その方の財産の保全、また契約等の手続きをかわって行う制度のこと。

(⇒P47 掲載)

【夕行】

多極ネットワーク型

いわゆる一極集中型の都市構造ではなく、中心市街地や複数の生活拠点において、医療・福祉、商業の各施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく、ネットワーク化された公共交通により各施設に容易にアクセスできるなど、日常生活に必要な各種サービスが住まい等の身近に存在する都市形態。

(⇒P20.98 掲載)

多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会。

(⇒P62 掲載)

団塊ジュニア世代

一般的に、昭和 46～49 年(1971～74 年)生まれの大きな人口の隆起を指す。

(⇒P8 掲載)

団塊の世代

一般的に、昭和 22～24 年(1947～49 年)生まれの大きな人口の隆起を指す。

(⇒P4.8 掲載)

地域おこし協力隊

人口減少・高齢化が進む地方へ都市部の人材が移住し、さまざまな支援活動を展開する制度。

(⇒P104 掲載)

地域学校協働活動

地域と学校が目標を共有し、地域全体で子どもたちの成長を支えることを通して持続可能な地域づくりを推進する活動。

(⇒P37 掲載)

地域ケア会議

多職種の専門職の協働の下で、(1)高齢者個人に対する支援の充実と、(2)それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として市町村や地域包括支援センターが開催する会議体。

(⇒P46 掲載)

地域コミュニティ

地域または共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うもの。

(⇒P7.9.21.65 掲載)

地域コミュニティ計画

まちづくり協議会が、地域の現状や課題を把握し、自分たちの地域をどのようにしたいのかという目標を立て、その目標を実現するための取組等をまとめた計画。

(⇒P65 掲載)

地域循環共生圏

国が 2018 年(平成 30 年)に閣議決定した第五次環境基本計画で提唱。各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う考え方。

(⇒P10 掲載)

地域食堂(こども食堂)

子どもを中心に高齢者、障がいのある人をはじめさまざまな人が集う地域の居場所であり、地域のさまざまな人が関わり、無料または安価で食事を提供し、気軽に相談ができ学習支援なども行う取組。

(⇒P34.61 掲載)

地域生活拠点

駅や総合支所周辺など、地域の中心的役割を担う地区として、行政支所機能、診療所、食品スーパー等の日常生活に不可欠な生活サービス施設等が集積する地区。

(⇒P20.94.95 掲載)

地域福祉相談センター

さまざまな地域生活課題を一旦丸ごと受け付け、課題の解決や専門機関への取り次ぎなどを行い、課題の早期発見・早期対応につなげる相談窓口のこと。

(⇒P61 掲載)

地域ブランド調査

地域ブランド及び企業ブランドの研究とコンサルティングを行う「ブランド総合研究所」が 2006 年から毎年実施している調査。各都道府県と市区町村の魅力度やイメージ、観光・居住・産品購入の意欲など 110 項目にわたる調査を行い、全国約 3 万人の消費者からの回答を集めたもの。

(⇒P85 掲載)

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3 職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。

(⇒P45.47.61 掲載)

小さな拠点

複数の集落が集まる基本的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを連携させ、生活を支える新しい地域運営の仕組み。

(⇒P102.105 掲載)

中核市

都市の人口規模によって定められた日本の都市制度の1つ。市に都道府県の事務権限を移譲する制度で、中核市には、政令指定都市に準じた事務が移譲される。

(⇒P1.5.6.15.20.84.86 掲載)

超高齢社会

一般的に、65歳以上の人口が、全人口に対して7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれている。

(⇒P8.44 掲載)

道路関係3期成会

国道9号整備・山陰自動車道建設促進鳥取県期成会、鳥取道整備推進協議会、鳥取豊岡宮津自動車道整備推進協議会の3つの期成会が合同で活動を行う。

(⇒P87 掲載)

特定空家等

主にそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の空家をいい、他にも著しく衛生上有害となるもの、適切な管理がされず著しく景観を損なうものなど、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にあると認められる空家等をいう

(⇒P97 掲載)

特定健康診査

40歳から74歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした健診制度。

(⇒P50 掲載)

特定建築物

「多数の者が利用する建築物」で学校、事務所、共同住宅、工場などをいう。特定建築物のうち、物販店、飲食店、集会所、病院、老人ホームなど、「不特定かつ多数の者が利用するもの、又は、主として高齢等が利用するもの」は特別特定建築物という。

(⇒P97 掲載)

特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症の危険が高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、生

活習慣を見直す支援を行うもの。

(⇒P50 掲載)

鳥取港振興会

市・県・鳥取商工会議所・港湾関係業界等によって設立され、船舶・貨物の誘致を図るためのポートセールス、にぎわいイベントの実施等を行い、鳥取港の利活用による圏域の活性化をめざす取組を行っている。

(⇒P108 掲載)

鳥取市行財政改革大綱

本市が進める行財政改革の指針となるもの。昭和61年に第1次を策定以降、改訂を重ねながら、現在は、第7次大綱で「質の高い市民サービスの提供と効率的な行政経営の両立」の実現に向けて取り組んでいる。

(⇒P5 掲載)

鳥取市国際観光客サポートセンター

本市を訪れる外国人観光客のサポートを目的にJR鳥取駅構内に設置された施設。窓口対応や観光パンフレット提供、周遊タクシー受付対応等を行う。

(⇒P83 掲載)

鳥取市国際経済発展協議会

環日本海地域など海外との経済・観光交流の一層の活性化を図り、本市の経済発展を推進するために、鳥取市が主体となり市内企業、経済・観光団体、金融機関、大学、貿易支援機関、県等を構成員として平成25年4月に設立した組織。

(⇒P71 掲載)

鳥取市自治基本条例

市民、議会、行政の役割や責務、参画と協働のまちづくりを推進するための仕組み、市政運営のあり方など、本市のまちづくりの基本ルールを明らかにした条例。

(⇒P1.65 掲載)

鳥取市人口ビジョン

本市の人口の現状を分析し、めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。(令和3年3月改訂)

(⇒P3 掲載)

鳥取市民アンケート調査

本市の住民登録者の中から無作為抽出した15歳以上の男女4,000人を対象に郵送で実施。有効回収数は1,672件、有効回収率は41.8%。

(⇒P11.12 掲載)

トワイライトステイ

保護者が平日の夜間または休日に不在となるため、家庭において児童の養育が困難となった場合に、その児童を児童養護施設で預かり、生活指導、食事の提供等を行うサービス。

(⇒P34 掲載)

【ナ行】

内部統制

組織における適切な業務遂行のため、組織内部のルールや業務プロセスを整備し、運用すること。

(⇒P15.23 掲載)

ナチュラルガーデン

地元に自生する山野草を中心とした庭園。

(⇒P95 掲載)

日本遺産

地域の歴史的魅力や特色を通じ、日本の文化、伝統を語る「ストーリー」を認定する文化庁による事業。地域に点在する有形・無形の文化財を「面」として活用し、国内外に戦略的に発信することで地域の活性化を図ることを目的とする。

(⇒P82.91 掲載)

認知症カフェ

認知症の人やその家族、介護・医療の専門家、地域住民が集い、交流や情報交換を行う集いの場。

(⇒P46 掲載)

ネーミングライツ

命名権。施設等に名称をつけることのできる権利。施設等の管理者にとっては、命名権を販売することにより収入が得られるメリットがあり、命名権を購入する企業にとっては、スポーツ中継やニュース等で命名した名称が露出する機会を得られ、宣伝効果が見込まれる。

(⇒P24 掲載)

【ハ行】

働き方改革

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現するための取組。

(⇒P35 掲載)

パリ協定

世界各国が地球温暖化防止の取組を定めた国際協定。日本政府は、2030年の温室効果ガスを2013年比で26%削減することを目標としている。

(⇒P120 掲載)

半農半X

自分や家族が食べる分の食料は自給農でまかない、残りの時間は「X」、自分のやりたいことに費やすという生き方。

(⇒P75 掲載)

ビジネスマッチング

自社製品の販路拡大を狙う企業と新たな取引先を求め企業とを紹介によってつなぐこと。

(⇒P67.70 掲載)

避難行動要支援者

災害時に、自分や家族の力だけでは安全な場所への避難が困難で、まわりの人の手助けや特別な配慮が必要な人のこと。

(⇒P61.112.114.掲載)

標準財政規模

地方自治体が通常水準の行政サービスを提供するうえで必要となる一般財源の目安となる数値。

(⇒P6 掲載)

ファミリー・サポート・センター（育児型）

子育ての「手助けをしてほしい人（依頼会員）」と「お手伝いをしたい人（提供会員）」が会員となって会員同士が助け合い、預かりや送迎のサポートなど地域の子育てを応援する取組拠点。

(⇒P34 掲載)

不育治療

不育症（妊娠はするが流産、死産や新生児死亡等を繰り返す、結果的に子どもをもてないこと。）に対する検査、治療。

(⇒P33 掲載)

不妊治療

不妊症に対しての体外受精及び顕微授精等による治療。

(⇒P33 掲載)

ブロックチェーン

分散型ネットワークを構成する複数のコンピュータに、暗号技術を組み合わせ、取引情報などのデータを同期して記録する手法。

(⇒P77 掲載)

ハイトスピーチ

人種や民族、宗教など特定の属性を有する集団をおとしめたり、差別や暴力行為をあおったりする言動。

(⇒P56 掲載)

防災コーディネーター

自主防災会の活動支援、防災リーダーや防災指導員の育成を行うため、平成19年4月から市危機管理課に設置。

(⇒P113 掲載)

防災指導員

防災リーダーの中から各地区1名、市長に委嘱された防災リーダーの要となる人。

(⇒P113 掲載)

防災リーダー

防災リーダー養成研修を終了し、登録された地域の防災知識の普及や自主防災組織の育成支援を担う人材。

(⇒P113 掲載)

防犯灯

夜間、不特定多数の人が通行する生活道路で、暗くて通行に支障がある場所や防犯上不安のある場所に、町内会等の申請に基づき市が設置する電灯のこと。設置後は町内会等が維持管理を行う。

(⇒P117 掲載)

母子ショートステイ

心や体が不安定になりやすい時期に一定期間、産婦人科医療機関に母子が一緒に宿泊し、助産師等の専門職から育児の方法等について助言・

指導を受け、家庭での子育てが不安なく行えるよう支援するサービス。

(⇒P33 掲載)

母子デイサービス

出産後の母子を対象に、心身のケアや育児のサポートなど専門職による相談支援等を行うサービス。

(⇒P33 掲載)

【マ行】

マーケティング

商品開発から販売戦略の策定、広告宣伝に効果検証までの一連のプロセスを、一貫して計画して実行・管理し、商品が「売れる仕組み」をつくること。

(⇒P84 掲載)

まちづくり協議会

平成20年度の「協働のまちづくり元年」を契機として発足し、地域固有のまちづくりに主体的に取り組んでいる地区公民館を単位とするコミュニティ組織(61の全地区に設置されている)。

(⇒P64.65 掲載)

【ヤ行】

遊休不動産

空き家、空き店舗など、十分に活用されていない不動産。

(⇒P72.98.100 掲載)

ユネスコ世界ジオパーク

ユネスコの支援事業として行われてきた世界ジオパークネットワークの活動が、平成27年11月、ユネスコの正式プログラムに決定され、世界ジオパークのユネスコ世界ジオパークへの移行が認定された。正式プログラム化により世界遺産と同じ位置づけとなり、認知度・発信力の向上が期待される。

(⇒P80 掲載)

【ラ行】

ライフサイクルコスト

構造物が建設されてから、解体撤去されるまでにかかる総費用。初期建設費であるイニシャルコストと、光熱費、点検費、維持修繕費、解体撤去費などのランニングコストにより構成さ

れる。

(⇒P96 掲載)

リノベーション

既存の建物に改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えたりすること。

(⇒P72.98.100 掲載)

臨時財政対策債

国が財源不足により地方交付税の総額を確保できない場合に、不足分を地方が借り入れる地方債。借入金返済額は、全額が地方交付税で賄われる。

(⇒P6 掲載)

ローカル5G

企業や自治体等が、自らの建物内や敷地内に自営で構築する5G通信環境のこと。

(⇒P111 掲載)

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

仕事と家庭生活の両方を充実させることにより、相乗効果を生み出すという考え方。

(⇒P59 掲載)

ワーケーション

仕事[work]と休暇[vacation]を組み合わせた造語であり、テレワークを活用し普段の職場や居住地から離れ、リゾート地や温泉地、さらには全国の地域で仕事を行いつつ、その地域ならではの活動を行う新しいワークスタイル・ライフスタイル。(出典：一般社団法人日本テレワーク協会)

(⇒P72.79.81.111 掲載)